資料３－６

令和7年度　各区障がい者基幹相談支援センター　自己評価シート

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			北 区障がい者基幹相談支援センター			
1 相談支援事業の概要			令和7年度			
	1－1 実施状況について					
		法人名称	社会福祉法人北区さつき会			
		開所曜日	月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）			
		開所時間	午前9時～午後5時30分			
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定障害児相談支援事業			
		事業所の特長	昼間の人口がおおよそ人口の4倍となり、他区からの通所利用者も多いなど、都市部特有の地域特性があります。そのため、災害時に帰宅困難者が発生することも想定されており、平時から、行政、事業所、医療機関、教育機関などと連携しながら、地域全体で支えるネットワークづくりを重視するとともに、都市部ならではの課題にも取り組んでいます。 また、法人内には、保育所、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所もあり、子どもから成人期まで切れ目ない支援につなげやすい環境があります。 こうした法人内外の連携を活かし、地域全体で支える中核的な役割を担っています。			
	1－2 職員の状況					
				常勤職員	非常勤職員	計
			専任			0 人
			兼務	3		3 人
			計	3 人	0 人	3 人
	1－3 専門資格の保有状況					
			相談支援専門員3名（主任相談支援専門員2名、相談支援専門員1名） 社会福祉士3名 精神保健福祉士1名 介護福祉士1名 介護支援専門員1名 児童指導員1名			
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制					
			障がい名	実施曜日	実施時間	
	1－5 センター業務についての理念・基本方針					
			法人の理念である「地域で困っている人の一助となり、地域に寄り添う」のもと、障がいのある方や家族の思いを丁寧に受け止め、一人ひとりの状況や背景を把握しながら支援を行っています。相談員がこれまで培ってきた経験や専門性を活かし、まずはセンターで相談内容や課題を整理・アセスメントした上で、必要な支援につながる関係機関と連携・調整を行うなど、ワンストップによる支援を実践しています。 また、自ら地域へ出向くアウトリーチを重視し、支援を必要とする人が早期に相談へつながる体制づくりを進めています。相談を待つだけではなく、地域の関係機関や現場に積極的に関わることで、課題の早期発見と迅速な支援につなげています。 さらに、障がいのある方を地域の一員として捉え、地域の中で孤立することなく、その人らしく暮らし続けられるよう支援するとともに、地域課題について関係機関と継続的に協議し、連携強化を図っています。また、イベントや研修等を通して、障がい理解を深める啓発活動にも取り組んでいます。			

事業所名	北 区障がい者基幹相談支援センター

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	10.91	131

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1191	1191

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	809 件	107 件	83 件	182 件	9 件	1 件	1191 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	21	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	26
	聴覚	5	1	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	肢体	32	5	14	103	0	3	1	14	0	3	0	0	175
	内部	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	4
	計	58	8	15	114	0	4	1	14	0	5	3	0	222
難病		10	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	13
重症心身障がい		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
知的障がい		105	6	20	12	3	4	7	2	4	1	0	4	168
精神障がい		331	13	88	80	0	22	57	39	20	5	5	2	662
発達障がい		53	4	6	0	1	2	5	1	7	0	0	0	79
高次脳機能障がい		4	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	10
そ の 他		28	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	33
合計		593	33	131	209	4	32	71	56	33	11	8	10	1191

2－2 相談支援に関する分析

相談全体では、精神障がいに関する相談が662件と最も多く、全体の半数以上を占めていました。内容も、福祉サービス、健康・医療、不安解消、家計・経済、生活技術、就労など複数分野にまたがっており、課題が複合化していることが特徴として見られました。特に、不安感の強さから外出や通所が継続しにくいケースや、対人関係による就労継続の困難さ、ひきこもり状態の長期化など、生活全般にわたる継続的な支援の必要性がうかがえました。

また、相談手段では電話相談が809件と最も多く、まずは電話等で気軽に相談したいというニーズの高さがうかがえました。一方で、継続的な支援が必要なケースについては訪問支援も182件あり、相談者の状況に応じて電話相談から訪問支援へつなげるなど、柔軟な支援を行っていました。

さらに、北区は企業が多い都市部であり、「働きたい」というニーズが高い地域特性があります。就労系事業所も約90事業所以上ありますが、職場適応や離職後の生活不安など、就労と生活課題が密接に関係する相談も多く見られました。

身体障がいに関する相談では、中途障がい者の方から不安解消に関する支援件数が多く、精神面を含めた継続的な支援の必要性がうかがえました。一方で、重症心身障がい児者に対応できる社会資源は、児童・成人分野を合わせても数か所に限られており、北区内では社会資源が十分でないため、他区の事業所を利用せざるを得ない状況が課題として見られました。

高齢家族との同居や「親亡き後」を見据えた将来不安に関する相談に加え、子どもの発達に関する相談もありました。具体的には、発達への不安や、保育園からの指摘を受けて相談につながったケースが見られました。こうした状況から、家族全体を包括的に支援する視点が求められるとともに、子育て・教育分野を含む関係機関との連携の重要性が一層高まっていました。

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	・職員それぞれがこれまで3障がい分野に従事してきた経験や研修会に積極的に参加し、緊急性や支援の必要性を早期に把握し、迅速かつ専門機関とチーム支援を行うことができました。 ・毎月北区障がい福祉・障がい児支援事業所マップ（事業所一覧）を行政や相談支援事業所等に出向き直接手渡すことで、日頃からコミュニケーションを図り、相談につながりやすい体制づくりを続けていくことができました。	・相談内容が複雑化する中で、判断に迷うケースや専門的知識が必要なケースもありましたが、検討や支援を振り返る時間が十分に確保できず、相談員一人が抱え込みやすい状況もありました。今後は、日頃から相談員間で情報共有や事例検討を行い、多角的な視点で支援できる体制づくりを進めていきたいと思います。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	北区は企業が多く就労者が多い地域特性から、就労継続や職場適応、離職後の生活不安など就労に関する相談が多く見られました。支援件数の内訳でも就労相談が一定数を占めており、地域特性を反映した傾向といえます。このため、就労支援機関や医療機関、企業担当者と連携し、生活全体を見据えた支援を行いました。 ・電話相談やアウトリーチ支援により早期相談や継続支援につながるケースも多く、相談件数は北区の実情や障がいのある方を取り巻く状況を適切に反映していました。特に精神・知的・発達障がいに関する相談が多く、複数領域にわたる支援の必要性が示されています。	・アウトリーチを行う中で、基幹相談支援センターの認知が十分でないことを知り、今後もアウトリーチや地域活動への参加を継続し、身近に相談できる窓口として周知を進めていきたいと思います。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	・相談対応では、相談者の思いや「こうありたい」という将来像を大切にし、現在の生活状況や困りごとだけではなく、常に相談者の希望や強みに着目した支援を行いました。 ・相談者と支援者との認識のズレがないように対話を重ねていくとともに、必要に応じて目標や支援内容を可視化しながら、計画相談支援事業所等の専門機関と連携し、相談者が自分らしく生活を選択できるよう支援を行いました。	・今後も相談者の思いや希望、強みに着目しながら、相談者主体の支援となるよう丁寧に対話を重ね、相談者自身が自分で選択し、その選択に納得しながら生活していけるよう支援につなげていきたいと思います。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	・社会福祉士、精神保健福祉士以外にも介護福祉士や介護支援専門員、児童指導員など高齢分野や児童分野に精通した職員を配置していることから、家族問題やこどもの発達、高齢の親との同居、介護負担等を含む複合的な課題にも対応してきました。その結果、家族だけで抱え込まない生活支援につなげることができました。	・支援が長期化しやすい相談については、関係者との定期的な情報共有や事例検討、役割整理を行い、特定の相談員に負担が集中しないようチームでの支援体制を整えていきます。また、相談員一人ひとりが疲弊することのないよう、引き続きチーム支援の強化に取り組んでいきます。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	・令和6年度には地域生活定着支援センターと連携し支援してきましたが、今年度は触法障がいに関する相談の機会がありませんでした。しかし、所内で令和6年度の経験を踏まえて支援の流れや関係機関との役割整理について相談員間で共有を行いました。	・触法障がいに関する相談については、地域生活定着支援センター等の専門機関との役割や連携方法について改めて理解を深めるとともに、学習の機会や、支援にあたる時にはバディー制による対応を通して、チームで対応力を高めていきたいと思います。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	・相談員は常時職場携帯を所持しており、相談者や関係機関から連絡があった時、面談中や移動中、休日等であっても職員間で連絡を取り合いながら情報をリアルタイムで把握することで、早期対応につなげることができました。	・緊急時の対応は、相談員個々の経験値に影響を受けることがあるため、今後は職員間で緊急時対応の振り返りを行い、チーム全体として対応力の向上を図っていきます。また、相談員一人ひとりが過度な負担を抱えて疲弊することのないよう、チームで支え合う体制を強化していきます。

事業所名			北 区障がい者基幹相談支援センター		
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	・地域生活支援拠点等の整備、充実に向けて、事業所に呼びかけを行いました。北区地域自立支援協議会において協力事業所からプレゼンテーションしてもらい、各事業所の特色や役割について理解が深まり、協力事業所の選定につながりました。	・地域生活支援拠点等の協力事業所の選定につながりましたが、役割や連携方法については共有できていません。少しずつ体制づくりを進めていく必要があります。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	・毎月、北区障がい福祉・障がい児支援事業所マップ（事業所一覧表）を相談支援事業所に出向いて手渡ししていることから、相談支援専門員とは日頃から顔を合わせて話をすることができています。その都度各事業所の受け入れ状況等を把握することができました。区保健福祉センターからの選定会議の依頼に対して協力的に応じ、選定にかかる対象者の障がい特性や生活背景、家族、医療状況などの他に、区役所へ申請に来られた際の相談者やそのご家族の様子、不安感や困りごと等丁寧に共有しながら、相談者が安心して相談できるかを重点的に置き選定を行いました。	・今度も各相談支援事業所の特徴や強みを継続して把握しながら、より丁寧なマッチングを行っていきたいと思います。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	・毎月各相談支援事業所を訪問し、日頃から事業所が抱えている困りごとや課題等について情報共有を行いました。少しずつ基幹相談支援センターへ相談があり、制度上の支給量だけでは解決が難しい相談者の実情に応じた柔軟な支援が求められるケースについて、必要に応じて助言や支援につなげることができました。	・基幹相談支援センターへ相談しやすい関係づくりを目指し、制度や支援方法など学び合える機会をつくりながら、支援の質を高められる体制づくりにつなげていきます。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	8050世帯や認知症の家族と同居している障がい者への支援については、地域包括支援センターやオレンジチームと同行訪問し、それぞれの専門性を活かしながら、役割分担を行い、家族全体を視野に入れた支援を実施しました。	8050世帯など分野をまたぐケースに対して、つながる場を活用し円滑に連携できる体制づくりにつなげていきたいと思います。
	3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	・協議会活性化に向けて、令和7年度から新たな運営方式に変更しました。障がい児者・分野別の専門部会を設けず、行政、福祉事業者、医療関係者等が一体となり、共通する地域課題とするテーマについて協議する「事業所交流会」を2か月に1回開催しました。事業所や障がい種別の垣根を超えたバズセッション方式を取り入れ、一回ごとにテーマを3つ設定し、各テーブルにファシリテーターを配置しました。 交流会では、『課題抽出』『解決策』『具体的行動企画』の流れで意見交換を行い、多様な立場や分野を超えて地域課題をどのように具体的な行動へつなげていくかを参加者同士で検討し、分野横断的な支援を学び合える協議会運営に努めました。	・専門部会から事業所交流会へと協議会活動の体制を変更したことで、分野横断的な地域課題を共有することができました。しかし、障がい児支援や就労、医療など、同じ専門分野の事業所同士が、日頃の支援で感じている不安や課題を率直に話し合う機会がないという意見も挙がりました。今後は、横断的に議論する機会も持ちつつ、専門分野ごとの意見交換や情報共有の場も設け、現場の声を反映した協議会運営につなげていきたいと考えています。
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	・今年度は専門部会から事業所交流会へと体制を移行し、個別事例を検討するには至りませんでした。個別事例を自立支援協議会へ挙げてもらうように周知していますが、提出はありませんでした。 ただし、区役所や基幹相談支援センターへ相談があったケースについては、必要に応じてケース会議を開催し、関係機関で役割分担や支援方針を検討し、一定の課題解決につながりました。 また、児童分野の事業所や発達相談の増加を踏まえ、障がい児支援に関する研修会を実施し、参加者の約9割が理解を深められたと回答しました。	・専門部会から事業所交流会へと移行したことで、分野横断的な地域課題を共有することが可能となりましたが、子どもと大人の課題が重複するような複合的な事例について、関係機関が一緒に検討する機会が十分ではありませんでした。今後は、分野横断的な議論に加え、児童・成人双方の視点が必要となる複合的な事例を取り上げ、関係機関が協働して検討できる場を設けることで、より実践的な連携体制の強化につなげていきたいと考えています。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	・障がいのある方は、意識して地域とのつながりをつくっていかなければ、支援者や福祉サービスとの関係に限定されやすく、地域の方々との交流の機会が少なくなる現状があります。そのため、「北区民カーニバル」への参加や、障がい者週間に合わせた「メッセージライブ」の開催を通して、北区民の方々と共通の体験を持ち、障がいの有無に関わらず一緒に過ごしつながる機会となりました。	・現在継続している「北区民カーニバル」や「メッセージライブ」などの交流の機会づくりは、今後も継続していく方向で考えています。その上で、障がいのある方やご家族同士が交流できる場、また、地域で活躍できる活動など、北区らしい社会資源を新たに生み出していくことも検討していきたいと考えています。

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター		
3－5 地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	・普段から障がい者支援施設等に適宜訪問し、地域移行に向けてアウトリーチを行いながら関係づくりに努めてきました。事業所内に地域移行にかかるコーディネーターの配置もあることから、実際の地域移行支援を利用するケースがありませんでした。 ・矯正施設や入所施設から地域生活へ移行するケースについて、グループホーム等の地域資源を活用しながら支援を行いました。中には、こうしたケースを積極的に受け入れている事業所もあり、連携しながら地域生活へつなげる支援を行いました。	・引き続きアウトリーチを行いながら、地域移行支援の実際の利用につなげていく体制づくりを進めていきたいと考えています。また、事業所内でも制度について理解を深められるよう勉強会を行い、地域移行につながりやすい環境づくりに取り組んでいきます。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	・他県から北区に転居したいという相談が多く、地域の街歩きや社会資源に関する情報収集や提供、関係機関との調整等を行いました。 ・8050問題の予防を視野に入れ、相談時には目の前の課題解決だけではなく、将来を見据えながら安心して暮らし続けられるかを相談者やご家族と考えてきました。将来を見据えて今から行動に移すことについては戸惑いを抱えることも多く、納得しながら進めていくには時間を要する時もありました。しかし、言葉だけではなく、実際一緒に事業所の見学や体験を通してイメージを持ってもらうきっかけづくりを行いました。	・将来を見据えた支援に取り組む中で、相談者やご家族が行動に移すタイミングが難しく、納得しながら進めるには時間を要する場面がありました。今後の課題としては、早期から将来を見据えた準備に取り組めるよう、継続的な関わりと情報提供を強化し、適切なタイミングで支援につながる環境を整えていきます。
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	・虐待通報・届出はありませんでした。日頃から区役所と虐待対応の流れや役割を確認し、虐待が疑われる場合には、速やかに連携して対応できるように努めています。また、相談者の様子や家庭環境の変化に注意を払い、小さな変化や困りごとを見逃さないように意識して関わりました。	・虐待通報や届出があった際には、行政や関係機関と役割分担を整理しながら、対象者の安全確保に努めます。また、朝礼や毎月のミーティングを活用してケース共有を行い、多角的な視点を持ちながら再発防止や未然防止に努めていきます。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障がい者差別に関する相談件数は数件ありました。職場やコンサート会場における合理的配慮に関する相談については、相談者の状況を整理した上で、関係先と調整を行い、不利益が生じないよう働きかけました。また、思いを表出しにくいことや見通しが立たないことによる不安の高まりなど、障がい特性を踏まえて関係機関へ特性理解の助言を行いました。	・障がい特性や合理的配慮についての理解不足から、不利益や差別につながる場合もあるため、今後は自立支援協議会等も活用しながら、地域で障がい理解を深めるための啓発を進めていく必要があります。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	成年後見制度については、制度に精通した職員を中心に相談者の状況整理や制度説明を行い、必要に応じて家庭裁判所への申請補助などの支援を実施しました。 また、お金の管理や契約手続きに不安を抱える相談者には、あんしんさぽーと事業の情報提供を行い、必要に応じて面談に同席し利用につなげました。利用開始後も、金銭管理に不安が残る相談者に対して、生活に必要な費用を視覚的に分かりやすく整理しながら確認を行い、生活に支障が生じないよう支援に努めました。	・成年後見制度やあんしんさぽーと事業については、制度の内容や利用方法が十分に知られていない場合もあるため、今後も相談者の理解状況や生活状況に応じて丁寧に説明し、必要な支援につなげていきます。また、所内でも制度理解を深めるため、専門機関を招いた勉強会の開催など、職員の知識向上に向けた取り組みも検討していきます。
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	・事例検討の開催には至りませんでしたが、就労選択支援事業等新しい制度について概要や多機関連携の必要性などを学ぶ機会を持ちました。また、障がいのある方主体の支援や適切なサービス選択について意見交換を行い、相談支援専門員の役割や支援の質について考える場となりました。 ・事業所交流会では、毎回テーマを設定し、自己研鑽や地域における計画相談の人材育成につなげることができました。	・就労選択支援事業については、障がいのある方の希望と評価結果が一致しない場合もの支援の難しさなども課題として挙がり、今後も制度について理解を深めるとともに、事例検討を重ねながら、相談支援専門員が本人の意思決定を尊重し、本人中心の視点を持ちながら強みやエンパワメントを活かした支援について、学びを深めていけるように取り組んでいきます。

事業所名				北 区障がい者基幹相談支援センター	
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	・相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れの際には、受講者が作成した書類を事前に提出してもらい、助言が必要な部分だけではなく、良い視点についても吟味しながら、当日のインターバルにおいて、助言や意見交換を行いました。 ・相談業務に関心を寄せている支援者に対して、相談支援専門員の資格取得を勧めるなど、相談支援専門員の増員につなげる働き方を行いました。	・実際の事例をもとにした深い検討には至りませんでした。今後の課題としては、事例検討の場を設け、日々の支援に生かせる気づきや学びにつながるよう取り組んでいきます。
	3－8 その他の取組み				
				① 地域交流・地域共生の推進「区民カーニバル」に参加 地域の方々と交流する機会や障がい理解の促進を目的として、「北区民カーニバル」へ参加しました。地域の事業所や関係機関と協働し、「昔あそび」をテーマにした遊び広場、自主製品販売、ユニバーサルスポーツ体験等を実施しました。子どもから大人まで幅広い世代が参加し、障がいの有無に関わらず自然に交流できる機会となりました。また、事業所の活動を知ってもらう機会となりました。 ② 障がい理解啓発イベント「メッセージライブ」の開催 障がい者週間に合わせて「メッセージライブ」を開催しました。障がい理解を広げることを目的に、ミニ美術館、事業所での作業体験、事業所紹介動画上映等を行い、障がいのある方の日常や活動内容を地域へ発信する機会となりました。 ③ あいサポート運動を通じた障がい理解の促進 地域における障がい理解の促進を目的として、「あいサポート運動」講座を実施しました。障がい特性や必要な配慮について実例を交えながらの説明を交え専門職でなくても日常の中でできる支援があることを理解する機会となりました。 ④ 支援力向上に向けた従事者研修の実施 支援の質の向上を目的として、「一人ひとりの特性と優しく向き合うために」をテーマに従事者研修を開催しました。障がい特性への理解や支援者としての姿勢、支援と管理の境界について支援の質を見つめ直す機会となりました。 ⑤ 災害時を想定した防災研修 様々な災害状況を想定した「防災シミュレーションゲーム」を活用した研修を実施しました。大阪防災アプリやハザードマップの活用、公衆電話・AED設置場所確認等、実践的な内容も取り入れ、平時から備える重要性を共有し、BCPにつなげられるようにしました。また、聴覚障がい者支援に特化した防災研修についても実施し、情報取得や支援方法について理解を深めました。	
4 区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
				①重症心身障がい児・者が通所できる事業所は限られており、利用調整が難しい状況や、家族負担の大きさが課題となっています。北区は家賃が高く、新規開設や事業拡大が進みにくい状況もあり、利用できる社会資源に偏りがあります。そのため、必要な支援につながりにくいケースもあり、地域資源の確保や支援体制の充実が課題となっています。今後は、事業所が参入・継続しやすくなるように、家賃補助等の経済的な支援の充実が望まれます。 ②児童福祉法から障害者総合支援法へ移行する時期に、利用できる制度やサービス内容に加えて、必要な申請書類や申請時期が分かりにくく、障がいのある方やご家族が混乱する場面も見られます。年齢ごとに利用できる制度やサービス、必要な手続きや相談先などを整理し、見える化した冊子等があると、切れ目ない支援につながると考えています。	
5 自己評価を終えて					
	5－1 区地域自立支援協議会での報告				
		報告日			令和8年6月30日
		出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	年間1,191件の相談支援実績や、精神障がいを中心とした複合的な相談への対応状況について報告を受け、北区の実情に応じた相談支援が実施されていることを確認しました。電話相談を入口としながら、必要に応じて訪問支援へつなげる柔軟な支援体制は評価できるとの意見がありました。
			2	相談支援の状況について	精神障がい、8050問題、就労支援、権利擁護など、多様化・複雑化する相談に継続的に対応していることが共有されました。一方で、重症心身障がい児者の社会資源不足やライフステージ移行時の支援、相談支援専門員の人材確保など、地域課題についても引き続き協議していく必要があるとの意見がありました。
			3	業務に対する自己評価について	自己評価は概ね適切であり、多くの項目で高い評価となっていることが確認されました。特に関係機関との連携や地域ネットワークづくり、人材育成への取組は評価されました。一方で、『地域生活支援拠点の面的整備』及び『個別事例検討の場の充実』については課題として共有され、今後の改善に期待する意見がありました。
			4	区における地域課題について	福祉従事者の人材不足、重症心身障がい児者が利用できる社会資源の不足、ライフステージ移行時の切れ目のない支援、地域生活支援拠点の機能強化などが地域課題として共有されました。また、「つながる場」や事例検討の場を活用し、障がい分野だけでなく教育・医療・介護など関係機関が連携しながら、本人や家族を中心とした切れ目のない支援につなげていくことの必要性が共有されました。

事業所名	北 区障がい者基幹相談支援センター
5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）	
令和7年度の自己評価を通して、基幹相談支援センターは地域の中核機関として専門性を活かした相談支援、関係機関との連携、地域づくりに着実に取り組んできたことが確認されました。一方で、地域課題は年々複雑化しており、地域生活支援拠点の運用強化や個別事例検討の充実、人材育成など継続的な取組が必要です。今後も地域自立支援協議会と連携し、福祉従事者の質の向上、地域課題の解決、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて取り組んでいきたいと思います。	

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要		令和7年度
1－1 実施状況について		
	法人名称	特定非営利活動法人あるる
	開所曜日	月～金
	開所時間	9:00～17:30
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、 居宅介護事業、重度訪問介護事業、移動支援事業、生活介護事業
	事業所の特長	自立生活センターとしての活動背景があり、障がい当事者自身が主体となって事業所運営、活動、取り組みなどをおこなっています。区保健福祉センターと近い距離にあり連携もしやすく、相談者にとっても訪問や相談しやすいセンターです。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	1	1 人
兼務	5	3	8 人
計	5 人	4 人	9 人

1－3 専門資格の保有状況

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
脳性麻痺	月～金	10:00～17:30
脳血管障害	月・水・木・金	10:00～17:30

1－5 センター業務についての理念・基本方針

基本相談（委託相談支援）から一定期間を経て計画相談に移行となるケースが多い一方で、サービスにつながらずに委託相談として長期に関わっているケースもあります。計画相談については、区からの依頼や特別なケースを除き、原則として増やさない方針とし、計画相談支援事業所につなぐまでの支援や計画相談支援の対象とならないケースへの対応をおこなっています。選定依頼に関しては公平・中立の観点から、原則、区内の相談支援事業所全てに声をかけ、会議の場で手上げ方式で計画相談を依頼する形式をとっています。
相談の入り口は、地域の方（障がいのある子どもの保護者）からの相談をはじめ、病院、地域包括支援センターや見守り相談室、都島オレンジチーム、区の子育て支援室や精神保健福祉相談員、就業・生活支援センター、触法ケースなどの相談で大阪府地域生活定着支援センターからなど、多岐にわたり、そういった他機関との連携を大切にします。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	19.75	237
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1473	1473

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1031 件	170 件	110 件	108 件	41 件	13 件	1473 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	41	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	1	50
	聴覚	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	肢体	83	0	5	1	0	0	2	0	1	1	1	8	102
	内部	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9
	計	135	0	5	9	0	0	2	0	2	1	1	9	164
難病		46	2	5	1	0	0	1	2	0	0	0	3	60
重症心身障がい		2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
知的障がい		158	2	14	30	0	7	21	6	18	2	2	16	276
精神障がい		440	22	58	97	1	6	39	8	27	2	16	46	762
発達障がい		92	6	2	52	1	6	5	7	4	1	4	14	194
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		5	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	7	14
合計		878	32	84	190	2	20	68	23	52	6	23	95	1473

事業所名			都島 区障がい者基幹相談支援センター	
2－2 相談支援に関する分析				
			基本相談（委託相談支援）から一定期間を経て計画相談に移行となるケースが多い一方で、サービスにつながらずに委託相談として長期に関わっているケースもしばしばあります。 相談の入り口は、地域の方（障がいのある子どもの保護者）からの相談をはじめ、病院、地域包括支援センターや見守り相談室、都島オレンジチーム、区の子育て支援室や精神保健福祉相談員、就業・生活支援センター、触法ケースなどの相談で大阪府地域生活定着支援センターからなど、多岐にわたります。 障害種別の割合では精神障がいの方が過半数を占めていますが、区からの選定依頼では児童ケースの割合が多いことが特徴です。また、外国にルーツを持つ方のケースも少しずつ増加しており、言語面やそれぞれの文化の違いなど、対応の必要性が高まっています。	
3 業務に対する自己評価				
3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各障がい特性に詳しい実際に支援されている方等のスーパーバイズも受けながら、決して自分たちだけで抱え込むのではなく、支援のチーム作りをして取り組んできました。 ケースを通じて関係機関のネットワークの構築と連携に注力し、当事者団体（頸損連絡会）とも連携し、区内だけでなく市内外（各区基幹や病院等）からも相談を受けることがあります。	障害があるということがわからずこれまで何の支援も受けられず、生活が困窮状態に陥ったことで行政とようやくつながることができたケースであったり、高齢の親と障害のある本人だけの孤立した世帯のケース相談も年々増えている状況です。そのため、専門機関との連携の強化もより一層必要と考えます。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談の対応方法は様々ですが基幹センターとして継続して支援にあたっているケースだけでなく、毎月15件前後(前年10件前後)の新規ケースもあり、月当たりの平均相談件数は150件以上となっています。	依然として地域に、どこにもつながっておらず埋もれているケースは多数存在すると考えられるため、引き続き包括センターや就業・生活支援センター等の他支援機関や区役所とも連携し、ニーズの取りこぼしが無いようにしていく必要があると考えます。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	障害当事者が主体となって活動する自立生活センターとして委託相談支援を取り組んできた背景があるため、障害を肯定的に捉え、本人ストレングスに着目したピアカウンセリングも通じて相互にエンパワメントし、医療モデルでなく社会モデルとして捉え、どんな障害で、どれだけ重度であっても、あたりまえに地域で社会資源を活用した自立生活が送れることを根底に取り組んでいます。そうした観点を計画相談支援事業所にも伝え、その方に必要な専門機関ともチームとなって支援に取り組んできています。	近年、相談支援事業所や福祉サービス事業所が増えてきています。新たに参入される事業所は、障害福祉以外の他分野からの参入も多くなっています。特に就労支援事業所の急増もあり、障害者支援では本人主体、福祉サービスの利用だけでなくインフォーマルな社会資源の活用も踏まえた本人の機会損失にならない視点、権利擁護、ストレングス、エンパワメントの視点が必要であることなど、本来あるべき障害福祉の在り方を今後より一層、行政とも一緒になって事業者に啓発していく必要性が高くなっています。
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	3	医療的ケア児者や精神障がい者及び強度行動障がいを伴う方に対する障がい特性の理解及びこれに応じた支援技法などに関する研修は受講し、相談支援に活かせるように努めています。 支援の困難なケースに関して、支援方針の見立てをし、関係機関とチームを作り、支援方針を相談対応を進めていけるようリーダーシップを取り、支援ネットワークを一層強化できるよう取り組んできています。 介護保険との併給ケースも増加し、都島オレンジチームや包括支援センター等からの相談、見守り相談室から複合的な課題を抱えたケースの相談も多くあり、地域ケア会議、児童に関しては要対協ケース会議に積極的に参加し、複合ケースや困難ケースに対応してきました。	ケース状況によってはケアマネジャーや地域包括支援センター、医療機関や教育機関、行政機関等様々な支援機関との連携した支援が必要です。複合的な課題や問題が長期化している事例に関しては、相談支援部会やつながる場を積極的に活用することで課題の整理や支援のネットワーク構築に努めていく必要があります。そのためには区との更なる連携が必要と考えます。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	保護観察所から相談を受け、GHや日中サービスの見学調整、計画相談への引き継ぎ対応を行いました。触法ケース支援についての学習会に参加しながら、適切に支援していけるようスキルアップの向上に努め、相談支援部会では出所後の支援をする法人と共に定着支援についての学習会を開催するなど、触法障がい者等への支援に適切に対応できるよう取組みました。	触法障がい者等の支援に関しては、基幹センターと大阪府地域生活定着支援センターよりそいネットおおさかや、保護観察所、弁護士等司法関係者、市区行政も一体となり支援に関する検討会議を持ったり、連携体制を構築していく必要があると考えます。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	職員間でスケジュールの共有をし、常時職員が当センターに居るよう努めています。また、やむを得ず不在になる場合は区保健福祉センターにも伝え、そして夜間・休日・年末年始等の緊急対応は、携帯電話へ転送するなどして、24時間対応の体制を整えています。	職員の誰かが当センターに居るよう努めているが、相談員が急なケース対応やその他の基幹業務で外出も多く、相談員不在となる時間帯もある。その場合、電話対応や来所対応の前捌きや相談受付を事務職員が行うことで対応している。

事業所名			都島 区障がい者基幹相談支援センター		
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	現在、都島区では3事業所が地域生活支援拠点の登録をしていただいてますが、それ以降なかなか増えない状況です。緊急ケースには、登録されていない事業所も様々に取組みはされていますが、拠点登録してさらにネットワークが強化されていくよう努めていきます。 また支援が困難であるケースに関しては、多職種も集まる自立支援協議会(相談支援部会)にて支援内容を検討し、地域で支え合えるよう取り組んでいます。	地域生活支援拠点自体を知らない事業所も多いと思われるため、市とも連携しながら、地域生活支援拠点の説明会など継続して実施していく必要があると考えます。そして、登録事業所の連携強化にも引き続き努めていきます。
	3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月2回（内臨時1回）、都島区役所で選定会議を開催しています。月1回では会議直後に選定として依頼が来るケースが長い期間選定出来ない状況があったため、臨時選定会議として開催しています。 緊急性が認められるケースや障害特性等の内容に応じては選定会議を通さずに選定する場合もありますが、中立・公平性の観点は充分留意した上で選定にあたるようにしています。	区内の事業所は当初に比べると増加し、一人体制の事業所もあり、新規ケースの受け入れ困難な事業所も多くあります。 また、選定会議を開いても出席していただいている事業所は全体の半数以下であり、多くの事業所に参加していただける方法を考えていかなければならない。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	地域の指定相談支援事業所から制度利用や障害特性に応じた支援について相談があった場合、情報提供や支援方法について提案・助言を丁寧に行うよう努めています。ケースによっては関係機関や相談者との間に入る等の対応も行ってきました。支援が困難なケースに対しても市等に確認しながら一緒に対応することもありました。 また、新設されたサービス提供事業所の情報提供も行っています。	今後も引き続き区基幹センターとして地域の指定相談支援事業所のバックアップに努め、相談支援部会とも連携し後方支援していきます。また、大阪市の計画相談事業所の増加もある一方で、相談員のバーンアウトや採算が取れない等により事業所の閉鎖も毎年一定数あることから、市としても相談支援体制を総合的にバックアップする取組みを実施していく必要があると考えます。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域福祉コーディネーター連絡会にて地域福祉コーディネーターや地域包括支援センターおよびブランチの方々と連携が取れており、中野まちづくり協議会（地域活動協議会）、都島区社会福祉施設連絡会（高齢・こども・障害）役員会に参画し、他分野の相談支援機関等との連携強化に努めています。複合的課題があるケースや困難ケースに関して「つながる場」を活用し、地域の支援者全体で役割分担しながらケースの支援を進めていくことが出来ました。年々他機関との連携が必要なケースや支援方針等を検討する機会が増加していると感じています。	障害者が65歳に到達し、介護保険と障害福祉サービスを併用するケースや介護保険サービス利用者が新たに障がい福祉サービスを併給することになったケースなど年々増加していることから、より一層、区基幹センターと包括支援センター・オレンジチーム・見守り相談室等との交流の場や勉強会を継続しながら、高齢と障害の双方の制度の理解を深め、支援方針のすり合わせ等もより密に行っていく必要があります。
	3－4 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	都島区地域自立支援協議会では委員長や部会長を一部担い、区事務局と協力してその運営をおこなっています。地域当事者部会では、小中学校に向けた福祉教育プログラム、多様な障害当事者や地域の方が参加する「なかまとつながる地域の輪」も開催しました。 相談支援部会では、事業所が抱える課題共有など取り組んでいます。また、選定会議については月に2回、（内臨時1回）開催もしています。	近隣区の協議会の在り方を参考に、新たな取り組みや仕組みを検討したい。 「自立支援協議会だより」を作成して、都島区社協や、区役所保健福祉センターなどに設置し、ホームページを活用し、周知活動をしているが、自立支援協議会の認知度は低いため、事業所や区民へのさらなる周知が必要である。
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	5	相談支援部会にて、相談支援事業所が抱える実際のケースを基に、本人に関わる支援機関（ケアマネ、就業・支援センター）にも参加してもらい、事例検討会をおこないました。	部会ごとに個別事例から抽出される地域課題を市の施策として上げていますが、その課題をどう解消、解決していけるのかが課題であると考えます。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	地域当事者部会としては、来年度に「つばさをひろげて」という強度行動障害の方の地域移行に関する映画上映会を実施予定です。	障害ある方の地域生活は、まだまだ親の理解、受け入れる地域の理解も乏しいため、さらなる理解促進が必要と感じる。また、実現には障害者を支える事業者の努力によるところが大きく、そこを評価する仕組みが必要である。

事業所名		都島 区障がい者基幹相談支援センター		
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	相談支援部会と協力し、相談支援事業所に向け「地域移行を深める」学習会を開催しました。 また、事故病気等で大阪急性期総合医療センターを経由して、大阪府立障がい者自立センターに入所されている方の介助支援体制も含めた生活づくりのコーディネート、相談等にも対応してきました。	相談支援事業所に向けても、障害者支援施設に入所されている方や施設職員に障がい者の地域生活を知ってもらうための取り組みが必要であり、各区の基幹センターや関係団体、行政も一緒になって取組んでいく必要があると考えています。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	利用者や家族からの相談の中で、将来的な親元からの自立や生活力の向上に向けた支援の必要性が見られる場合には、福祉サービスの利用や地域資源の活用など、段階的な支援につながるよう努めています。特に長期的な視点から「8050問題」への意識を持ち、その前段階より早期から関われるように関係機関と連携しながら、本人の希望や状況に応じた体験や情報提供を行うよう心がけている。また、今年度は地域の身体障害のある方に向けて自立支援取り組みも実施することができた。	親亡き後ではなく、親が元気なうちの自立生活に向けて、本人だけでなく、親や親族、学校や地域にも、障害者の地域生活・自立生活を知っていただく必要があると考えています。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	職員は虐待防止研修を定期的に受けるようにしており、都島区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議にも参画し、関係機関とのネットワーク作りにも努めています。また、虐待通報や届出があった障害者や養護者への支援こそ重要であることも常日頃から職員間で意識向上を図り取組んでいます。	8050問題等の高齢の親が障害のある子を抱えているケースは、親は気付いていないが介護放棄（ネグレクト）状態になっていることがあり、今後こういったケースは更に増えてくると考えられます。また、支援拒否によるセルフネグレクトの方への支援は多機関が連携し支援をおこなっていけるような体制構築がより一層必要となってくると考えます。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障害者差別解消に関連する相談では、相談者本人は差別と感じていなかったり、嫌な思いをしたなどの相談もあるため、より丁寧に聞き取りするよう心がけています。	差別解消法も改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されましたが、地域の中ではまだまだ浸透しておらず、事業者への啓発をより一層すすめていく必要があります。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	日々の相談対応やケース検討を通じて、本人の意思決定が困難な場面や、権利侵害のリスクが高いと判断される状況については、必要に応じてあんしんさぽーと事業等の活用や、成年後見制度の申し立ての支援を行い、後見選任後の後見人との連携を行ってきました。また、関係機関との連携を図りながら、本人にとって適切な支援につながるよう努めています。	施設や病院での入所や入院が長期化している方の中には、親が高齢となったり親族関係がなくなったりしている方も多く、そうした方たちの財産管理・金銭管理・契約関係、そして成年後見制度の申し立てなど、施設や病院だけでおこなうには困難なケースが増えていると考えられます。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	地域包括支援センターと共催で介護保険分野と障がい分野の垣根を越えた連携・交流ができるよう研修会を開催しています。 また、相談支援部会や子ども部会での研修会や事例検討を通して様々なケースへの理解を深め、学ぶことで対応力を身につけたり、事業所間での連携も図れるよう取り組んでいます。	区内の相談支援事業所と包括支援センターや子ども部会等が連携して研修会や事例検討会を開催することで、家族複合ケースや介護保険併給ケースにも対応できる相談支援事業所の人材育成となり、地域全体のネットワーク体制の強化にもつながることを実践から感じています。そのため今後も継続した取り組みが必要です。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	大阪府の相談支援従事者研修ではファシリテーターとして協力し、初任研・現任研では地域の相談支援事業所の主任相談支援専門員とも連携しインターバル受け入れをおこない、地域の相談支援事業所の職員増員に向けて取り組んできました。	地域の中に主任相談支援専門員を増やしていき、相談支援従事者研修のインターバルでは、主任相談支援専門員、区役所、基幹センターが連携して対応を行っていく必要があると考えます。

事業所名	都島 区障がい者基幹相談支援センター
3－8 その他の取組み	
	■福祉教育 地域の小中学校で、実際に障害当事者が学校訪問し、車いす体験やレクリエーションスポーツ「ボッチャ」や当事者の地域生活の様子を伝えるなど、都島区社会福祉協議会と協働し、学校生徒・教員との交流を継続しています。 ・四条畷学園大学…4/22に訪問。 対象者：2年生 自分たちの自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に講話。 ・都島中学校…5/23に訪問。 対象者：2年生 ボッチャを通しての交流や自分たちの自立生活についての話を3クラスに別れて講話。 ・四天王寺大学…6/4にあるるにて講演。 対象者：2年生 自分たちの自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に講話。 ・近畿社会福祉専門学校…6/5に訪問。 対象者：1年生 近畿社会福祉専門学校内にて、学生さんとのボッチャ交流や質疑応答などを実施 ・大阪公立大学…10/10に訪問 対象者：1年生 自分たちの自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に講話。 2025年度9月頃に新設された学校で、今後も定期的に訪問予定。 ・四条畷学園大学…11/7 あるるにて講演 対象者：2年生 過去の学生時の経験や現在の生活についてなどを講話。また、他のあるくるメンバーとのボッチャ交流も実施しました。 ・中野小学校…2/16に訪問。 対象者：3年生 ボッチャを通しての交流や自分たちの自立生活についての話を4グループに別れて講話。 また、都島区こころの健康センターより精神障害のピアサポートの方が6名参加がありました。
4 区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	
	都島区内の障害福祉サービス受給者数は年々増加しており、特に障害児が多く、選定ケースでは児童が過半数となっています。放課後等デイサービス、就B、グループホームも増加傾向にありますが、まだまだこういった社会資源が足りていない状況は続いています。 地域生活支援拠点の登録は進んでおらず、強度行動障害のケースや緊急対応が必要なケース・医療的ケアが必要な方の受け入れ対応可能な事業所が限られている現状があります。 指定相談支援事業所の個所数や相談員数は増加傾向ではあるものの、一人体制の事業所や自事業所系列で関わるケース限定としている所も多く、選定会議への出席者は固定化され新規ケースを受け入れる事業所が限られることから一部の事業所に偏り均等なケース配分が難しい状況が続いています。 区自立支援協議会においては各専門部会の取り組みがおこなわれており、事業所間の情報交換や関係機関とのネットワークも深まり、障害福祉サービスへの繋ぎやニーズの掘り起こし、地域課題にも継続して取り組んでいます。都島区基幹相談支援センターと区保健福祉センターとの連携や、医療機関、地域包括センターや地域福祉コーディネーター、就労支援機関との連携もこれまで年々深まっており相談支援対応にも活かされてきています。生活困窮者自立支援事業、要援護者見守りネットワーク強化事業においても課題整理を共に行い、さらに区内相談支援体制の充実につながるよう連携を深めていきます。 8050、障害親子など世帯全体の支援が必要なケースも増加傾向にあり、その支援には多くのリソースを割くことから、センター全体としてケース対応に遅延が生じつつあります。また、外国籍のケースで言語、文化の壁があり、コミュニケーションが困難で相談員から制度等の説明をしても理解が難しい場合や、外国籍対応においては市として一括的な支援体制を検討してほしいと考えます。 他区や市外からの転居相談ケースや子ども相談センター、生活保護CWからの相談も多く、大阪市民局女性相談員から新たに相談いただく等新たな広がりも見られ、各支援機関や行政機関等がそれぞれの役割を担いながら互いに連携・協力し、区内の支援体制を強化していくことが必要です。

事業所名				都島 区障がい者基幹相談支援センター
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		2026年8月21日
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	
			2 相談支援の状況について	・3-2-d、地域生活支援拠点が、区内であまり活用されていない件について。 市全体として登録事業所は増えておらず、市としてもこの機能を活用出来ている様子もない。先行してやっている区や、他市の事例をもとに広げていきたい。
			3 業務に対する自己評価について	
			4 区における地域課題について	・バリアフリー調査に関して 区内のバリアフリートイレの状況がわかる情報などがあれば助かる。 梅田など大きな駅の乗り換え経路がわかりにくい。 ・区内避難所の状況について 熊本も避難所にバリアフリートイレがない、視覚障害者も困っている。大阪市のかたちは福祉避難所に直接行くことが出来ない。事前に関わっておくことが出来ない中では、安心して避難することができない。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				基幹相談支援センターとしては、指定相談支援事業所の継続的な後方支援と、事業所の新規創出や既存事業所の相談員の増員、育成に向けた取り組みが必要だと感じます。 委託相談、計画相談ならびに他の福祉サービスにおいても、ひとつひとつのケースや事案から見えてくる課題から、それを地域課題と認め、そこの解決に取り組んでいくことが出来なければ、個別ケースにおいて同様の課題が後を絶たず、繰り返され続けるのだと感じます。 自立支援協議会においては、そうした地域課題の解決に向け、サービス事業者はどうあるべきか、どこまで出来るか、また区はどう関わるのか、市はどうするべきか議論し、課題解決に向けた方策、新たな仕組みの創出など提案していきたい。 頂いた意見は大きくは3つ。①地域生活支援拠点について、②バリアフリーに関して、③避難所に関しての意見があった。 ①基幹としては、地域生活支援拠点の登録事業所を増やすことと、どう活かしていくかを考えたい。ネットワークの構築と強化と捉え、今後の自立支援協議会として取り組みを深めていきたい。 ②バリアフリーに関しては、バリアフリー情報を広く周知し、当事者が出掛けやすい、また出かける気持ちになり、社会参加に繋げ、障害者の自立と完全参加を目指していきたい。 ③避難所に関しては、基幹としては個別避難計画の周知、作成を利用者や支援者にも働きかけ、自立支援協議会としても「誰もが避難できる避難所の在り方」を当事者参画のもと、行政と共に福祉と防災の連携をさらに働きかけていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	福島区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　大阪市手をつなぐ育成会
開所曜日	月曜日～金曜日
開所時間	9:00～17:45
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業
事業所の特長	当事業所は、地域療育等支援事業の頃から相談支援事業に携わっている。また、法人において様々な事業を実施しているため、サービスの利用につなげること、それぞれの事業の立場からの意見を聞くこと、専門的な助言を受けることができる。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	0	0 人
兼務	4	0	4 人
計	4 人	0 人	4 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名、相談支援専門員3名、社会福祉士 3名、介護福祉士 1名
〈重複計上〉

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

障がい児や障がい者およびその家族がひとりで悩みを抱える事のないよう、それぞれの思いを聞き取り、解決に向けての情報提供等を行います。また、ご本人自身が自分の暮らしを具体的にイメージし、希望を持った生活が送れるようご本人に寄り添って、一緒に考え支援します。
ご本人が望む暮らしに必要なサービスをコーディネートできるよう、区役所をはじめとする各関係機関と連携・協力を図り、フォーマル・インフォーマルな社会資源の把握・活用に努めます。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	24.3	150

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	882	1163

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	575 件	54 件	74 件	99 件	20 件	57 件	879 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	3	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	7
	聴覚	14	12	5	5	0	15	9	9	1	11	16	43	140
	肢体	40	3	2	4	0	6	0	0	0	0	3	4	62
	内部	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	計	58	15	8	10	2	21	9	9	1	12	19	48	212
難病		4	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	8
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		38	8	7	5	1	9	6	3	2	2	2	15	98
精神障がい		159	26	45	83	4	74	21	20	6	6	21	33	498
発達障がい		1	2	0	0	0	2	5	0	1	2	0	0	13
高次脳機能障がい		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
そ の 他		59	61	44	32	1	43	10	16	3	5	10	47	331
合計		320	113	105	132	8	149	52	48	13	27	52	144	1163

事業所名			福島区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			受付件数は前年度に比べて約5%増だった。障がい別に見ると、精神障がいの件数が多いのは例年通りである。今年度も手帳を持っていない人と関わることが多かったため、「その他」が多くなっているのが特徴である。関係機関と連携しながら、社会的つながりの希薄な方へ定期的な訪問等を続けてきた。 受付ルート別に見ると本人からの件数が最も多い。他にも行政・障がい福祉サービス・高齢者機関とも連携しながら対応していることが数として表れていると考えられる。		
3 業務に対する自己評価					
3－1 適切な障がい者相談支援の実施			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各専門機関と効果的な連携できるよう各機関の役割を把握し、総合的な支援体制を意識しながら、利用者にとってより良い支援を目指している。	今後も包括的支援体制の「断らない相談支援」を意識しながら運営していく。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	業務委託における想定件数60件/月に対して、実績は96件/月となっている。想定件数よりもやや多く、センターを移転したことが増加した要因の一つであると思われる。	
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	障がいや病気の特性への配慮は基本だが、同じ人でも状況などによって理解度に変化が生じることもあるので、その状況に応じたコミュニケーションを取るようにしている。	
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	配置している職員について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師を取得している者を配置している。 訪問の同行や面談の同席、関係者会議への出席など、他機関と連携しながら複合的なケースに対応している。	それぞれの専門機関の強みを生かした有機的な連携が深化していくよう努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	実際に触法障がい者等への支援はなかったが、必要になった際には関係機関と連携し適切に対応できるようにしている。	
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	職員の常駐を基本とし、不在時の電話は施設内のスタッフで対応している。時間外や休日に入る電話は留守番電話・携帯電話で対応している。	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	登録事業所は増えていないが、グループホーム連絡会や障がい児通所事業所連絡会などへの参加・支援などを通して連携体制が構築できるよう努めている。	
3－3 地域の相談支援体制強化の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	選定ケースは18件だった。選定会議では、個人情報等に留意しながら課題や支援の方向を考え、選定された指定特定相談支援事業所がスムーズに支援を開始できるよう努めている。また、一つの事業所に偏らないよう空き状況を確認している。	事業所の量的不足が大きな課題である。現状では区内だけで賄うことは難しく、近隣区の事業所を含めた連携が必要になっている。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	・各種施策、最新情報、研修、区内にできた障がい福祉サービスの情報等を相談支援事業所部会等を通して提供している。 ・個別ケースに対して、特定相談支援事業所と連携して対応するようにしている。	今後も連携しやすい土壌を作り、課題が深刻化・複雑化しないように努める。

事業所名			福島区障がい者基幹相談支援センター		
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	「つながる場」をはじめ、関係機関との会議や研修への参加、高齢/障がい児者なんでも相談会（地域包括支援センターやブランチと共催）の開催など、顔の見える関係づくりを心がけている。	地域共生社会に向けた重層的支援体制を意識しながら、基幹センターとしての役割を果たしていく必要がある。
	3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	・〈市民への啓発活動〉…区民まつり・障がい者週間・ヒューマンシアターなどのイベントで障がい理解にかかる作品展を開催したり、区内事業所の自主製品販売などをした。また、障がい者週間のある12月には区の広報誌に障がいに関する記事を掲載した。 ・〈障がい者スポーツの振興〉…「スポーツ・レクリエーションひろば」の共催 ・〈事業者向け研修〉…あいサポート研修の開催	地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めながら活性化に努める。
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	協議会で個別ケースの検討会議を複数回開催した。区役所、計画相談、医療機関、サービス事業者と連携しながら支援体制を作ることができた。	
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	部会で課題が見えた点について自立支援協議会に提案している。	
	3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	・施設入所者へ成年後見制度の利用支援や、施設職員に対して移行に関する助言等を行なった。 ・区内の障がい者支援施設職員に対して、大阪市施設入所者地域生活移行促進事業についての説明を行なった。	
	b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	実際の「8050問題」については関係機関と連携しながら対応している。予防的には、ひきこもりや統合失調症の親の会などと適宜連携している。	
	3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待が疑われるケースに関して、区保健福祉センターと連携して対応した。権利擁護の視点を持って業務し、適切な対応・連携するよう努めている。また、研修に参加し、視点がずれていないか確認するようにしている。	
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	・差別に関する相談は無かったが、日々の相談の中に差別に当たるものがないか意識しながら業務をしている。 ・イベント等でパンフレットを配布し、啓発活動を行なっている。	
	c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	成年後見制度について、制度の説明、申立て書等の書き方の支援、申立代理人へのつなぎなどを行っている。	

事業所名				福島区障がい者基幹相談支援センター		
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	2月19日、福祉サービス事業者へ向けて支援力向上研修「交流分析を活用した支援のコミュニケーションとセルフケア～感情労働に向き合い、頑張りすぎに気づくヒント～」を開催した。		
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	・相談支援従事者インターバル研修について、初任者研修3件、現任研修2件を受け入れた。また、協議会の受け入れや説明をしている。 ・新設事業所とには同行や後方支援をすることで、円滑な事業運営ができるよう努めた。		
3－8　その他の取組み						
				・統合失調症家族会との連携（家族教室への参加、基幹センターの紹介） ・大阪市障がい者ピアサポート研修における講師・ファシリテーター ・コミュニティサロン「サロンつばさ」の開催 ・グループホーム連絡会 ・区内障がい児/者福祉サービス事業所ガイドブックの作成		
4　区における地域課題について						
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など						
				・全体的に障がい福祉サービス事業所は少ないが、特に相談支援事業所やグループホームなど社会資源が不足している。 ・大型マンションの増加で子育て世帯や出生率が増加していることに伴って、障がい児を支援する事業所は増えている。障がい児通所事業所連絡会などへ協力することで事業所同士のつながりが活性化するように努めているが、合意形成が難しい。		
5　自己評価を終えて						
5－1　区地域自立支援協議会での報告						
報告日				R8.5.13		
出席者からの意見		1	相談支援事業の概要について	特になし		
		2	相談支援の状況について	特になし		
		3	業務に対する自己評価について	相談支援部会の数が少ないのもあるとは思うが、参加者が少ないと聞いている。もっと活性化してほしい。また、できれば、就業・生活支援センターも参加したい（西部就・今井氏）　→部会の活性化努力をしていきます。就業・生活支援センターの参画については、行政のご意見を聞いたほうがよいということでお伺いをする、一旦どうするかは保留とのこと。 事業所の横のつながりを作ってほしい。過去に事業所が主となって行ったことはあったが、事業所ではマンパワーが足りず継続が難しかった（はづき水本氏）→今後の検討課題とします。		
		4	区における地域課題について	以前、ガイドブックを作ったと思うが、どうなったのか？（はづき水本氏）→確認してみます。 福祉教育について協力引き続きお願いします。（社協）→ご協力できるところは今後も行っていきたいと思います。		
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）						
				社会資源の少ない福島区だからこそ、障がい事業所同士が横のつながりを持って行きたいという思いを感じました。これまでも事業所の横のつながりづくりをバックアップすることはしていましたが、それでは、継続が難しく、いつ間にか活動が休止していくということが多かったようです。地域福祉を活性化させるためにもどのようなことができるかは基幹相談支援センターとして考えていく必要があると感じています。		

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	此花区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人燦然会
開所曜日	月曜日～金曜日 （祝祭日除く）
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	なし
事業所の特長	令和6年度より、此花区障がい者基幹相談支援センターを受託し、当法人としては此花区を含め、4区において障がい者基幹相談支援センターを運営している。 区役所のすぐ近くにあり、アクセスしやすい場所に事務所を設置している。 関係機関との連携しながら対応している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	3	2	5 人
兼務			0 人
計	3 人	2 人	5 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門 1名 ・ 相談支援専門員（初任者） 4名
社会福祉士 2名 ・ 精神保健福祉士 3名 ・ 公認心理師 1名 ・ 介護福祉士 2名
（数字は延べ人数）

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
精神障がい	随時	随時

1－5 センター業務についての理念・基本方針

次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。
1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。
2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。
3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。
4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化に取り組む。
5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	40.8人	240人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1,395件	1,395件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1121 件	21 件	136 件	89 件	13 件	15 件	1395 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	14	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	16
	聴覚	17	1	0	0	0	2	0	0	0	0	9	3	32
	肢体	108	3	5	8	0	0	1	0	0	0	8	10	143
	内部	59	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	64
	計	198	4	7	8	0	2	1	0	2	0	17	16	255
難病		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		170	1	2	8	0	2	0	1	1	1	6	56	248
精神障がい		549	10	13	21	0	3	7	0	6	0	0	109	718
発達障がい		13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14
高次脳機能障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
そ の 他		109	3	0	0	1	0	3	1	1	5	0	27	150
合計		1049	18	22	38	1	7	11	2	10	6	23	208	1395

事業所名			此花区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			相談件数の半数以上が精神障がいの方の相談で、身体障がい・知的障がい・発達障がい等さまざまな種別の方からの相談がある。 相談内容について、福祉サービスに関する相談が最も多いが、医療に関する相談、不安への傾聴、権利擁護に関する相談など多岐にわたっている。 相談経路としては、本人や家族からはもちろんのこと、福祉サービス事業所、医療機関、ケアマネジャーなどの高齢機関、行政機関等々さまざまである。 複合的な課題を抱える世帯についての相談も多く、関係機関との情報共有や支援方針の検討が必要となる場合があり、対応に時間がかかるケースもあった。		
3 業務に対する自己評価					
3－1 適切な障がい者相談支援の実施			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	相談者の気持ちに寄り添いながら適切に支援が実施できるよう心掛けている。 相談内容に応じて適切に関係機関に繋ぐことができるよう、専門機関との連携に努めている。	客観的には支援が必要な状態にもかかわらず、支援を受けずに生活を続けているという相談が複数あった。他の専門機関と連携しアウトリーチしていくことも必要である。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	業務委託上、大阪市が想定している相談件数を大幅に上回っており。 大阪市が想定する件数 ： 60件／月 当センターの相談件数 ： 約116.3件／月	相談支援事業所やその他サービス事業所の新規開設があったが、依然として社会資源が不足している状態が続いている。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	虐待防止や意思決定支援等の研修に積極的に参加し、権利擁護の視点を意識した支援を心がけている。 障がい特性や周囲の環境等を踏まえて適切な支援が提供できるよう、他の相談機関や専門機関との連携に努めている。	相談内容が複雑化してきているため、今後も他の専門機関との連携が求められる。 適切に相談・連携できるよう相談員のスキルの向上が求められる。
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する職員を配置している。 関係機関が開催しているケース検討会議に積極的に参加し対応している。 また、日ごろから関係機関との関係性の構築を行っている。	複合的な課題を抱えるケースの相談が増えてきているため、専門的な資格を有する職員を配置するにとどまらず、資質の向上に努める必要がある。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者に関する相談は指定相談支援事業所の後方支援という形での相談があったが、相談件数としては少ない。	刑法改正により懲役刑・禁固刑から拘禁刑に一本化されることにより、受刑者の特性に応じた更生プログラムが実施されることとなるので、司法関係機関との連携が求められてくると思われる。 触法障がい者の帰住先の確保は課題になるので、居住支援法人等との連携を行っていく。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急連絡網やフロー図を作成し、平時から備えている。 必要と思われる利用者に対しては、業務用携帯電話の番号を教えるなどの対応をしている。	今後も引き続き緊急時が発生した際に対応できるように日ごろから体制整備を行っていく。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	どのサービス種別においても、事業所が少なく、また、事業所の規模が小さい傾向にあり、地域生活支援拠点等まで各事業所が手に回らないのが現状ではないかと考えている。連携体制や支援力の向上に関しては、事業所数が少ないため、連携しやすい状態であるし、協議会においても多くの事業所が参加しており、部会内での研修にも積極的に参加していただいている状況である。	希望される事業所があれば相談を受け、登録事業所が増加するよう努めていきたい。
3－3 地域の相談支援体制強化の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	個人情報保護を一層強化する観点から、令和6年度より選定方法を変更した。 毎月の相談支援事業所部会にて、相談支援事業所の対応可能な人数を確認し、早急に対応が必要なケースにも対応できるようにしている。	此花区内の相談支援事業所が少ないため、近隣区の相談支援事業所にも相談支援事業所部会に参加していただいている。 依然として近隣区の協力を依頼している状態が続いている。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者からだけでなく、福祉サービス事業所等からも随時、個別の相談を受付ており、必要な時は情報提供や助言を実施している。また求めに応じ、ケース会議への参加も行い、助言等を行っている。 情報提供として、部会において放課後等デイサービスやグループホームの空き情報を共有したり、報酬改定や制度改正などの情報提供を行っている。	区内相談支援事業所には一人事業所が多いので、今後もさまざまな情報提供を行っていくとともに、個別の相談にも迅速に対応し、抱え込みなどの解消に努めていく。

事業所名		此花区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議やつながる場等の会議依頼があった際には、積極的に参画している。 また、各専門相談機関との連携を図り、日頃から顔の見える関係づくりを行うため、専門相談機関相談員勉強会に参加するなどしている。	複合的な課題を抱えるケースの相談が増加しており、ますます他分野の関係機関との連携が求められてくるため、引き続き関係機関との連携強化を図っていく。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	こども部会の就学座談会やわいわいひろばの開催、日中部会の区役所庁舎内での物販、グループホーム部会の被災シミュレーション等、部会ごとの取り組みが定着してきている。 区役所庁舎内での物販は、区内にある高等学校から協力を得ながら、物販も行うことができている。また、令和7年度からはこの取り組みからのつながりで、ボランティア実習の受け入れなどにもつながりが広がっている。 前年度より声が上がっていた此花区内の社会資源を知ってもらうイベントも次年度の開催に向けて検討している。	部会毎に横のつながりができているので、部会を超えて共通する課題に対する取り組みを実施していきたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	秘密保持の誓約書を取るなど個人情報の保護の徹底をし、個別事例検討会議をつながる場と共催にて実施した。	事例検討会議の開催依頼があれば、個人情報の保護の徹底をし、開催を行っていく。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	区内には社会資源が少ないため、新たな社会資源の開発は難しいため、既存の取り組みの改良に取組んでいる。 （例） ①日中事業所部会区役所庁舎内での物販で高等学校に協力いただいたことから、令和7年度には介護実習の受け入れに広がるなど、学生に障がい者の日中の活動を知ってもらうなど啓発的な側面にもつながる。 ②こども部会において多くの保護者が直面する就学先選びについて、先輩ママの思いや経験を聞き、同じような悩みをもつ保護者と共有することで今後の見通しを立てる参考にしていただくことを目的に、「小学校就学いろいろ座談会」を開催。	現在あるネットワークを活用し、改良しながら地域に合う形の資源開発が重要と思われ、事業所数は少ないが、これまでのつながりをさらに強化していき、住みやすい地域を目指していきたいと思う。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	障がい者支援施設等からの地域移行に関する相談があった場合には、迅速に対応できるように体制を整えているが、相談件数はほとんどない状態である。	施設訪問の依頼があれば、積極的に参加し、顔の見える関係づくりを行う。 また、施設入所者地域生活移行促進事業の依頼があれば対応していきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	親元からの自立等に向けた相談が入った場合には、使える制度の制度の説明など行い、具体的な方法の提示を行っている。 体験の機会の提供としては、大阪市一人暮らし体験支援事業の問い合わせはなく、GHの体験利用等の活用は行っている。	どのような生活方法があるのかわからない方が多いため、引き続き丁寧に制度の説明や暮らしをイメージできるように相談に応じたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	大阪府・市が開催する虐待研修には参加し、日ごろから職員の意識の向上に努めている。 区役所から通報や事前の相談があった際には、速やかに連携を図り、対応している。	今後も引き続き、区役所等関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な対応を行っていく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別や合理的配慮に関する相談は少ない状況であるが、相談があった際には丁寧に傾聴し、関係部署と調整を行うなどし、対応している。	次年度、協議会部会において、合理的配慮の研修や意思決定支援の研修を実施する予定である。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度の利用が必要な方がいる場合には、制度の説明を行うだけでなく、申請の援助等を行っている。	各種制度の周知を改めて行っていく。 また、制度利用となる際には、申し込みの援助等を行っていく。

事業所名				此花区障がい者基幹相談支援センター		
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	ミニ研修は実施しているが、事例検討会はほとんど実施できていない状況である。 相談支援事業所部会にて困りごとの共有をし、意見交換を行っており、個別で相談を受け、対応している。	相談支援事業所部会において、意見を聴取し勉強会等を開催していく。 ベテランから初任者の方まで参加者が幅広く、統一した研修を実施することが難しいのではないかと考えており、内容を決定するのに苦慮しているところである。	
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは、大阪府実施のものはもちろんのこと、他県で開催されているものも積極的に受け入れ、対応している。 新規開設や職員の増員に関しては、研修の案内をするなどしている。	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは今後も積極的に行い、当センターが何かあれば気軽に相談できる場所になるように努めていく。	
3－8　その他の取組み						
				・部会の垣根を越え、次年度開催予定である「未来の話展」（此花区内の社会資源を知ってもらうイベント）の実行委員会を開催している。 ・統合失調症の家族教室において、家族向けに障害福祉サービスの研修会を実施。 ・此花区こころの健康講座の開催に協力をした。		
4　区における地域課題について						
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など						
				○社会資源・人材不足 今年度は相談支援事業所が2事業所増えたが、依然として他区の相談支援事業所の協力が不可欠な状態が続いている。 その他の障害福祉サービス事業所も少なく選択肢が限られている。作業内容や送迎対応の有無等により他区の就労支援事業所を利用している利用者も多い。		
5　自己評価を終えて						
5－1　区地域自立支援協議会での報告						
報告日				7月8日		
出席者からの意見		1	相談支援事業の概要について	専門資格を有する職員の配置について、有資格者をそろえているのは評価されていいのではないか。		
		2	相談支援の状況について	昨年と比べて相談件数はどうなったのか。 →月当たり相談者数：令和6年度35．1人、令和7年度40．8人 年間実相談者数：令和6年度297人、令和7年度240人 年間相談受付件数：令和6年度1,267件、令和7年度1,395件 年間支援件数：令和6年度1,277件、令和7年度1,395件		
		3	業務に対する自己評価について	自立支援センター舞洲から数名相談した。グループホームや日中活動先の紹介等、きめ細やかに対応していただいた。その後の生活も定着している。 評価点が3.4.5ばかり、1.2があってもいいのではないか。 様々な活動に協力いただいている。人材的に精一杯という様子が伝わる。もっと人手があってもいいのではないか。		
		4	区における地域課題について	就労選択支援等、新しい事業が開始されている。 相談員によってできる・できないの差がある。相談員の質の底上げが必要ではないか。 どこまでサービスとして対応するのか。		
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）						
				地域課題に「社会資源の乏しさ」が毎年、挙げられている。 今年度は就労継続支援B型、共同生活援助、相談支援事業所が増えた。 地域課題の解消までには至らないが、協力して対応できている。 部会の垣根を超えたイベントを開催できたことにより、事業所間の連携も強化できたと思う。 今後は事業所間の連携のみではなく、質の底上げにも取り組んでいく必要があると思われるので、今後も各部会の活性化や部会の垣根を超えた取り組みを行っていきたい。		

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	中央区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　大阪府肢体不自由者協会
開所曜日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
開所時間	午前9時～午後5時30分
同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援（計画相談）・一般相談支援（地域移行・地域定着）・障害児相談支援
事業所の特長	運営法人は、当センターのほかに相談支援事業所を大阪府下に複数持っており、法人内の相談支援ネットワーク会議の中で事例検討等を行うことにより知識や支援ノウハウを共有している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	0	0 人
兼務	4	1	5 人
計	4 人	1 人	5 人

1－3 専門資格の保有状況

社会福祉士2名、精神保健福祉士1名、介護福祉士1名、主任相談支援専門員1名、相談支援専門員4名

＊各職員の資格保有状況は以下のとおり
【A職員】社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員、【B職員】社会福祉士・相談支援専門員
【C職員】介護福祉士・相談支援専門員、【D職員】相談支援専門員、【E職員】主任相談支援専門員

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
肢体不自由	月～金（祝日除く）	9:00:～17:30（原則予約）

1－5 センター業務についての理念・基本方針

○障がい者の権利擁護に積極的に取り組む。
○ケアマネジメントの手法に基づく、利用者の立場に立った総合的な支援を行う。
○地域ニーズに合わせた社会資源の改善と開発に積極的に取り組む。
○利用者が安心して地域生活が送れるように強固な支援ネットワークの構築に努める。
○障がい者の地域移行支援に積極的に取り組む。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	55.3人	409人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1110件	1504件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	716 件	19 件	205 件	136 件	33 件	1 件	1110 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	8	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	11
	聴覚	5	0	1	4	0	4	1	3	1	5	2	2	28
	肢体	212	13	25	50	1	13	7	28	33	17	22	4	425
	内部	4	1	3	3	0	0	4	0	1	0	0	0	16
	計	229	15	29	57	1	17	12	33	35	22	24	6	480
難病		7	0	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	13
重症心身障がい		3	0	4	4	0	0	1	10	0	0	0	0	22
知的障がい		131	16	3	24	9	3	12	9	3	5	2	7	224
精神障がい		217	64	87	189	1	23	37	14	20	1	4	19	676
発達障がい		28	11	3	7	22	1	1	0	0	0	0	1	74
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		7	3	1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	15
合計		622	109	131	283	33	44	64	66	58	29	31	34	1504

事業所名			中央区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2 相談支援に関する分析				
			令和7年度の相談件数は1110件で、昨年度の1066件に続き2年連続で1000件を超えた。親元からの自立支援や病院からの退院支援のほか、障がい者・就業生活支援センターと連携した復職支援を実施し現在も継続中であるなど、相談内容は多岐に渡った。とりわけ、今年度は障がい者差別に関する相談が多く、行政と連携し当該事例の課題整理等を行ったが、合理的配慮の提供等について建設的対話をしていくことの大切さと難しさを感じた一年であった。		
3 業務に対する自己評価					
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	医療関係者と共に支援するケースも増えており、病院訪問やカンファレンスに参加するなど連携に努めている。	今後も各専門機関との連携を図り、支援の質の向上に努める。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	月当たりの受付件数は平均92.5件であり、大阪市の想定している件数（75件/月）は上回っており、年々増加傾向である。	相談件数の増加だけでなく、内容も複雑化しているため、関係機関との連携が不可欠となっている。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	3	自己選択・自己決定を尊重し、エンパワメントの視点を持ちながらご本人と歩調を合わせて支援することを心がけている。	当センターの職員のみならず相談支援従事者研修のインターバル（課題実習）でも、その大切さについて伝えている。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員等を配置し、さまざまな相談に対応している。	法人で資格取得支援制度を設け、資格取得勧奨を行っている。今後もより専門性の高い人材を育成し、適切に配置していく。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	令和7年度は触法障がい者に関わる支援ケースはなかったが、関係各位と連携のうえ対応できる体制は整えている。	これまで弁護士事務所等の司法関係者や保護観察所等の機関からの問い合わせや相談があったため、今後も支援できる体制は維持していく。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	原則、休日や開所時間外は職員の携帯電話への転送で対応している。また、災害等の緊急時対応については、法人内に「感染症・災害対策委員会」を設け、BCP（業務継続計画）の見直し等も含め、定期的に協議している。	現在使用している緊急連絡網等や緊急時のマニュアル等を適宜見直していく。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	令和7年度は、大阪市の障がい福祉地域自立支援協議会の日中活動系部会での同意を経て中央区内初の地域生活拠点事業所登録に至った。	登録事業所の更なる増加を目指して行政とも連携し、地域生活拠点等の面的な整備・充実に取り組んでいく。
	3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	区における相談支援専門員の数は決して潤沢とは言えず、いわゆる一人相談員の事業所も多いため、選定に苦慮することもあるが、公正・中立心掛け選定業務を行っている。また、障がい児相談支援事業所の選定についても一体的に行っている。 令和7年度選定件数（のべ173件：障がい児含む）	今後も区保健福祉センターからの依頼に応じて、指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っていく。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	地域の相談支援専門員からの個別の相談に対応するだけでなく、メール等により資料送付や研修の案内を行い、相談支援に有益な情報を共有している。また、相談支援従事者現任研修でも実践例への助言を行っている。	これまで同様、相談支援事業者からの相談に対応するとともに、地域自立支援協議会相談支援部会での事例検討の内容を充実させたい。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	地域包括支援センターとの連携会議に定期的に参加し、毎年取り組んでいる「介護と障がいの合同研修」を今年度も共に開催した。また、総合的な支援調整の場（つながる場）にも積極的に参加している。	今後も区役所の「つながる場」の担当者と連携を図り、積極的に参画していきたい。

事業所名		中央区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	令和7年度は本会と相談支援・児童・日中活動系部会を合わせて計12回開催した。また、令和7年11月には長らく休止中であった就労系事業所連絡会を開催し、アンケートを作成し今後の方向性等について意見を募った。	各関係機関の持つそれぞれの強みを生かして活動をしていきたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	相談支援部会で「みんなの声を聴く事例検討会」を実施したほか、自立支援協議会との共催と位置づけ「総合的な支援調整の場（つながる場）」が開催され、スーパーバイザーの助言を受けながら、今後の支援方策等について検討の場を持った。	地域自立支援協議会での個別事例の取り扱いのみならず、相談支援専門員への「つながる場」の制度周知等も考えていきたい。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	昨年度に引き続き、当センター職員が相談支援部会を代表し大阪市交通バリアフリー基本構想に関するワークショップに参加し、他区基幹センターや行政、地域住民等とさまざまな意見を交換した。	「4 区における地域課題について」に記したさまざまな課題について、解決にむけて議論していきたい。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	中央区内に障がい者入所施設は存在しないため、施設退所の相談は少ないが、病院からの退院や地域移行に関する相談は増加している。また、必要に応じ地域の相談支援専門員と共に病院等を訪問できる体制を整えている。	後方支援として適切な助言等を行い、連携しながら地域移行支援に取り組んでいきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	自立に向けてどのような選択肢が考えられるのかについてご本人だけでなく、親御さんにも丁寧な説明を心掛けている。	区内には体験施設が少ないため、地域生活支援拠点等登録事業所などに協力を仰ぎながら取り組んでいく。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	大阪府や大阪市が主催する虐待防止に関する研修受講のほか、法人内に虐待防止・身体拘束適正化委員会を設け、月一回の定例会議を開くなど職員の意識向上に努めている。また、福祉事業者からの不適切な支援についての相談もあったため、大阪市福祉局への通報を行った。	迅速な対応ができるよう行政をはじめ、関係機関との連携を図るとともに関連する研修も積極的に受けていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	令和7年度は障がい者差別に関する相談が13件あった。ご本人に十分な傾聴を行い、大阪府広域相談員や大阪市福祉部障がい福祉課の担当者と連携し支援した。	今後も大阪市障がい福祉課等の関係機関と連携を図るとともに職員の意識向上のため研修を実施していく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	各関係機関の協力を得ながらあんしんさぽーとや成年後見制度の利用に繋がるよう支援している。	今後、成年後見制度の大幅な改正も予定されていることから関連研修の受講などによる職員のスキルアップを図る。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	今年度は、自立支援協議会相談支援部会において「みんなの声を聴く事例検討会」を開催し、地域の相談支援専門員から提供された事例について皆が意見を出し合い、気づきを得てもらう機会を持った。	3-3-bにあるように相談支援部会における事例検討を充実させ、今後は外部からのスーパーバイザーを招くなど、区内の相談支援専門員のさらなるスキルアップにつなげたい。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	今年度も初任・現任合わせてのべ22名のインターバル実習生を受け入れた。また、既存の相談支援事業所には、運営の安定化につながるよう相談支援に関する各種加算についての情報提供も適宜行っている。	毎年、初任者研修の受講生を数名ずつ受け入れているが、まだまだ潤沢とは言い難い。相談支援事業者が安心して活動を続けられるよう後方支援していきたい。
3－8　その他の取組み				
		・制度周知や障がい者理解のための講師派遣など ・法人内の取り組み「友の会行事」等に協力		

<table>
<tr><td colspan="5">事業所名</td><td>中央区障がい者基幹相談支援センター</td></tr>
<tr><td colspan="5">4　区における地域課題について</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td><td>・グループホーム等を含む住まいの場の安定的確保（特にバリアフリー住宅など）
→生活保護の住宅扶助基準額内の家賃など諸条件を満たす物件が少ない

・身体障がい児・者が利用できる日中活動場所や短期入所（ショートステイ）の不足
→面積やバリアフリー等の基準を満たす物件を確保しづらい

・長時間介護や医療的ケアが必要な人を支える人材の慢性的不足
→長時間介護を原則とする重度訪問介護の新規受入れを行っていない事業所も多い

・計画相談を担う相談支援専門員の不足
→障がい福祉サービス利用希望者の増加に相談支援専門員の数が追いついていない

・日本以外の国にルーツを持つ障がいのある方の支援
→外国語に対応できる事業所や支援者が少ない

・就労継続支援A型等の就労系事業所の質の確保
→計画相談を利用していない利用者も多く、相談支援専門員等の第三者の目が行き届きにくい

・ライフステージの転換期における円滑な制度移行
「18歳の壁」や「65歳の壁」をスムーズに乗り越えるため早い段階からの制度周知等が課題</td></tr>
<tr><td colspan="5">5　自己評価を終えて</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">5－1　区地域自立支援協議会での報告</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">報告日</td><td>令和8年5月27日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td rowspan="4">出席者からの意見</td><td>1</td><td>相談支援事業の概要について</td><td>特になし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2</td><td>相談支援の状況について</td><td>特になし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>3</td><td>業務に対する自己評価について</td><td>特になし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>4</td><td>区における地域課題について</td><td>・「就労継続支援A型等の就労系事業所の質の確保」という課題について

→相談支援専門員等の第三者の目が行き届きにくいとのことだが、計画相談を利用しているからと言って必ずしも支援の客観性や質が保証される訳ではない。相談支援専門員自身の質の向上も図るよう努めてほしい。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td><td>2025年度は「2－2　相談支援に関する分析」に記したが、例年にも増して障がい者差別に関する相談が多く、行政の関係部局と密に連絡を取り支援したほか、区内のクリニック等のバリアフリー整備状況について医療関係者と情報交換を行うなど、いわゆる福祉サービスの調整にとどまらない多職種連携による支援が盛んであった。
また、就労継続支援A型事業所等における就労支援のあり方がかねてからの課題であるが、各種メディアで取り上げられている影響もあってか、同課題に対する地域での関心の高まりを感じている。そちらについては「4 区における地域課題について」で述べたように、相談支援事業所の適切な介入等により支援の質をいかに確保していくかが今後さらに重要になると考えている。</td></tr>
</table>

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	西区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人燦然会
開所曜日	月曜日～金曜日 （祝祭日除く）
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業
事業所の特長	令和7年9月に移転し、現在地下鉄中央線・阪神なんば線九条駅と阿波座駅の中間地点にある中央大通り沿いに位置している。日頃より連携を取っている西区医師会も同じ産業会館にあります。西区の中心部により近くなり、バス停も近くにありアクセスも便利である。以前の事業所より広くなり、面談室以外に会議も行えるスペースがある。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	1	1 人
兼務	4	2	6 人
計	4 人	3 人	7 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名・相談支援専門員(現任3名、初任2名）
社会福祉士　1名・公認心理師　1名・介護福祉士　4名・保育士　1名
(数字は延べ人数)

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
精神	開所日	開所時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。
1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。
2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。
3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。
4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化（専門部会の創設等）に取り組む。
5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	56.2人	295人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2,075件	5,492件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1540 件	48 件	135 件	248 件	55 件	49 件	2075 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	33	8	5	6	0	14	4	4	2	3	9	5	93
	聴覚	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	13
	肢体	114	17	32	35	0	59	15	33	6	5	38	57	411
	内部	33	13	19	10	1	11	14	5	7	3	0	12	128
	計	191	38	56	51	1	84	33	42	16	11	47	75	645
難病		17	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	20
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		204	58	50	70	22	85	38	62	33	18	22	121	783
精神障がい		677	211	321	613	24	524	205	149	162	112	75	317	3390
発達障がい		58	14	11	17	12	13	16	9	7	3	3	23	186
高次脳機能障がい		11	5	4	0	0	0	1	1	2	0	0	2	26
そ の 他		41	13	34	46	1	82	75	42	6	2	28	72	442
合計		1199	339	477	797	60	788	369	305	226	146	175	611	5492

事業所名			西区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			相談支援については、昨年度より倍の相談があった。区役所生活支援課のケースワーカー向けの研修、区内医療機関での障がい者への理解に関する研修等を行った成果もあり、それら機関からの相談が急激に増えている。また、日頃より様々な他関係機関との会議等での顔の見える関係づくりや連携を行っていることで、様々な機関からの相談も増加している。障がい種別では例年同様、精神障がいの方の相談が圧倒的に多い。その他身体、知的、発達、難病などの各種障がいについて者・児問わず相談多数。毎日のように新規ないし継続支援の利用者から電話や来所の相談があり、状況に応じて訪問や同行対応も実施している。 相談経路に関しては、本人や家族は元より、区役所（地域福祉、保健活動、生活支援等）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談窓口、社会福祉協議会（地域支援、見守り相談室等）、医療機関、保護観察所、民間企業等からの相談件数も多い。相談内容に関しては、例年同様、通所サービスをはじめとした就労の相談、グループホーム等住居の相談等、福祉サービスにも関わる内容は変わらず多数ある。特に精神障がいの方については「不安の傾聴」や「人間関係の問題」についての相談もあり、長時間・期間に及ぶ傾聴対応も多い。その他医療や健康に関する相談、障がい年金を含む経済的な相談も多い。触法障がい者の方の地域での生活、金銭問題、住居にかかる相談も増加している。また65歳を迎える障がい者の介護保険に関する相談もあり、介護保険分野（地域包括支援センターやケアマネジャー）との連携も不可欠と感じている。障がい児分野においても相談は多く、特に発達障がいのケースが多い。親が知的障がいや精神障がいがあり支援が難しい事案について、子育て支援室やこども相談センターからの相談も増加にある。差別解消・合理的配慮に関する相談については、地域への啓発活動ほか、個別事例で福祉局と企業に出向いて話を聞きに行ったケースもあった。		
3 業務に対する自己評価					
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	3障がい及び難病患者等にかかる相談には適切に対応し、日頃より専門機関との連携に努めている。区保健福祉センターはじめ、地域包括支援センターや生活困窮窓口、医療機関などと連携に努めており、各機関から相談に至るケースも多い。特に今年度秋に生活支援課のケースワーカー向けの研修を行ったところ、ケースワーカーからの相談件数が増加した。また当法人が居住支援法人を受託したことで住まいの困りごとを抱えた利用者への対応もスムーズに行えた。	それぞれ障がい特性上の課題から家族問題、金銭問題、住まい問題等を抱えて相談されるケース、その中でも早急な対応が必要なケースが多かった。左記のとおり、常日頃様々な専門機関等と連携していることから、比較的スムーズにつなげているとはいえ、今後も既存の連携に満足することなく幅広く連携の輪を広げながら、適切かつ円滑な相談支援の実施に努めたい。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	区の状況等を鑑みても、当センターにおける相談については大幅に上回る相談件数になっている。	西区の人口においては、年々増加しており、今後も増加が見込まれるものとなっている。 人口増加に伴い、障がい者・児の相談件数も増加すると見込まれるため、適切に対応できるよう、体制強化や連携強化に今後も努める。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	相談支援においては常にストレングスやエンパワメントの視点が基本であると認識して相談支援を実施している。センター内で定期的にケース会議を行い、ストレングスやエンパワメントの視点で支援を行えているか確認を行っている。その上で適切に相談支援事業所や他の専門機関につなげている。地域においては、相談支援部会を中心に事例検討や研修を通じて、ストレングスやエンパワメントの視点で多角的に認識できているかを共有している。	ストレングスやエンパワメントの視点を踏まえた支援を引き続き行えるよう、以下の通り取り組む。 ・センター内職員の積極的な研修への参加 　所内におけるケース会議 ・地域の相談支援専門員との交流の機会 　自立支援協議会における事例検討や研修機会の企画 ・他機関向けの障がい者支援における研修 ・民間事業者に対する研修　等
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	相談支援専門員のほか、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の配置を行い、必要な支援ネットワークを構築。複合的課題を抱える事例、問題が長期化しているような事例に対して、日頃より培った関係機関や専門機関などとの連携を駆使し、速やかにチームで対応できるよう取り組んでいる。実際、地域包括支援センターや見守り相談室、区役所生活支援課などから様々な相談が寄せられている。	複合的な課題を抱えた事例、問題が長期化している事例への対応には、各関係機関や専門機関の連携が不可欠で、現在参加している他機関連携会議については、定期参加を継続し、また必要に応じて新たなつながりを求めて企画・運営し、今後も支援者間のネットワーク構築に努めていく。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応している。触法障がい者の支援に関する研修の参加、相談支援部会において保護観察官や保護司との顔の見える関係づくりや研修を企画を行った。その後、触法障がい者の相談につながった実績もある。大阪弁護士会が主催する「意見交換会」の参加等、弁護士との顔の見える関係づくりにも務めている。	触法障がい者の支援については、取り立てて他の課題を抱える事例と異なる態度で対応することなく、日頃より行っている他機関との連携を基盤としたうえで、司法分野（矯正施設、保護観察所、地域定着支援センター等）と連携して対応していきたい。触法障がい者が地域で生活するためにも、まずは必要となる帰住先の設定について、居住支援と連携して取り組んでいきたい。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	必要と思われる利用者に対しては、夜間・休日も連絡が取れるよう、職員の業務携帯電話を知らせている。 緊急を要する事案について、速やかに対処できるよう、行政の虐待対応担当者はじめとした他機関に対し、業務携帯電話を伝えている。虐待ケースにおいては区役所担当者との対応フローシートを作成している。	今後も緊急時の対応が速やかにできるよう、日頃より備えていく。急変が予想されるケースにおいては障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連携に努め、非常時には対応できる住居等もさらに開拓していきたい。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	西区の地域生活支援拠点事業は、現在相談支援事業所と生活介護事業所の2か所である。当該相談支援事業所とは相談支援部会等において連携を密にとっており、区内相談支援専門員の質の向上、つながりづくりに寄与している。令和7年度には強度行動障がいの支援にあたる中核的人材がいる生活介護事業所が地域生活支援拠点等に登録され、早速合同研修にて「強度行動障がいについて」の研修を企画し当該事業所に講師を務めていただいた。さらに登録事業所が増加するよう努めている。	今後も西区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めていく。

事業所名		西区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	区保健福祉センターからの依頼に応じ、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っている。 基本的には、相談支援部会において選定会議の場を設けている。 迅速な対応が必要なケースについては、随時選定を実施。選定する事業所についても公正かつ適切に行っている。	基本的には相談支援部会における選定会議にて行い、迅速な対応が必要なものについては随時選定を行う。ただ、ケースによっては計画相談事業所の選定に苦慮する場合もあるため、西区外の相談支援事業所の情報収集や連携も必要となっている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	個別の相談に随時対応し、必要な時は情報提供や助言を実施している。また求めに応じ、ケース会議への参加も行い、助言等を行っている。 西区内障がい福祉サービス事業所のエントリーシート管理及び情報提供も継続している。	今後も、指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者全体への様々な情報提供を行い、個別の助言・情報提供にも対応していく。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	下記関係機関等とは、定期的な会議や連絡会なども活用し、日々連携を強化している。 ・西区地域包括支援センター ・西区社会福祉協議会 （見守り活動、ボランティア活動グループ） ・西区生活困窮者自立支援窓口 ・西部地域障がい者就業・生活支援センター ・西区医師会 ・大阪弁護士会ひまわり ・居宅介護支援連絡会 ・保護観察所 ・関西引きこもり支援者実践研究会等 ・「つながる場」に対しては、随時要請において会議や研修への参画を積極的に行っている。	・現在行っている、他分野の各関係機関との会議への参加や連携強化を継続していく。 ・「つながる場」への参加も積極的に行う。 ・要保護児童対策地域協議会への参加を行う。 ・65歳を迎える障がい者の介護保険に関する相談もあり、介護保険分野（地域包括支援センターやケアマネジャー）との連携も不可欠と感じている。令和7年度においては、相談支援部会と居宅介護支援事業所連絡会とで合同研修があったが、それを継続していきたい。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区地域自立支援協議会の事務局会議、各部会(相談支援、就労・日中活動、グループホーム、子ども)については打ち合わせも含め、その運営に積極的に参画し、様々な取り組みを提案し、協議会の活性化に努めた。区民向けの「依存症講演会」、「施設従事者虐待について」「強度行動障がいについて」の合同研修の実施、「障がいなんでも相談会」の実施、子ども部会では専門療育実施の見学勉強会も行った。また、運営会議として医療用コミュニケーション支援ボードワーキングにも当センターが中心となって主体的に取り組んだ。	今後も、地域自立支援協議会の事務局会議や各部会の運営に主体的に参画し、様々な取り組みの提案を行っていく。講演会や合同研修の実施継続の他、児童から大人の支援への移行、住まいと働く場の連携など障がいのある方が安心して暮らせるよう、広い視野を持って地域で支援が行われるよう他部会における顔の見える関係づくりのため、各部会主催の事業所見学会や、事業所紹介イベントなどを検討していく。 合理的配慮に向けた取り組みであるコミュニケーション支援ボードの災害用の作成、介護保険へのスムーズな移行のための情報提供書の作成、また不登校児の支援について考えるワーキング等についても検討している。相談に至っていない、課題のあるケースの掘り起こしのため行っている「障がいなんでも相談日」について相談件数が少なかったことを踏まえ、今後もっと地域の様々な場所や機会（土日関係なく）を有効に利用して、各関係機関や専門機関の協力も得ながら、障がいなんでも相談日を実施する必要があると考える。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	当該年度、協議会において、個別事例の個人情報共有を行っての関係機関の連携及び対応を行うケースはなかった。 相談支援部会においては、個人情報の開示は行わず、相談支援専門員が対応に困っているケース等について、関係機関との連携やアセスメントや視点を広げるスキルアップとなる事例検討を定期的に行った。また他の各部会などにおいても同様に事例検討を行っている。	個別事例検討会議があった際は、情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努める。 相談支援部会及び他部会においては、関係機関との連携を含め、各相談支援専門員のスキルアップを図れるよう定期的に事例検討会等を行う。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	協議会において既存の社会資源である障がい福祉サービス事業所に関しては、新設された事業所には必ず連絡を行い、協議会部会への参加を促し、各部会や合同研修などを通じてそれぞれの質の向上、意識の向上を図っている。その他、社会資源として、救急カードやエントリーシート、コミュニケーション支援ボードの作成や普及を図っている。	今後も、障がい福祉サービス等については、各部会における勉強会や合同研修の実施等により各事業所の質の向上を図る。これまで、様々な社会資源の開発を行ってきたが、今後も協議会で協議の上、必要な社会資源の開発に努める。障がいのある方の不登校やひきこもりなどの居場所等についても検討していきたい。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	障がい者支援施設等からの地域移行に関する問する相談があった場合、地域移行を行う一般相談支援事業所につなげたり、当該事業所に対する助言や後方支援等を行った。障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組の一つとして、強度行動障がいの中核的人材と共に、大阪市のモデル地域として地域の支援力の底上げと受け入れ事業所の増加に向けて取り組むべく合同研修を行った。	強度行動障がいの方の支援を行える地域の事業所が増えていくよう、中核的人材とともに地域での取り組みを考えていく。地域移行に向けた相談があった場合は、適切にコーディネートを行う。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持って、若い年代から様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいる。西区の統合失調症家族教室からの依頼で西区内のグループホーム見学会も実施した。8050世帯の相談も多く、親元からの自立に向けて様々な体験等が行えるよう支援している。	今後も、親元からの自立等に向けた相談に応じ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいく。また、若い年代を始め様々な年代の親や本人に、自立に向けて将来について一緒に考える機会等を設ける。

事業所名		西区障がい者基幹相談支援センター		
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	毎年、全職員が虐待対応にかかる研修を受講し常日頃から職員の意識の高揚を図るなど取り組みに努めている。虐待通報・届出のある被虐待者については、8050世帯であったり、複合的な課題を有する世帯である場合が多く、速やかに関係する他機関との連携を図っている。コアメンバー会議とは別に区役所と虐待対応の振り返りなどを行える虐待対応対策会議の場を作り、令和7年度は2回開催した。	今後も、区役所をはじめ、他機関との連携強化を図り、職員全員が虐待研修等を積極的に受け、虐待防止・権利擁護の取り組みに努める。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	障がい者差別・合理的配慮に関する相談に対し、当事者の話を十分に傾聴するとともに、相手企業等にも充分聞き取りを行い、大阪市福祉局の担当者にも対応について確認を行いながら、障がい者差別解消に向けた取組みに努めた。さらに、大阪市福祉局の担当者と共に当該事業所を訪問してその後の企業の対応について聞き取りを行った。	今後も、障がい者差別に関する相談があった場合は、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行う。これまでに対応した事業所との事例が他の事業所等への周知啓発になる機会を考える。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	ひきこもり、8050事案等、権利侵害が発生しやすい状況が考えられる場合、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の情報提供と説明を行い、速やかに利用ができるよう支援を行っている。また、それらの手続き途中で、計画相談支援事業所に引き継ぐ場合、途切れなく支援を継続できるよう対応している。	8050世帯や複合的な課題を抱えるケース等、権利侵害が発生しやすいケースについては、その状況を踏まえ、適切に速やかに成年後見制度やあんしんさぽーと事業等の利用につなげられるよう支援を行っていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談支援部会での活動や自立支援協議会合同研修、区役所保健福祉課保健活動グループとの共同研修会において、相談支援に関わる様々な研修、勉強会、事例検討会を開催し、地域の相談支援事業者の人材育成に努めている。	今後も、相談支援部会における事例検討、勉強会、合同研修等を定期的に開催し、人材育成に努める。また、初任者研修を終えた相談支援専門員等を対象に計画相談の基礎的な勉強会等を行う。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れについては、依頼があるものに対し全件受け入れ、課題への対応だけでなく、日頃の業務の悩みなども含め対応している。各相談支援事業所や各関係機関との連携等を通じ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいる。	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは今後も積極的に行い、地域の相談支援専門員との顔の見える関係づくりを大切にし、相談支援事業所にとって相談しやすいセンターとして役割を果たしていく。相談支援事業所の新設や増員に関する働きかけは、既存の相談支援事業所のみではなく、他の障がい福祉サービスを行っている事業所等にも働きかけを行っていく。
3－8　その他の取組み				
		1. 基幹相談支援センターが中心となって進めた地域自立支援協議会における活動 ○医療機関向けのコミュニケーション支援ボードの作成 ○救急カードの配布 ○エントリーシートの管理・新規事業所へのエントリーシート案内と、地域自立支援協議会への参画案内 ○合同研修の実施2回(強度行動障がいについての研修・虐待防止権利擁護研修) ○講演会の実施(ひきこもり講演会) ○グループホーム部会における「エイズ・HIVの理解」研修実施・津波高潮ステーション見学会実施・災害時図上訓練実施 ○子ども部会における「強度行動障がいについて」研修実施・災害時図上訓練実施 ○相談支援部会におけるケアマネ連絡会との合同研修・保護観察制度についてのミニ研修と、保護観察官・保護司との顔の見える連携 2. 他機関連携等にかかる取り組み ○西区内の病院からの依頼で「障がい者への接遇」というテーマで研修を実施 ○区役所保健福祉課保健活動グループとの共同して精神保健支援研修会「統合失調症について」の実施 ○西区役所生活支援課ケースワーカー向けの「障がいのある方への支援」研修実施 ○西区つながるプロジェクトへの参加と共同での防災に関するシンポジウム企画実施 ○西区全地域合同防災訓練への参加 ○高齢者障がい者支援者連絡会への定期参加 ○そよかぜ連絡会の定期参加と、啓発活動(そよかぜまつり・障がい者週間のティッシュ配り等)への参加 ○西区医師会　在宅医療・介護連携相談支援室の全体ミーティングへの定期参加・病院からの相談事例を通して当センターの業務等周知研修実施 ○関西引きこもり支援者実践研究会への定期参加 ○統合失調症家族会において、グループホーム見学会・西区障がい者基幹相談支援センターのピアサポーター職員の語り実施 ○大阪弁護士会主催意見交換会への参加 ○難波支援学校の進路相談会への参加、難波支援学校の進路担当教師の協議会への参加セッティング		

事業所名				西区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				○西区では地域の特性上、経済的余裕のある世帯も多い。 　結果、ひきこもりの方のケースが長期化、潜在化しやすく、8050世帯へと移行しやすいと考えている。 →※1　地域自立支援協議会で取り組んでいる「障がいなんでも相談日」の実施方法について、 　さまざまな角度から検討を行い、より広く、潜在的課題を抱える世帯が窓口や制度につながるよう、取り組んでいきたい。 　（場所や時間など、土日祝も含め柔軟に実施する）。 　※2　地域包括支援センターや見守り相談室、さらに、訪問診療所や訪問看護ステーション、地域の医療機関などと一層の 　連携強化を図り、隠れたニーズの発見に力を入れる。 　※3　西区において、家族支援の実施や居場所づくり等の具体策を考えていく。 　（関西引きこもり支援者実践研究会に定期参加し、生活困窮者自立相談支援窓口や社会福祉協議会などと連携していく） ○不登校児等の支援について、放課後等デイサービス事業所がそれぞれ取り組んでいるところではあるが、 　西区全体で連携して取り組める仕組みや場がない。教育現場と障がい福祉の連携、ネットワーク構築も不足している。 →地域自立支援協議会において、ワーキングチームを立ち上げ、区内の障がい児支援事業所、相談支援事業所、 　その他関係機関らの有志で、不登校児の支援について、他の支援機関とも連携して取り組める仕組みや場を構築していきたい。 ○区の人口は年々増加をしている。結果、障がい者の増加、相談件数の増加が見込まれる。 →※1　複雑化、多様化する課題へ対応できるよう、相談支援専門員や各障がい福祉サービス事業者に向け、各部会や合同研修の 　企画、実施などを行う。また、児童から大人までのスムーズな支援ができることを含めて、部会を超えた障がい福祉サービス 　全体の連携を強化する。 　※2　障がい者が暮らしやすい地域をつくるため、障がい者理解や差別解消に係る啓発活動をについて継続して行っていく。 　（例：そよかぜ連絡会、コミュニケーション支援ボードワーキングの作成・普及など） 　※3　障がい者は、非常災害時において、普段からの備えがより大切となるため、当事者および支援者の意識向上が大切。 　非常時に少しでも備えができ、対応できるよう、研修の企画や実施、ネットワーク構築を行っていく。 　（例：地域の防災訓練への参加、障がい者には救急カードの配布の継続、支援者向けに西区独自で作成した 　防災マニュアル(支援者向け・利用者向け・図上訓練)の情報提供、防災に関する情報発信、 　西区つながるプロジェクトのシンポジウム継続など） 　※4　西区には医療機関が多数あるが、医療と障がい福祉の連携については不足する部分も多い。 　地域の病院、クリニック、訪問看護等と障がい福祉の連携を強化していく（西区医師会ミーティングへの継続的な参加など） ○その他、多様化、複雑化する社会課題についても、対応していきたい。 →※1　高齢化社会への対応（高齢となる障がい者への支援）。65歳を迎える障がい者が、介護保険に適切に引継ぎができるよう 　地域の居宅介護支援事業所との連携する。また、引継ぎがスムーズに行えるツールを作成していきたい。 　※2　施設等からの地域移行を進める。強度行動障がいのある障がい者への適切な支援に対応できる地域づくりのため 　中核的人材と連携してできる取り組みを検討していく。 　※3　触法障がい者が、出所後、地域で適切に安心して暮らせるための取り組み。 　保護観察所や保護司との顔の見える関係づくりと連携の継続。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和8年6月22日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	・相談支援事業については適正に行ってもらっていると思う。 ・なんでも相談日を活用しながら、センターだけではなく地域に出張する形で面として相談の機会を設けていくことを継続してもらえたらいいと思う。
			2　相談支援の状況について	・相談状況として、件数が非常に増えていることがよく分かった。それでも相談に至っていない埋もれているケースがあるのであれば、どういったケースが埋もれているのか、今後も見つけていく必要がある。 ・知的障がいの人が支援学校を卒業後、何十年と働いてきてなんの福祉サービスにつながっていない人が障がい者就業・生活支援センターに相談に来られるケースが増えている。仕事だけでなく、親亡き後の生活の支援も必要になってくると思われるので、障がい者基幹相談支援センターと連携して支援していきたいと思う。西区障がい者基幹相談支援センターは相談しやすい。
			3　業務に対する自己評価について	・他分野との連携を取っていることがよくわかる。 ・地域包括ケアシステムの中で、医療介護連携に障がい分野も入っているので、今後の相談支援体制の連携の必要性発展性を感じる。 ・合理的配慮差別解消にかかる支援についての報告で、支援をきっかけに企業が様々な対応をされているというのは、まさに障がい者が住みやすい街づくりになると思う。
			4　区における地域課題について	・それぞれの課題の視点に基づいて取り組みが考えられていると思う。 ・不登校児の支援に関する取り組みについては、区役所内でも福祉と教育の連携で考えていくところではあるので、基幹相談支援センターにおいても、学齢期、また大人になっていく過程でも児童や家族が孤立せず支援につながるように連携強化に向けて共に取り組んでいいただきたい。 ・区保健福祉課の精神保健福祉相談員のもとにはひきこもりの相談も多い。サービスにつなげていきたいケースも多いので、障がい者基幹相談支援センターとますます連携していきたい。 ・就労系の事業所には区役所に直行してセルフプランでサービス利用を開始する人も多いが、様々な障がいがある中で、医療や訪問看護につなげたいケースなどもある。事業所のサービス利用だけでは、ご本人の生活の安定が図れない場合があるので、今後も障がい者基幹相談支援センターと連携したい。西区障がい者基幹相談支援センターは相談しやすいのでありがたい。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				令和7年度の当センターの活動については、相談のあったケースは増加しているが、全て丁寧に対応、若しくはしかるべき関係機関に引き継げたと思う。 緊急性がある、また複雑な状況のケースに関しては、関係機関とチームワークを取って対応に当たってきた。 地域の各関係機関においては、基幹相談支援センターについて周知され、各相談機関からの相談も多いがそういったことも、本会議にて評価していただけたと思う。 今後の地域での包括的なケアシステムの構築のため、より一層、様々な関係機関との連携を強化していくことが求められると確認したところである。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	港区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　精神障害者社会復帰促進協会
開所曜日	月曜日～金曜日
開所時間	9時～17時30分
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業（ふっききょう）
事業所の特長	法人として、精神障がい者を主とした支援を展開してきている。基幹センターにおいては、他分野で経験を積んだ職員の配置や精神保健福祉士、社会福祉士の配置を行う等、幅広く支援の実施を行うことができている。法人が実施している事業としては以下のとおり。 ◆受託事業：精神障がい者スポーツ・文化芸術推進事業（大阪府）・茨木市精神障害者移動支援事業者養成研修会 ◆協同組合事業：エルチャレンジ　◆施設運営事業：ふれあいの里・地域活動支援センター（生活支援型）・就労継続支援B型・共同生活援助・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	1	1 人
兼務	4	1	5 人
計	4 人	2 人	6 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名、相談支援専門員(4名)、精神保健福祉士(5名)、社会福祉士(3名)、看護師(1名)　※重複あり

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
精神	不定期（要望に応じて業務時間内に対応）	不定期（要望に応じて業務時間内に対応）

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰を支援する」という基本理念を踏まえ、「人権」についての視点を常に持ち、精神医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考える。この基本的理念を礎とし、平成23年7月に成立した改正・障害者基本法では、「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」等、目的や基本原則が盛り込まれているが、この理念の実現のため、今なお人権侵害の渦中にある障がい者の権利擁護を支持することを今まで以上に追求していくことが、基本方針である。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数（年間実月平均）	年間実相談者数
	92.6人	205人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数(年間月のべ平均	年間支援件数
	285.3人	3,424人

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2479 件	49 件	257 件	466 件	149 件	24 件	3424 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	111	1	23	4	0	5	66	12	1	0	0	11	234
	聴覚	21	0	1	16	1	4	0	3	3	0	0	2	51
	肢体	78	11	28	6	0	1	1	4	1	1	0	8	139
	内部	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	計	226	12	52	26	1	10	67	19	5	1	0	21	440
難病		23	0	6	4	0	0	2	1	0	0	0	0	36
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		520	1	60	121	2	22	88	28	29	5	14	87	977
精神障がい		984	4	167	262	5	35	78	38	36	5	16	151	1781
発達障がい		62	5	10	5	0	2	4	1	1	0	0	5	95
高次脳機能障がい		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
そ の 他		48	0	8	3	0	0	8	1	7	0	1	16	92
合計		1864	22	303	421	8	69	248	88	78	11	31	281	3424

事業所名			港区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			全体的な相談件数は年々増加傾向にある。相談受付方法に関しては、昨年度と比較すると、訪問、同行増加傾向にある。総合相談としての機能が周知され障がい者基幹相談支援センターの認知が定着しつつあるが、近隣住民やその他関係機関からの相談等はあまり増加していない。触法障害者支援等のより専門的な専門職との連携も図りつつ、地域に根差す相談支援機関として、周知啓発を継続する必要があると分析できる。		
3 業務に対する自己評価					
3－1 適切な障がい者相談支援の実施			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	難病等の相談を受けた場合は、医療機関や専門機関に助言を受けながら、その病気について勉強に努め、本人や家族などに丁寧なヒアリングを行っている。	難病相談支援センターなどとの専門相談や情報交換などを通じて、より地域での生活について、適切な助言および支援ができるように連携を図っていくように努める。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	新規相談の相談も増えており、サービスや社会資源を利用希望するニーズが増えており、さらなる相談件数の増加も見込まれる。	困難ケースへの対応を行えるようなスキルアップや体制整備に努める。 相談支援の体制としては、区内事業所の件数が少ない状況なので、その点では自立支援協議会等を活用しながら体制整備に努める。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	センター内での定期的な事例共有や事例検討を行う事で、支援の目標の確認を行っている。そのうえで、他機関へ繋いだり、支援の中心を他の相談支援事業所や専門機関に渡していくように務めた。 また、外部の研修に積極的に参加する等、質の担保に努めた。	分野や専門職の専門性の違いからくる視点の違いから連携の難しさを感じることもあるため、それぞれの専門性の理解を行ったうえで本人中心の支援が展開できるように、より一層の区での他分野との連携作りを実施していくことが今後の課題となる。
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	つながる場を活性化する取り組みや、他の機関と連携を図りながら包括的に対応を試みる事を意識して取り組んだ。	複合的な課題や支援困難とされるケースに関して、それぞれに何が課題となっているのか、何がどのように困難なのかを整理する力を培うよう努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	地域定着支援センターや弁護士会等と連携し、支援を必要とする方への対応に努めた。	今年度も実際に、触法障がい者等支援に携わり、実務から研修まで幅広くスキルを身に着ける機会を得た年であった。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急連絡体制の確保が必要な利用者へは事前につながる番号を周知している。その他の相談対象者へは留守番電話への切り替えにおいて伝言を残していただき適宜、確認を行い必要に応じて折り返しを行う。	周知の方法が個々のケースに応じて、直接の周知であるため、ホームページ等において相談問合せの対応を行うよう努める。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	自立支援協議会を通じて、顔の見える関係を構築し、拠点整備に向けて、市から説明に来ていただくなど取り組んだ。	実際に今年度も、新規登録事業所は0件であったことから、あらためて区内の事業所への呼びかけや制度理解に努める。
3－3 地域の相談支援体制強化の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	月に1回選定会議を行い、個人情報に十分注意しながら受け入れ可能な事業所へ依頼をしている。区内区外の事業所に、積極的に選定受託して頂いていることで滞りなく相談支援体制が構築できている。	今後も選定について、公正かつ適切に行えるよう、区との連携に努める。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	指定特定相談支援事業者へは相談支援部会への積極的な参加をしてもらい、スキルアップを目的とした部会運営を実施した。	今年度は昨年度と比べ、指定一般相談支援事業の指定を取っている事業所からの相談の機会は少なかった。引き続き、情報交換の場を設け、地域移行及び定着支援へのスキル向上を目指し、後方支援の充実や相談しやすいセンターづくりに引き続き努めていく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	高齢・児童等分野関係なく、地域ケア会議やつながる場など積極的に参加することが出来た。	今後も更なる連携強化を図るべく、自立支援協議会、「みなまるねっと」を中心に高齢分野や子ども子育て分野、インフォーマルな社会資源との連携を図っていく。

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会を中心に、相談支援部会・児童連絡会・ヘルパー連絡会の活性に努めた。虐待防止・防災等毎年基礎となる研修も行い、今後は、他の連絡会の創設等も議題に挙がり、活性化に向けて前進した。	地域課題の抽出について検討できる機会を来年度のテーマとして、相談支援部会を中心に取り組む予定としている。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	自立支援協議会における相談部会にて、個別事例の検討は今年度は少なかった。	今年度は、外部講師を招いた研修形式の開催等も盛り込んだため、個別の事例検討の場となる機会は前年度に比べ少なかった。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	令和7年度は一昨年度から継続して、特に新規グループホーム等の住居サポート支援の社会資源が充実している。	エリア別の社会資源を含めた地域診断を実施し、新たな社会資源の開発に向けた取り組みを行う。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	区役所と連携し、区内に住民票のある施設入所者支援等の支給決定を受けている利用者の数を把握。個人情報に留意し、入所先の施設に対してアウトリーチしていく準備を進めた。	来年度に向けて、実際にアウトリーチしていく計画を策定し、実働に移していく。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	地域包括支援センターやオレンジチーム、ブランチなど高齢者支援機関との連携を行い、8050問題の解決に向けた支援を実施。また予防の視点からは、さまざまな啓発イベントや研修会に参加をし連携しやすい体制を構築した。	地域住民からの相談が極端に少ない事から基幹センターの役割や存在を住民に知ってもらう事は引き続きの課題であると考える。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	法人内での研修を年1回以上実施し、また虐待防止委員会を設置。外部で開催される研修への積極的な参加も定期的に行えた。職員の意識の高揚を図り、適切な対応が出来るよう努めた。	虐待の発見時には早期相談、通報等が必要な為、迅速かつ的確な動きが出来るよう、継続して意識の高揚に努める。またチームで判断や対応ができるよう人体制の整備は引き続き必要である。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	相談があった際は、相談者の話しを傾聴し、適切な相談窓口に繋ぐなど対応した。また障がい者差別解消法に関する研修への参加や法改正の内容の周知共有にも努めた。	今後も障がい者差別であると判断した内容については、必要に応じて助言や対応策の提案を行えるように、職員間で研修などを通じて意識を高める。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	成年後見制度の学習や、実際の事例を通した意思決定支援の在り方を学ぶ機会を定期的に設けた。あんしんさぽーととの連携に関しては、必要に応じて適切な支援へ繋ぐよう努めた。	引き続き、港区における権利擁護の特色や利用しやすい仕組みづくりを整備していく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	自立支援協議会を活用し、相談支援専門員に対して相談支援援助技術に関する振り返り等、質の底上げに努めた。	港区に参画する相談支援事業者の意識の高さから部会の参加率が非常に高い。 区内での新規事業所は今年度も0件であった為、区内事業所数を増やしていくにはどのようなアプローチが必要か検討を行う必要がある。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	今年度に関しても、初任研・現任研インターバルの受け入れを行った。既存の相談支援事業所に新たに配置される相談支援専門員と積極的に関りを持つようにした。	主任相談支援専門員の配置に関しても、引き続き区内で周知啓発を行う。

事業所名	港区障がい者基幹相談支援センター
3－8 その他の取組み	
（1） ミーティングの実施／毎朝ミーティングに加え、毎月１回時間を多くとり、ケースの進捗状況などを共有し、また相談支援記録の質を上げることで、担当者が不在であっても、対応可能な体制作りに努めた。 （2） 法人内研修（毎月１回実施）／意思決定支援、障がい者差別解消法、虐待防止法、相談支援の基本姿勢、合理的配慮、ピアサポート、事例検討、また制度やサービスについての理解を深め、相談の精度を高める研修などに取り組んだ。 （3）基幹内研修／不定期開催ではあるが、必要に応じて事例検討や地域課題の整理時間などを設け、相談支援体制の強化や組織強化に努めた。 （4） 外部研修 ／随時参加 （5）法人年次報告書の発行／基幹相談支援センターの取組み等の周知、法人の活動内容についての発信。 （6）港区障がい者地域自立支援協議会の委員として、港区政会議（部会など）への参加。 （7） 見守りネットワーク委員会定例会の参加をし、地域の見守りコーディネーターと共に、地域の心配世帯の早期発見を目的としたアウトリーチを図った。 （8） みなまるネット（港区保健福祉課・地域包括支援センター・見守り相談室・オレンジチーム・生活困窮者自立支援担当・基幹センター）において、「つながる場」の活用方法とその他制度施策の勉強を図る場として活用した。 （9） こころの講座（平成27年より毎年参加） 実行委員 （10） つながる場（総合的な相談支援体制）の充実に際し、顔の見える関係だけではなく、より具体的な支援に一歩前に進める体制つくりのための意見交換。（区内の情勢や今後の推移を見据えた上で見えてくる課題などを提示） (11)大阪市障がい者差別解消推進協議会/基幹相談支援センター代表として令和4年度より参画。 今年度においても協議会の委員として参画。 (12)大阪府相談支援従事者養成研修のインターバル受け入れ、初任者研修の演習リーダー、現任者研修の演習ファシリテーター、障がい者ピアサポート研修の講師・ファシリテータを受託。	
4 区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	
大阪湾に面する区の一つとして、大規模災害発災時に活きる個別避難計画策定と避難訓練の積極的実施が必要である。個別避難計画に関しては、行政と共に改めて地域住民に周知啓発を行う必要がある。 →インクルーシブな防災の取り組みに対して、地域の社会資源でカバーできない課題への取り組みを、区としてどのように整理するのか自立支援協議会を中心に区政と検討する機会を引き続き持つ。 港区は他区に比べ社会資源が少ないが、令和6年度より、共同生活援助や、インフォーマルな住居支援事業が新規開拓が進み、令和7年度に関しては自立支援協議会にて、居宅系サービスの横のつながりが持てるよう、連絡会開設の提案等を行った。地域連携推進会議などを活用して、質の高い居住系支援を港区内で担保できるように仕組みづくりをしていく必要があると考える。 他のサービスについても、引き続き十分とは言えない数であるため、より多くの指定障害福祉サービス事業者やインフォーマルな障がい者支援を実施する事業者との連携や自立支援協議会への参画の仕組みづくりを進めていくことを行っていく。	

事業所名			港区障がい者基幹相談支援センター
5 自己評価を終えて			
5－1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日			令和8年6月23日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	港区内の相談支援事業所はここ数年で若干数増加している。相談支援部会を中心に、区内相談支援事業所の質の担保の為、今後も積極的に基幹相談支援センターの機能と役割を発揮して頂きたい。
	2	相談支援の状況について	区内計画相談利用者は、他区の事業所にも協力を煽っている。区内相談支援事業所を増やす事も視野に入れつつ、相談支援選定会議においても、利用者へ質が担保された相談支援サービスが提供できるよう、相談支援部会を中心に課題などに取り組んで頂きたい。
	3	業務に対する自己評価について	年々福祉サービス利用者が増えている。基幹センター内の人員配置等を考慮しても人手が足りているのか等思う事がある。評価としては記載の通りと感じる。 今後も引き続き、相談支援の中核を担う事業所として他機関との連携や地域の社会資源充実の為の活動を共にお願いしたい。
	4	区における地域課題について	市内全体の課題でもある、ヘルパーの高齢化・人材不足に関しては、自立支援協議会のみならず市への要望としても積極的に上げつつ、区として出来る事を継続的に取り組む方向で考えたい。
5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
			改めて、相談件数等について数値化することにより昨年度との比較ができ、港区としての地域課題を考える足掛かりとなった。 また居住系支援や相談支援事業所等、港区内での生活を希望する障がい当事者にとっては若干ではあるが、選択肢が増えた。 一方で、どのような運営実態をされているかなど質の担保を維持・向上するための取り組みを区全体で考えて行く必要が課題として継続的にある。 港区では親と同居する障がい当事者も多く8050問題について早期介入をし、今のうちから取り組むことを意識した働きかけが求められる。そのためには家族支援にも目を向けて啓発や相談しやすい環境を作っていくことも基幹相談支援センターとしては多職種連携をより一層進めていく必要があると再認識できた。 最後に、区の担当者とも協力をしながら障がい者数、指定障がい福祉サービス利用者数、相談支援利用者数、地域移行支援利用の可能性、対象者の掘り起こし（施設入所支援支給決定者数や精神科病院等への長期入院者数）を進めていくことが引き続きの課題であると考える。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	大正区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム
開所曜日	月曜日～金曜日
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業
事業所の特長	2003年の団体設立以来、障がい者の当事者による地域支援に取り組む自立生活センターとして、身体障がい者を中心とした地域自立とエンパワメント活動に力を入れ、ほぼ毎年、ピア・カウンセリング講座を開催しつつ、自立生活プログラムも継続的に開催してきている。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	5	2	7 人
計	5 人	2 人	2 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名
相談支援専門員5名（現任研修4名・初任者研修1名）、うち社会福祉士1名・介護福祉士1名。
精神保健福祉士1名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
視覚障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:30
肢体障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:30
精神障がい	木曜日	9:00～17:30

1－5 センター業務についての理念・基本方針

必要があっても福祉サービスの利用に至っていない障がい者（児）の潜在的なニーズを受け止め、地域での生活を確保するとともに、一人でも多くの障がい者が社会参加していけるように支援します。また、障がい者の地域生活と社会参加を確保するための社会資源の創造にも努めます。これまで、培ってきた経験と地域で作り上げてきた関係機関との連携を深めます。
障がい当事者の地域生活、エンパワメントにおいてピアサポートの重要性を踏まえ、ピア・カウンセリングや社会生活力の向上を目的としたILPにピア相談員が積極的に参画します。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	13.8	74
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	596	596

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	202 件	101 件	281 件	11 件	1 件	0 件	596 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚				2									2
	聴覚													0
	肢体	11			5		2		6				1	25
	内部													0
	計	11	0	0	7	0	2	0	6	0	0	0	1	27
難病		1												1
重症心身障がい														0
知的障がい		11	1		5		1							18
精神障がい		13	2	220										235
発達障がい		3											1	4
高次脳機能障がい														0
そ の 他		1												1
合計		40	3	220	12	0	3	0	6	0	0	0	2	286

事業所名			大正区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			相談件数の総計が昨年よりも減る結果となりました。知的障害で特定個人の方が毎日のルーティンを守るために原則1日に3度センター来所は継続しています。 精神障がいの電話相談も継続しています。週2日の電話予約は固定利用者でほぼうまっています。 令和7年に入って、「つながる場」への出席、区の精神保健担当との同行支援するケースも増えています。 今後も連携した相談体制の拡大をはかります。		
3 業務に対する自己評価					
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	課題の多いケースについては、区の精神保健担当や発達障がい者支援センター、難病団体の相談窓口等と連携し、必要な場合には速やかにケース会議の開催を働きかけています。自己決定支援も、本人の合意のもとに進めています。	
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	精神保健福祉が担当するケースや生活保護ケースワーカーからの相談から継続したケースや引越の必要に迫られたケースの物件探しのサポートするケースも増えています。	関係機関に対する連携呼び掛けは一定の成果を生んでいますが、区民への周知方法はいま一度再検討する必要があります。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	必要と思われるケースにつては、計画相談支援事業所や専門機関を交えたケース会議の開催を呼びかけるようにしています。	
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	関係機関と同行した訪問について周知をして、アウトリーチにつながるような機会を増やすように努めています。	
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者や医療保護入院を要する等のケースについては、計画相談支援事業所につながるまでの間の支援や計画相談支援事業所等に依頼する場合も、何か課題が出てくれば、連携して取り組む旨を伝え、継続的な関わりを持つようにしています。	触法のおそれのあるケースへの対応を区役所等とも連携して関わりを持つようにしていきます。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	緊急連絡は担当スタッフの携帯により受電できるようにし、必要な連絡先もマニュアル化しています。	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	事業所登録への情報提供には心がけています。登録時事業者との連携は継続的に実施しています。	いま一度区内の登録対象事業所に働きかけ、整備の充実に向けて取り組みます。
	3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	計画相談の事業所選定には、区の保健福祉センターの担当者とも相談しつつ、各事業所の特性や力量等を踏まえて、公平性が保たれるように行っています。	
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	新年度の国による報酬改定等の情報を適宜提供しながら、今後予想される各サービスの動向や課題にも関心を持てるように相談支援事業所に対する情報提供は継続して行っています。 地域自立支援協議会の相談支援部会として位置づけ、新たに主任相談支援専門員となった相談員との連携を強めています。	

事業所名		大正区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	包括センターなど関係機関主催の地域相談会や地域ケア会議への出席依頼があればスタッフ間で予定調整をして応じ、「つながる場」については、優先的に出席するように調整しています。	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	組織強化の一環として、新たに主任相談支援専門員となられた方も、交えた運営会議を設置して地域課題の具体的な取り組みや集中して取り組むべき課題について検討してきました。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	5	地域課題の検討につながる個別事例を協議会で共有化し、必要な連携づくりに努めています。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	運営会議等の設置により地域課題を明確化し、集中して取り組むべき課題について先かけた取り組みを検討し、事業所へのアンケート調査や事業所向けの研修会も実施しています。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	5	ケース会議、来所面談、ILPの取組等、担当計画相談員と連携して、本人の意思決定を尊重しつつ、取り組んでいます。	
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	親元からの自立等に向けた相談ケースは、計画相談事業所へのアドバイス等を実施しました。 親御さんへのアプローチも通所事業を通じた助言等をお願いしつつ進めてきました。 体験を実施するべきケースの発掘に向けていくつかの相談を受けています。	自立体験が実施できるよう相談者のペースを図りながら長期・短期の計画を立てつつ進めていきます。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	職員の意識強化はもちろん、合同のケース会議等では、虐待案件への意識を持ってもらえるように周知を図っています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	差別通報は本人と事業者との間での合理的配慮の話にまで至ったケースはありませんが、関係者からの事業所によるサービス提供内容への疑義の訴え等については事業者に連絡を訴えの内容を伝えてきました。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	制度利用へに向けて後見支援センター等の情報提供は丁寧に時間をかけて行ってきました。 後見制度の利用と本人の意思決定支援について学ぶ研修会を開催しました。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	区の精神保健担当と共働で利用者への巻き込まれ、バーアウト防止の支援者向け研修を開催しました。	相談支援部会における事例検討の手法を区内の主任相談員とも協力して取り組みいます。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	区内の主任相談支援専門員と協力しながらインターバルを受け入れてきました。	事業所の職員像員を働きかけていきます。

事業所名				大正区障がい者基幹相談支援センター
3－8　その他の取組み				
				障がい当事者のエンパワメントと支援者として活躍してもらえる動機づくりのためのピアステップ研修を開催しました。自立生活プログラムの企画実習、ほかの自立生活センター見学など多様なプログラムを用意して実施しました。
4　区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
				区や児童相談センターとの連携が相談員側から提案しにくい、しても十分な情報提供が得られないでどう動いたらよいのか戸惑うということから、区内での対応をもう少し円滑にできる手立てを一緒に進めていけたら良いと思います。 また、市全体で取り組まれている災害時の要援護者の個別避難計画における相談支援員の役割や取り組むべきことも区内でもっと明確にして、何よりも要援護者本人がわかる避難計画作成を進めたいと考えます。
5　自己評価を終えて				
5－1　区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			6月15日（月）
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
		2	相談支援の状況について	①基幹センターでの相談は基本相談と理解していいのか。 ②怪しい運営をしている就労系サービスの情報について、どのような範囲まで共有化できるものなのだろうか。基幹センターとして相談業務や事業所の後方支援において、そういった情報をどの範囲までどのように情報提供できるものと考えているか。
		3	業務に対する自己評価について	今回の各委員からの意見は施設からの地域移行に多く、区内に2つある身体・知的の支援施設からの地域移行の取り組みについて質問が出された。 ①双方の施設の地域移行について基幹センターがどのように関わっているのか。 ②それぞれの施設では地域移行の取り組みをどのように進めていくのか。 ③区内において地域生活支援事業の取り組みとの連繋の見通しは。
		4	区における地域課題について	
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				相談件数が低い中で区役所の精神保健担当や生活保護のケースワーカーとの連繋ケースは増えてきていると思います。とりわけ連繋を依頼されたケースについては、それぞれの課題が集中的に解決できる場合は少なく、長期間にわたって日数を隔てた関わり方が求められる場合も多いという印象をもっています。 区内の施設との地域移行の取り組みについても、支援施設の法人内の方針から外出等もなかなか自由に実施できないことから、慎重に取り組まざるをえない状況だと認識しています。 今後も区内の他機関との関係や繋がりを広げながら基幹センターとして関わっていくケースを増やしていくよう努めたいと思います。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	天王寺区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	NPO法人ムーブメント
開所曜日	月・火・水・木・金（祝日、年末年始除く）
開所時間	9:00～18:00
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業、訪問介護事業（介護保険）
事業所の特長	主任相談支援専門員、相談支援専門員の計6名体制。障がい当事者が3名従事しており、2名はピア・カウンセラーで相談者が話しやすい環境を作っている。 各々役割分担をしながら、様々な生活上の困りごとを抱える相談者の対応ができるようにしている。 複合課題を抱えるケースにも積極的に対応している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	4	2	6 人
計	4 人	2 人	6 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員2名　相談支援専門員4名
社会福祉士2名　精神保健福祉士2名　介護福祉士2名
ピアカウンセラー2名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
脳性麻痺	月・火・水・木曜日	10時～18時
脳性麻痺	月・火・水・木・金曜日	10時～18時

1－5 センター業務についての理念・基本方針

障がい当事者が運営するセンターとして、地域の障がいを持つ方やご家族に寄り添った支援を心がけ、地域密着型のセンターを目標に活動している。昨今、高齢、ひとり親、生活困窮等の複合的な課題を抱える世帯が増えていることから、区役所や区内外の相談支援事業所、多職種事業所と連携をとりながら生活上の困りごとの軽減や、生きづらさをもっている方たちの支援に力を入れていきたい。すべての人が住みやすい社会を目指して、地域とのかかわりを深め天王寺区の地域力の活性化に努めたい。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	30.3	167
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1200	1200

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	761 件	172 件	70 件	103 件	69 件	25 件	1200 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	44		4				1	16			1		66
	聴覚	1												1
	肢体	67	2	8	2		3	19	24	9			3	137
	内部	6		1										7
	計	118	2	13	2	0	3	20	40	9	0	1	3	211
難病		25	1	15										41
重症心身障がい														0
知的障がい		174	7	57	16	3	7	5	55	5		14	5	348
精神障がい		328	4	41	32	2	8	27	34	5		23	4	508
発達障がい		44	1	2	4		1	1	3				6	62
高次脳機能障がい		5												5
そ の 他		19		1				3				2		25
合計		713	15	129	54	5	19	56	132	19	0	40	18	1200

事業所名			天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			例年同様、ご本人、家族、障がい福祉サービス事業所、こども相談センター、行政機関、地域包括支援センター、医療機関、就労機関等からの相談を受けたり連携を図ってきた。また他府県から天王寺区への転入やグループホーム利用をご希望されている方の支援も行ってきた。7年度も精神障がいのある方に関する相談が多かったが、知的障がいや発達障がいと重複されているケースも目立った。相談者の年齢層も、学齢期から高齢まで幅広く、18歳未満の方のグループホーム入居希望や65歳以上の方の就労B型希望などがあった。支援件数では福祉サービスについてが最も多いが、医療機関への同行なども多数行った。計画相談に繋がるまでの支援や手帳を持っていない方や福祉サービスを利用されていない方の支援も多かった。		
3 業務に対する自己評価					
3－1 適切な障がい者相談支援の実施			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。		3	障がい種別を問わず、身体・知的・精神の3障がい及び難病患者等の相談に対応している。本人の障がい特性や生活状況等を把握し、必要に応じて医療機関や行政、関係事業所等の専門機関と連携しながら支援を行っている。 また、研修会や連絡会等へ参加し、情報収集や関係機関との連携強化に努めている。	相談内容が多岐に渡るため、専門機関との連携が必須である。 研修会等に主催・参加を行っているが、相談員により経験のばらつきがあるため、平均化を図り、相談者が相談しやすい環境づくりや、特定の相談員の負担を軽減を行わなければならない。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。		2	相談や相談数は年々増加傾向にある。相談内容は様々ではあるが、どの相談員であっても適宜対応出来るよう連携を図っている。また、さらに多くの方に基幹センターを知っていただくきっかけ作りは必要。福祉教育や地域のイベントに参加させていただいている。	相談員にも障がいがある職員が在籍しており、相談者宅に訪問出来る相談員は限られている。やむなく来所いただくこともある。また電話やメール、選定対応に追われ、十分なアウトリーチ型の支援を行えていない状況にある。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。		3	当事者や世帯の可能性を奪わないように、相談者の強みを生かせるような支援を心がけている。天王寺区は相談支援事業所が多くなく、近隣区に依頼することも多い。出来るだけ利用者の希望する生活に近づけられるよう、専門機関の連携や計画相談が付くようにしている。	その方や世帯のストレングスを積極的に見つけ、総合的な視点でどういった支援が必要なのか、適当なのか常に考えながら支援にあたるよう心掛けている。専門機関や社会資源については都度、情報を集めている。
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。		4	前年度も継続して、主任相談支援専門員、ピアカウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等、様々なケースに対応できる職員を配置することができた。複合的なケース、長期化しているケースでは、高齢者機関や行政機関、医療機関やその他専門機関と連携しながら支援に取り組めるように努めている。	今後も専門資格を有する職員を増やすとともに、相談員の育成に努め、困難ケースに対応できる人材を充実させていく必要がある。また、他機関との連携においては、担当者の異動により、ご本人との関係性を一から構築し直さなければならない場合があり、支援の進行が緩やかになってしまう事がある。円滑な支援継続のためにも、丁寧な引継ぎや情報共有の体制強化が重要である。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか		3	砂川厚生福祉センターとの連携ケースを継続して行っている。必要な情報収集や学びを深めるため、研修に参加したり、センター内での情報交換に努めたい。	一人の相談員がケースを通じて得た学びは定例会議などを通じて他相談員にも共有できるようにする。長引くケースも多いので、担当相談員が疲弊しないようスーパーバイズを行う。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。		4	各職員が社用携帯を所持し、緊急時の対応に備えている。夜間、休日の連絡体制も整っている。尚、相談者の担当が不在の時には、別の相談員で対応が取れるように今までの経緯を記録に残して各相談員で情報共有している。	夜間、休日の対応もしているが、緊急とは思えないような内容で連絡する相談者も少なからずいるため、センターとしてそういった相談者にどう対応するかケース毎に考える必要がある。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。		2	残念ながら、区内の地域生活支援拠点等の登録は未だない。	自センターが積極的に協議会等を通して各事業所に声掛けを行っていない現状もある。各事業所で拠点等に位置づけられる緊急時の対応が制度にのらず既に行われている可能性もあるため、周知、広報を行っていく必要がある。

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	本人の居住地、支援内容、性別、障がい状況、家族関係、単身住まいを含めその方の状態を考慮しつつ、選定依頼を行っている。また、必要に応じて、基幹センターからご本人に連絡を入れて、相談員に関する希望やご本人状況のアセスメントを行い、公正かつ適切に偏りなく割り振るよう努めている。	引き続き、障がい児相談を希望される方が多かった傾向にある。児童発達支援や放デイの利用、計画相談員を希望される方が同時期に重なり、近隣区の相談事業所に依頼することもあった。今後も新規事業所や相談支援専門員をどう増やしていくか、そして相談支援専門員の定着が課題である。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	天王寺区の自立支援協議会の相談支援部会を2ヶ月に1回開催し、外部講師を呼んでの研修や事例検討そして、法改正の共有等を行っている。 尚、新規事業所が開所された際には、基幹センターから連絡を取り、これまでと同様に意思疎通を図っている。	基幹センターと相談支援専門員が相談者の個別相談をすることはあるが、事例検討となると相談支援専門員の業務多忙な中、ケースの整理や書類の準備に時間がかかり相談支援専門員が事例検討を望んでいても踏みとどまってしまう現状がある。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	前年度に続き、関係機関との連携を重視しながら支援を実施している。つながる場へ積極的に参画するとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所、生活保護課、生活自立支援相談等と情報共有を行い、必要に応じて同行面談やケース会議にも参加するなど、協働した支援に努めている。	複合化、複雑化した課題に対しては、関係機関が役割を共有しながら包括的に支援を進めていくことが重要である。しかし、支援に関わる機関や支援者増える事で、支援方針や情報の共有に差が生じやすく、連携体制の調整が課題となっている。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	2	部会活動を通じて、地域の障がい福祉に関する課題整理や情報共有を継続的に実施することが必要である。主催研修の実施により、関係機関の理解促進やネットワーク強化にもつながっている。一方で、会議体ごとの役割整理や議論内容の明確化について課題も挙がっており、より効果的な運営に向けて引き続き検討を行っていく。	各部会で情報共有や課題整理は行えている一方で、協議会で地域課題を抽出し、地域全体の取組へ反映していく枠組みが必要である。今後は、本会と部会の連携を強化し、協議内容を実践につなげる仕組みづくりや、関係機関間の役割整理を進めていきたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	相談支援部会を中心にケースに関する意見交換や事例共有を行った。多機関での視点を共有することで、適切な支援対応や関係機関同士の連携強化を図ることができた。	相談支援部会を中心とした事例共有は行えている一方で、協議会全体として個別事例を通じた課題整理や対応方針の検討を深める機会がなかった。今後は、個別事例から見える地域課題を協議会全体へ還元し、関係機関が連携して具体的な対応につなげられる体制づくりが求められる。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	主催研修などで区民の声を聴き、本会、各部会等で問題提起は行われているが、一方で、具体的な社会資源の創出や仕組みづくりには至っておらず、今後の継続的な検討が必要である。	意見を地域資源の改善や新たな資源開発へ反映させる仕組みが十分ではないので検討していく必要がある。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	地域移行に向けた取組として、施設入所者等に対し、地域での生活に関する情報提供や不安軽減に向けた相談支援を行っている。本人主体の支援を重視し、地域資源の紹介やサービス利用体験、関係機関との同行支援等を通じて、段階的に地域生活へ移行できるよう支援している。また、地域移行後も定着支援の視点を持ち、継続した見守りや関係機関との連携を行っている。	地域移行に関する相談対応や施設訪問は実施できている一方で、移行後の居住先や居宅介護等の社会資源不足により、具体的な地域移行へ結びつきにくい課題がある。また、医療的ケア等への支援体制にも地域差がある。関係機関との連携強化を進め、早期からのコーディネートを意識した支援が必要である。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	「8050問題」の予防的観点を踏まえ、早期から本人の意思確認や将来の生活像について家族と共有しながら支援を実施している。地域資源の活用やグループホーム見学、地域活動への参加機会を設けることで、親元以外での生活体験や社会参加の機会確保に取り組んでいる。	高齢化した親が支援を担い続けている世帯では、将来への不安が大きいものの、緊急性を感じにくく準備が後回しになる傾向が見られる。早期から将来設計について話し合う機会を設け、本人の経験の場や選択肢を増やしていく必要がある。

事業所名			天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
3－6　権利擁護の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	全職員が虐待研修を受講している。虐待通報の窓口として適切な対応ができるよう会議などを通して共有化している。	虐待研修は毎年複数回行われているので、意識の高揚を図るためにも、今後も積極的に受講していきたい。 また基幹センターも通報窓口であることを区民や事業所にもホームページ、機関紙、福祉教育の場などで広報していきたい。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別に関する相談については、相談者の思いを十分に傾聴し、必要に応じて関係機関とも連携しながら対応を行うようにしている。また双方の意見を丁寧に確認し、相互理解につながるよう助言や調整を行っている。	合理的配慮の提供義務化について事業者や地域住民への周知は依然として十分ではないと感じている。HPや機関紙等を活用し、障がい者差別解消に向けた啓発を進めていきたい。
	c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	権利侵害が生じやすいケースについては、本人の状況や生活課題を丁寧に把握し、適切に権利擁護の制度利用の支援に務めている。複数名の職員は成年後見制度の研修を受講し実践に生かせるようにした。	制度への不安等から利用につながりにくいケースもあるため、本人や家族へ寄り添い、丁寧な説明を行い安心して利用できるよう支援していく必要がある。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	相談支援部会で3回事例検討を行い、グループワークを通して困難事例に関する意見交換を行った。研修会については、「発達障がいの特性」と「高次脳機能障がいの特性と当事者の地域生活」をテーマに行った。	事例検討のなかで地域課題が明確化できるような進め方やシートの活用を行っていきたい。研修会は事前アンケート等でテーマを絞っていく。
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	3	7年度は初任者研修が5名、現任研修は6名のインターバルを受け入れた。インターバルに来られた方には区内での事業所の新設や職員増員の声掛けはさせて頂いている。	他センターの人材育成については、各事業所での諸事情もあるため個別には関与しづらい面がある。相談支援部会などを通して、区内相談支援専門員の人材育成に関わっていきたい。
3－8　その他の取組み					
			しばらくコロナ禍で中断されていた泉佐野市の障がい者入所施設の利用者に外出支援を提供する取組が令和7年度後半に再開した。 また、例年に引き続き、高次脳機能障がいのある方を支援する「大阪市中南部高次脳機能障害包括ケアネットワーク」の活動を行った。 また、月に1回他センターと協働して、当センターの当事者スタッフが施設入所者に傾聴やヒアリングをするアドボカシー事業への参画も行った。		
4　区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			・天王寺区の特徴として、文教地区であり経済的に裕福な世帯が多い反面、生活困窮している単身者の増加や、引きこもり等も懸念されており、区内における格差と多様化が進んでいる。 高所得層や文教地区特有の『世間体』への意識は、障がいを家庭内で抱え込ませる閉鎖性を生む要因となっている。こうした世帯は行政への相談をためらう傾向が強く潜在的な支援拒否につながる傾向にある。 こうした家庭が適切な支援や福祉制度に繋がらないまま親子の高齢化が進むと、深刻な『8050問題』へと発展してしまい、親の急病や他界、あるいは心身の衰えによって介護が限界に達し、問題が『突然露呈』したときには、ご本人の生活環境が一気に激変してしまうだけでなく、本人のペースに寄り添いながら支援を展開していくことが難しい状況にある。事態が深刻化する前にアウトリーチ型支援が重要となる。そのためには、日ごろから高齢・障がい福祉、医療、教育分野の各専門職が連携し、地域住民とも顔の見える関係性を築きながら、地域一体となった支援体制の整備に努めていく必要がある。 ・これは天王寺区にとどまらず全国的な課題であるが、ヤングケアラーの実態として多く見られるのが、障がいのある両親の介護や、それに伴いきょうだいの世話を子どもが日常的に担っているケースである。 子どもにとってもそれが幼少期からの「ごく当たり前の日常」であるため、親子ともにこの状況を問題として認識しておらず、支援が必要な状態であるという自覚がない。このように、周囲に頼れる大人がいない閉ざされた環境のなかで、問題が家庭のなかに隠れて見えなくなったまま、子どもの学業や進路、心身の発達に影響を及ぼしている。ヤングケアラーへの対応においては、子ども個人へのアプローチにとどまらず、障がいを抱える親への介護福祉サービスや、きょうだいへの養育支援、ひとり親世帯への生活・経済的サポートなど、家族全体を丸ごと支える包括的な視点が不可欠である。本来の子どもらしい時間を取り戻せるよう、障がい福祉、高齢福祉、教育などの関係機関、さらには地域社会が連携し、世帯全体の課題を一体的に解決していくための支援体制の構築が求められている。		

事業所名				天王寺区障がい者基幹相談支援センター
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和8年7月15日
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	
			2 相談支援の状況について	アウトリーチはなかなか難航すると思う。1つの機関だけで抱えず、関係機関がつながることが重要と認識される報告だった。 相談件数が増えている背景は？→困り事やニーズの多様化がある。世帯全体で複数の困りごとを抱えているケースも散見される。 電話や面談でとる時間はどれくらいか。→電話だと基本的には短時間が多く、面談（訪問・来所）の場合は1時間くらいを目安にしている。
			3 業務に対する自己評価について	評価点はもっと高くしても良いと思う。 信頼関係を結ぶまで、表出するニーズの背景にある本質的な課題が見えてこない場合もある。 基幹だけで抱えず、関係機関がつながることが重要と再認識した。 アドボケート事業について、もっと取り組みの具体的なところを記載した方が良い。 触法障がい者の支援について、個人情報に配慮しながら、砂川厚生福祉センターやよりそいネットとの具体的な関わりを説明した。
			4 区における地域課題について	地域の特有の課題（所得格差など）が再認識された。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				2025年度は年度半ばで相談員が1名異動になった影響により、業務は忙しく1人の相談員が抱える仕事量も多かったと思います。 地域の課題については、例年通り8050、ヤングケアラー、社会資源と相談員不足、困りごとや生きづらさを抱えている人や世帯の孤立化、所得格差による生活課題等が挙げられるため、2026年度も引き続きその地域課題の解決に向け協議会などを通して関係機関の皆さんと一緒に考えていけたらと思っています。 自己評価シートの評価点について、協議会委員の方たちから、もっと高くつけていいとご意見を多数頂き、今年度も同じように評価がいただけるよう職員一同頑張って行きたいと思っています。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	浪速区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人スワンなにわ
開所曜日	月～金（土日祝の来所、訪問は予約にて対応。随時対応が必要な方に対しては24時間対応可能な連絡先を伝えている）
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、生活介護事業、就労継続支援B型事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
事業所の特長	当法人内には指定特定相談支援事業をはじめ、生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなど、幅広い障がい福祉サービスを展開しています。また、高齢者福祉分野においても認知症対応型共同生活介護や高齢者デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターのブランチを有しており、障がいのある方のみならず、地域の多様なニーズに応じた包括的な支援体制を整えています。こうした多機能な事業基盤を活かし、基幹相談支援センターとして、地域の関係機関と密に連携しながら、困難な事例への対応、地域移行・地域定着支援、相談支援従事者への支援などを総合的に実施しています。法人内外の専門職との連携も強く、複雑な課題を抱える方々にも柔軟かつ適切な支援を提供できる体制を整えています。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1		1 人
兼務	5	4	9 人
計	6 人	4 人	10 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名、相談支援専門員(現任)1名、相談支援専門員(初任者)6名、精神保健福祉士1名、社会福祉士2名、介護福祉士5名、社会福祉主事1名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

浪速区障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方が地域で安心して自分らしく生活できるよう、本人主体の視点を大切にしながら、総合的・専門的な相談支援を行うことを基本理念としている。相談支援にあたっては、本人や家族の思いを丁寧に受け止め、関係機関との連携を図りながら、切れ目のない支援に努める。また、地域課題の把握や相談支援体制の充実、人材育成等を通じて、地域共生社会の実現を目指す。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	41.3人	154人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1447件	2169件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	928 件	67 件	103 件	233 件	85 件	31 件	1447 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	17	1	1	4	0	0	0	5	0	5	1	1	35
	聴覚	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	肢体	53	7	13	9	0	5	3	6	2	3	13	10	124
	内部	17	7	1	1	0	0	4	4	0	0	0	0	34
	計	89	16	15	14	0	5	7	15	2	8	14	11	196
難病		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障がい		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
知的障がい		193	31	37	19	38	20	37	54	15	10	22	31	507
精神障がい		383	58	64	111	13	42	54	73	19	6	27	74	924
発達障がい		50	13	12	81	58	30	8	10	2	35	11	26	336
高次脳機能障がい		7	4	9	5	0	0	8	8	1	0	4	4	50
そ の 他		44	13	8	23	5	8	2	14	7	8	1	18	151
合計		771	135	145	253	114	105	116	174	46	67	79	164	2169

事業所名			浪速区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			年間相談受付件数は1,447件であり、前年度の1166件と比べ相談及び支援件数が増加している。受付方法別でみると訪問件数と同行件数がそれぞれ約40件増加している。障がい種別では精神障がいや知的障がいに関する相談が多く、福祉サービス利用や健康・医療、障がい理解に関する支援ニーズが高い傾向が見られた。		
3 業務に対する自己評価					
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障がい特性や生活状況を踏まえながら、難病患者を含む様々な相談に対して丁寧な対応に努めた。必要に応じて医療機関、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、情報共有を行いながら支援につなげることができた。	複合的な課題を抱えるケースや制度の狭間にあるケース、支援困難事例について早期に関係機関と連携できる体制づくりを引き続き進めていく。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談件数は増加傾向にあり、8050問題や生活困窮等の複合的な課題を抱えるケースへの対応も増えている。そのような中でも、関係機関と連携しながら継続的な相談支援に努め、制度利用につながっていない方への対応も行った。	相談内容の複雑化や長期化により支援負担が増しているため、支援の質を維持できるよう、関係機関との連携強化や地域全体の相談支援力向上に引き続き取り組む必要がある。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	本人や家族の思いを丁寧に受け止め、強みを活かせる視点を意識した相談支援に努めた。必要に応じて計画相談支援事業所や医療・介護・就労等の関係機関と連携し、適切な支援につながるよう取り組んだ。	今後も本人主体の視点を大切にしながら、地域全体で支援力向上に努めていく。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークを構築しながら複合的な課題を抱える事例に対応している。	資格を有する職員を配置しながら各種研修、資格取得を積極的に行ない、職員の資質向上を図り地域課題の解決に努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	重層会議（つながる会議）や保護観察所や弁護士の方から依頼があった。 案件のサービス調整以外に安否確認や動向把握など単に福祉的な支援だけにとどまらず、再犯防止と地域の安寧の観点から保護観察所とも密な共有を行った。	触法案件で収監中から本人や弁護士を交えて、面談を重ね支援の方向性やサービス調整を重ねてきたが、釈放後、保護観察中に短期間で本人が所在不明になるなどして支援継続が困難となったケースがあった
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	緊急時には対応できるよう法人で体制を整えている。夜間・休日において緊急でない場合は予約制の対応となっている。	職員は業務用携帯を持ち帰っており、利用者からの即応性が不要なラインやメールのメッセージを勤務時間終了後も見れる状態である。 職員の気が休まるように電話の輪番の仕方など工夫する必要がある。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	定期的な連絡会や事例検討会、研修等を通じて、区内の相談支援事業所や関係機関との連携体制の構築を図り、支援力の向上を目指している。	新規事業所登録への働きかけをより積極的に行なっていくことを検討する。
	3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定依頼に対しては相談支援部会にて、特定の事業所に偏りが出ないよう受け入れ先を選定している。部会まで期間がある選定依頼については適切に偏りなく割り振りできるように努めている。	複数の応募があった場合の選定方法については、客観性及び公平性の確保に努めているが、選定基準の明確化については今後の検討課題である。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域の相談支援事業所に対し、支援に関する情報提供、助言等を行うとともに、必要に応じてケース会議や同行支援等を通じた後方支援に努めた。また、困難ケースについても関係機関と連携しながら支援方法の共有を行った。	今後も継続した情報共有や助言、連携強化に努める。また、支援困難ケースへの対応について、地域全体で支援力向上を図っていく必要がある。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	他分野の相談支援機関と連携し、複合的な課題を抱えるケースへの対応に努めた。「つながる場」等へ積極的に参画し、関係機関との情報共有や役割分担を行いながら、切れ目のない支援体制づくりに取り組んだ。	8050問題・生活困窮・ひきこもり等、複数分野にまたがるケースが増えているため、今後も他分野との連携強化や情報共有の充実を図り、より質の高い支援体制の構築に努める

事業所名		浪速区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	相談支援部会、こども部会、生活支援部会、日中活動系部会それぞれに基幹職員が参加し、こども相談センター見学会や地域課題に応じた研修会、事例検討など共同で企画して関係機関の支援力向上を目指し、協議会の活性化に努めた。	引き続き区地域自立支援協議会へ継続的に参画し、地域課題や支援上の課題について関係機関との共有を強化していく。また、地域課題の抽出とそれに応じた取組について提案・情報共有を積極的に行い、協議会の活性化に努める。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	複合的な課題を抱えた方が増えていく中、つながる場において個別事例の共有を行い、関係機関との連携を図りながら支援方針の整理や役割分担を行うなど、適切な対応に努めている。また、事例共有を通じて地域課題の把握や支援ネットワークの強化につなげている。	個別事例の共有が継続的な地域課題の整理や具体的な支援体制の構築につながるよう、関係機関との情報共有や協議の充実に努めていく。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会とつながりのない地域内の障がい福祉サービス事業所へ連絡し、協議会部会への参加を促すことで、横のつながりを通じた支援の質の向上に努めている。	協議会への参加事業所にはまだつながってない事業所や他分野の関係機関もあるため、今後も継続した働きかけが必要である。また、単なる情報共有にとどまらず、具体的な支援連携や支援力向上につながる協議の充実を図っていくよう努める。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	当センターにおいては、区内に入所施設がないため、施設から地域生活への移行事例はなかったが、精神科病院や拘置所から地域生活へ移行するケースについては対応を行った。支援にあたっては、訪問看護や訪問介護等の関係機関と多職種連携を図りながら支援を行っている。	収監歴のある方の地域移行支援を進めていたが、途中で連絡が途絶えるなど、一連の支援を継続できなかったケースがあった。また、精神科退院後の不安定化に備えたクライシスプランについても、十分な準備や活用ができていない部分があり、今後の課題として認識している。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	地域包括支援センターや「つながる場」等を通じて8050問題に関する相談が寄せられており、親なきあとを見据えて、親なき後を見据えながら専門職と連携し支援を行っている。	引きこもりの案件をいくつか対応しているが、未受診のままやサービスにつながることが難しく、事実上、定期的な安否確認にとどまっている。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	通報があった場合は、まず、内容を聞き、養護者、施設等従事者、使用者など事例ごとの場合分けを行い、援護の実施機関である浪速区保健福祉課にも連絡し、初動から一体的に対応している。本人からの聞き取りやコア会議に都度参加し、その間の事業所の対応など共有のために情報収集している。	社会資源の問題ではあるが虐待認定された場合の、避難先の確保が不十分であることがある。地域生活拠点整備の拡充が必要。終結後のアフターフォローなどが事業所任せになっていることがある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい当事者や家族の感じている差別・不当な取扱いに対して丁寧に傾聴するように努め、必要に応じて、制度的・法的・地域的な支援や連携を図り、解決・改善向けた対応が出来るよう努めている。	障がい者差別解消法の研修を定期的に行うことで、啓発・意識づけ・抑止を行う。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	まずは訪問などを通じて状況の把握に努める。本人の意思を尊重しつつ、必要に応じて家族や関係者とも調整を行い、要望があれば課題と本人がその能力上できることを精査し、成年後見制度や日常生活自立支援事業へ繋げている。	集中介入を経て終結後、その後の状況確認を定期的に行う余裕を作る。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会を毎月開催し、依存症や就労選択支援などの事例検討を行い、それに呼応する研修を翌月行うなど、対応力の向上や新制度の知識的な定着を目指した。	ヤングケアラーや8050など課題を網羅的に事例検討をできていない。初任者から主任まで様々な熟練度の方がおられるのでこちらも網羅的にバックアップできる体制づくりをしてゆく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	令和7年度は現任・初任合わせて18名受け入れた。おひとりで始められる予定の方も多く、早期の退職や離脱を防止するために、後方支援の申し出や、部会への参加で顔つながりを持つことで新人の孤立化を防ぐ手立てを行っている。事例で困りごとがあれば同席している。	新規立ち上げ事業所や経験のない相談支援専門員を巡回し、困りごとを聞くなどアウトリーチが不十分。

事業所名	浪速区障がい者基幹相談支援センター
3－8 その他の取組み	
・地域のイベント「福祉ふれあいまつり」、「なにわさくらまつり」、「浪速区民まつり」に浪速区障がい者基幹相談支援センターのブースを作り参加。 ・浪速区役所と地域包括支援センター共催で、居宅介護支援事業者向けに障がい福祉制度について学ぶ研修会に参画する。各班に分かれてグループワークなど行い、障がい福祉制度と介護保険制度の理解をお互い深める。	
4 区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	
【障がい者支援の充実】 浪速区では、単身世帯率の高さや外国籍住民の増加など、地域特性に起因する生活課題が複雑化している。これに伴い、障がいのある方が地域で安心して生活するための支援ニーズは多様化している。相談支援機関やサービス事業所等との連携体制を充実させることが求められる。 〈提案・提言〉・区役所、障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス事業所等が連携し、情報共有および課題整理を定期的に行うことで、相談支援体制の強化と福祉サービスの質向上を図る。 【児童支援の必要性】 浪速区では、転出入率の高さや外国籍住民の増加により、子育て世帯が地域とのつながりを持ちにくい状況が続いている。その結果、育児不安や孤立感を抱える保護者が増加している。児童虐待に関しては、学校、園、保育施設、こども相談センター、区役所等が連携し、区要保護児童対策地域協議会において情報共有を行いながら支援を進めているが、早期発見・早期支援のさらなる強化が求められる。 〈提案・提言〉・地域とのつながりが希薄な子育て世帯に対し、気軽に参加できる交流機会（子育てサロン、多文化交流事業、転入家庭向け相談会等）を提供し、孤立防止を図る。 【高齢者支援と健康促進】 浪速区では、高齢化率は市平均より低いものの、単身高齢者の割合が高く、見守り体制の強化が求められている。また、健康寿命の延伸に向けた取り組みは進められているものの、特定健診の受診率は市内24区の中でも低い傾向にあり、健康意識の向上や情報提供の充実が課題となっている。 〈提案・提言〉・食事サービスや「いきいき百歳体操」、認知症予防事業等の情報発信を強化し、高齢者が健康づくりに参加しやすい環境を整備する。・高齢者支援窓口（ブランチ）における情報提供を充実させ、必要な支援が確実に届く体制を構築する。 【生活困窮者自立支援】 浪速区は生活保護受給率が高い地域を抱えており、就労困難、家計不安、住居確保困難、ひきこもり、不登校、外国籍住民の生活課題など、多様で複合的な困窮が顕在化している。相談につながるまでに時間を要し、問題が深刻化してから支援に至る事例も少なくない。 〈提案・提言〉・生活困窮者自立相談支援窓口の周知を強化し、早期相談につながる環境を整備する。・就労支援、家計改善支援、住居確保支援等を関係機関と連携して実施し、複合的課題に対応できる支援体制を強化する。・本人だけでなく、家族や関係者からの相談も受け付ける体制を明確にし、支援につながりやすい環境を整える。	
5 自己評価を終えて	
5－1 区地域自立支援協議会での報告	
報告日	6月19日
出席者からの意見 1 相談支援事業の概要について	特になし。
出席者からの意見 2 相談支援の状況について	特になし。
出席者からの意見 3 業務に対する自己評価について	特になし。
出席者からの意見 4 区における地域課題について	浪速区ではセルフプラン利用者の割合が高く、計画相談支援につながっていないケースが多いことが課題として挙げられた。
5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）	
相談件数や相談内容の複雑化・多様化が進む中においても、関係機関との連携を図りながら、基幹相談支援センターとしての役割を概ね果たすことができたと考える。また、地域課題を踏まえた新たなネットワークづくりや相談支援事業所への後方支援にも取り組むことができた。一方で、セルフプラン利用者への支援、地域生活支援拠点等の整備、複合的な課題を抱えるケースへの対応など、引き続き取り組むべき課題も明らかとなった。今後も関係機関との連携を一層深め、地域課題の解決と相談支援体制の充実に努めていきたい。	

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	西淀川 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会
開所曜日	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始〔12月29日～1月3日〕は休日）
開所時間	午前9時～午後5時45分
同一場所で実施しているその他の事業	風の輪（指定特定・一般・障がい児相談支援事業） 風の輪ホームヘルプ（居宅介護事業・行動援護事業・移動支援事業）
事業所の特長	平成18年度から保健福祉圏域において、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして大阪市より委託を受け、長年にわたり区内における障がい児者相談支援体制の充実に努めてきている。相談支援専門員はじめ各種資格を有した職員を配置し、法人の理念である本人主体の支援を実践している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	5	1	6 人
計	5 人	1 人	6 人

1－3 専門資格の保有状況

事業所の職員は、相談支援専門員・保健師・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士等いずれかの資格を保有している。加えて令和元年3月より主任相談支援専門員を配置している。

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

法人の基本方針である本人主体の支援を実現していくために、 サービスの紹介や調整、表面的な対処だけではなく、常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持って関わっていく。本人や相談者の気持ちに寄り添い、問題を解決し、障がいのある人とその家族が地域で安心していきいきと生活ができるような環境づくりを行っていく。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	54.3名	187名
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1973件	1973件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1292 件	205 件	109 件	290 件	71 件	6 件	1973 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	19	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	24
	聴覚	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	肢体	36	11	2	5	0	1	7	1	1	0	2	0	66
	内部	20	10	9	4	0	3	13	3	0	0	2	0	64
	計	75	21	12	9	0	4	21	8	1	0	4	0	155
難病		14	2	1	0	11	0	1	1	0	0	0	0	30
重症心身障がい		18	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	19
知的障がい		92	10	30	59	1	18	19	54	6	1	6	6	302
精神障がい		349	37	135	330	1	147	204	121	21	3	7	1	1356
発達障がい		38	0	3	7	2	1	1	6	0	0	0	0	58
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		14	8	7	15	0	3	1	4	0	1	0	0	53
合計		600	78	188	420	15	173	247	195	28	5	17	7	1973

事業所名			西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			全体的な受付件数はここ数年、継続して増加している。本人からの相談のみならず、家族や周りの支援機関からの相談が増えてきている。また、複合的な課題を抱えたケースが増えてきているため、1ケースに対して様々な対応が求められ、全体的な支援件数が増えていると考えられる。 受付方法としては、継続して電話、メールが増えている。 相談の傾向としては、継続して「福祉サービス」の相談が一番多いものの、前年度と比較すると「不安の解消」「障がいの理解」「家族・人間関係」についての相談が増加しており、「就労」の相談が減っている。障がい分野においても就労の窓口が他にもあったり、相談窓口が細分化されることで、目的のはっきりしている相談については、専門的な相談機関に繋がることで、減少傾向にある一方で、他の窓口では対応が難しい、そもそも障がいかどうかが分からないが生きづらさを感じている、障がいがまだ受け入れられていない、障がいがあることでの漠然とした不安を相談する先がない等の相談が増えている。また、近年増えてきている金銭面をはじめとする法律相談や病院・家族との調整など相談員だけでは対応しにくい状況のケースも多く、時間も労力も力量も求められる。		
3 業務に対する自己評価					
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	障がいや難病の特性、ご本人や家族の状況に合わせて、気持ちに寄り添いながら適切に支援を実施している。相談内容によって、他の相談機関や専門機関に問い合わせたり、ときには同行する等して緊密に連携し、支援している。引き続き、月2回精神科訪問看護事業所看護師との相談の機会を設け、本人や家族、支援者からの相談にも応じ、対応している。	精神科訪問看護事業所看護師による月2回の相談会については、基幹センター内の相談だけではなく、指定相談支援事業所の相談員にも周知し、地域の困難ケースへの対応も一緒に検討している。また、今年度より開始した就労選択支援についての情報共有も兼ねて、淀川就業・生活支援センターとも定期的に意見交換をする機会を設ける等、日頃から連携しやすい関係構築を目指している。相談内容が多岐に亘っているので、今後はますます他の専門機関との連携も必要となってくると思われる。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	前年度からも相談件数は増加し、月当たりの想定件数を大幅に上回っている。複数の困りごとを抱えており、整理が必要・金銭トラブルについての相談・ひきこもり・医療にはかかっていないが、障がいが疑われる・生きづらさを抱えているケースなど、相談内容も多様化しており、対応にも時間がかかる。件数も増え、時間もかかるため、基幹センターの職員の負担も大きくなってきているのが現状である。	相談者数や件数はここ数年、右肩上がりで増加している。基幹センターだけで対応するには難しい現状も踏まえ、区内の指定相談支援事業所の相談員と連携し、計画相談につながるケースについては、早めに受け入れてもらえる体制を整える方法を検討する。他機関にうまく相談できずに基幹センターに相談に来られるケースも多く、基幹センターが間に入って課題を整理すると相談に乗ってもらえることも多いため、他機関の障がいに対する理解や対応など区内の様々な相談機関の相談員の知識や質の向上も目指していく。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	「本人主体の支援」「自己肯定感について」等、定期的にセンター内で研修も行い、相談対応に当たっては、常に利用者のストレングスを引き出し、利用者自身が自己肯定感を高め、自己決定ができるような支援を心がけている。本人の状況や要望に応じて、計画相談支援事業所だけではなく、他機関や他分野の専門機関にも繋げながらも、一方的に繋げるのではなく、安心して相談が継続できるように心がけている。	相談件数が増えたり、複合的な課題を抱えたケースが増えており、1人ひとりにかけられる時間が限られている。必要に応じて、計画相談支援事業所や他の専門機関の力も借りながら、相談者の主訴だけの聞き取りになるのではなく、本人の強みや思いを汲み取り、適切な支援につなげることができるように対応していく。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認心理師・保健師など医療・福祉・保育等の国家資格を有する職員を配置し、高次脳機能障がいや強度行動障がい、医療的ケア児者などにも対応すべく各種の研修は受講している。8050世帯をはじめ、複数の要支援者のいる世帯、生活困窮、虐待、ひきこもりなど、障がい分野だけでは解決できないケースや計画相談支援事業所が抱えている困難ケースの相談にも積極的に応じている。課題解決に時間がかかっているケースについても、基幹センター内で検討をしたり、他機関とも連携したりしながら積極的に対応している。	今後も専門的資格を有する者を配置するとともに、資格取得や各種の研修にも積極的に参加し、個々の職員のスキルを引き上げていく。 様々な課題を抱えたケースが増え、解決に時間がかかるケースも増えてきているため、基幹センターだけで対応が難しい場合には、各関係機関や他分野の機関とも連携して対応していく。スムーズに対応ができるよう、地域での連絡会や研修にも積極的に参加し、顔の見える関係を築くことで、相談し、一緒に問題解決ができるネットワーク構築に努める。また、必要の応じて「つながる場」も積極的に活用していく。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者への支援については、積極的に研修を受けるなどして受け入れ態勢を整えている。今年度については、大阪府地域定着支援センターから直接依頼を受けることはがなかったが、すでに地域で生活している触法障がい者についての相談は積極的に受け入れ、本人との関係を構築し、各関係機関と連携しながら、地域の中で受け入れられる支援体制を整えていった。	触法障がい者への支援については、地域の中で受け入れ可能な資源がまだまだ少ないと考えられる。地域自立支援協議会においても、研修や勉強会などを通して、地域で受け入れることができるような連携体制を構築していく。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	業務時間内での緊急時には、そのつど対応するように勤めている。夜間、休日については、留守番電話対応と同時に、音声メッセージに業務携帯電話番号を録音案内しており、緊急時に対応が可能な体制をとり、必要に応じて対応している。緊急対応が必要になる可能性があるケースについては、事前に所内で情報共有をしている。	業務携帯を常に保持し、緊急時には対応できるようにはしているが、実際には、日々の不安などの訴えが多い。また、体調の不安、変化での連絡もあるが、相談員で対応できることは少なく、救急車の要請を勧める等に留まる。ただ常に連絡を取れる体制が求められるため、職員の精神的な負担は大きい。継続していくには職員のメンタルケアや手当などの対策が求められる。

事業所名		西淀川　区障がい者基幹相談支援センター		
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点の登録事業所を募るべく、情報提供をしたり、各支援機関が連携できる体制を作るべく横のつながりを強化していった。今年度は、まず地域自立支援協議会の各部会長と主任相談支援専門員が所属する施設・事業所に働きかけ、風の輪も含め、区内で8事業所が地域生活支援拠点等に登録された。	今年度は地域生活支援拠点等の面的な整備に向けて、8事業所が登録された。地域自立支援協議会の各部会長の施設・事業所が登録されたことから、今後、登録したことでどういう変化があったか等、実際の動きを情報共有してもらうことで、新たに区内の事業所が登録を検討してもらえるように働きかけていく。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	月2回の相談支援事業所部会において公正かつ適切に選定を行っている。受けてもらう事業所に偏りがないよう、毎回確認して割り振りをしている。しかし、件数が多くなってきていることから、受け手が見つからず、個別で依頼せざるを得ない場合や、セルフプランを使い、基幹センターがフォローしているケースもあるのも事実である。	どの事業所も手一杯になりつつあり、選定会議にて、受けてくれる事業所にも次第に偏りが出つつある。福祉サービス受給者は増え、計画相談員の希望も増えているので、機能強化型サービス利用費の提案や相談員の増加などの提案もしながら、区内相談支援体制の強化に繋げたいと考えている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援事業所部会にて研修や勉強会の案内や情報提供を行うと同時に、基幹センター連絡会や地域の各連絡会、会議で得た情報については、適宜情報提供している。地域自立支援協議会や相談支援事業所部会として、研修会や事例検討、相談員の座談会などを実施し、困りごとへの対応や情報交換、ケースに対する助言を行っている。 また、相談支援事業所からの個々のケースにおいても、積極的に相談を受け、必要に応じてケースの同行や支援会議への同席も行っている。	新規事業所や新たな相談員も増えているため、その都度、区における相談支援体制等の説明を行い、部会への参加を促している。また、初任・現任研修のインターバルも活用し、いつでも相談しやすい関係を構築していきたい。 部会において新たな制度や、地域での障がい者を取りまく環境、利用できる資源等の情報提供を行い、座談会等で困りごとが出てきた時に、みんなで検討したり、個々のケース対応についても一緒に対応するなど一人一人の相談員の力量を上げることで、区全体の相談支援の質の向上を図っていきたい。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	相談員と地域包括・ブランチ・ケアマネジャー連絡会との合同勉強会や、行政機関・社協・包括・ブランチ・医介連携など専門相談支援機関と相談傾向などの情報共有の場や研修を継続して行っている。区民や専門職が集まる場(に～よんサロン)にも携わっている。「つながる場」については、私たち障がい分野から開催の要望をすることも増えた一方で、他機関から挙がったケースにおいても、障がいが疑われる場合には、参加を要請されることが増え、必要に応じて、参加している。	年々複合的な課題を抱えているケースや制度の狭間で困るケース、分野のまたがるケースが増加しているため、他機関との連携が必須になってきている。そのため、「つながる場」についても、かなり開催頻度が増えてきており、基幹センターへの参加要請も増えてきている。必要性を感じる一方で、支援が長期化するケースが多く、職員の負担も少しずつ増えてもきているため、他機関と連携し、対応や役割分担を考えていく必要も感じている。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	前年度より企画していたイベント「にしよどみんなでふれあう広場」を区社会福祉協議会と共催で実施。区内事業所の自主製品の販売、利用者やボランティア団体等による舞台発表など、地域の方々と一緒に楽しめるイベントを催したところ、過去一番の来場者数だった。また、地域自立支援協議会で講師を招いて、虐待と本人中心の意思決定・表明支援についてやカスタマーハラスメントの研修を実施するなど、自立支援協議会全体のスキルアップを目指した。	自立支援協議会として開催してきたイベントをコロナ以降、初めて再開し、大成功を収めた。今後さらに、区内に浸透させるべく、定期的な開催を目指していく。 地域自立支援協議会全体として取り組む研修会や各部会独自の勉強会、各部会を超えた座談会等、各部会員からその時の状況に応じて、やりたいと要望の出たものや必要と感じるものを積極的に今後も取り入れ、さらに支援者がスキルアップできるよう活性化に努めていきたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	相談支援事業所やグループホーム、生活・就労部会においては、継続して個別事例を取り上げて事例検討を行い、現場の支援者が支援方法や必要な情報交換などを行った。また、運営委員会においても、地域で対応に苦慮している困難な事例について、検討した。各事業を超えて、より良い支援をおこなうために関係機関が連携したり、事業所が各々できることを模索したり、支援者を労うなど、地域で支えていくための体制づくりについて、検討していった。	部会によっては、個別事例を提供してもらうことが難しく、一般的な事例や事業所の困りごとを通じた情報共有になってしまうこともあった。事業所を越えて個別事例を共有し、一緒に考えていくことによって、より具体的にケースを捉え、支援者1人1人がその事業所だけでは見えない視点を得ることが出来たり、連携や適切な支援を検討をすることができるため、今後も積極的に取り入れていきたい。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	災害対策については、区と基幹センターのLINE連絡ツールを立ち上げている。 在宅医療連携拠点コーディネーターの依頼を受け、障がい福祉機関と医療機関との連携を強化することを目的に、障がい児・者が必要な医療につながる上での困難さや不便さについてのアンケートに協力した。アンケートを実施したことで、各事業所の支援者の医療との連携での困りごと等も見えてきている。	災害対策については、継続して情報共有等も含めて、毎年シミュレーションを行っていく。相談支援事業所部会内でのシミュレーションだけではなく、今後は区と合同で避難所でうまく過ごせない方をどうコーディネートしていくかの検討等を一緒にしていきたいと考えている。 社会資源の開発に向けては、障がい分野だけではなく、地域で行われている連携会議等にも積極的に参加して障がい分野以外の資源の活用や、他分野と共同して資源の改善・開発に努める。その1つとして、医療機関との連携については、今年度のアンケートをもとに、少しずつ進展させていけたらと考えている。

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
3－5 地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	入所施設、精神科病院等からの求めがあれば対応に応じられるよう、研修を受講し、体制を整えている。実際に制度を利用するには至らなかったが、地域移行に向けての相談には対応はしている。	地域移行の相談があれば、各事業所と連携して適切に支援をしていく。新しい事業所や相談員も多く、地域移行を受けたことのない相談員も増えてきているので、定期的に相談支援事業所部会でも情報を共有することで、基幹センターと協力して、指定相談支援事業所に積極的に受けてもらえるような体制作りも検討していく。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	相談時に、家族や本人がまだ先のことを意識していない場合でも、将来的なこともふまえて関わり、地域の支援者やサービスに繋げたり、本人や親が親の亡きあとの生活を具体的にイメージができるような機会を設けることができるように情報提供等をおこなっている。また、地域包括支援センターやケアマネジャーから関わっている世帯に障がい者がいるとの相談が増えており、一緒に訪問し、障がい者制度の説明をしたり、関係を構築するところから始め、本人や親が自立することを考えてもらえるように取り組んだ。	ご本人やご家族、親の支援者等からの相談や、高齢者支援機関から相談があった場合には、「8050問題」予防の観点を支援者間で共有しながら支援をすることができてきているが、どこにもつながっておらず、親が倒れてから相談につながる、病院や高齢者機関では心配していたが、相談に至っていなかったケースも多い。そうなればご本人の負担も大きく、生活が安定するまでの時間もかかるため、早めに相談してもらえるよう、他機関にも周知して、連携して早めに対応していくことが必要と考える。
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	定期的に研修に参加したり、センター内でも研修を行うことで、虐待通報窓口という意識を全職員が持ち、相談を受けた際に虐待かもしれないと考えながら話を聞き、通報や届出があったときには、関係機関と連携して対応している。虐待が疑われるのではないかと思われる相談を受けた時には、センター内で検討、必要に応じて、基幹センターから通報、行政に相談などの対応を行った。区からの要請に基づき、定期的にコアメンバー会議に出席して通報ケースへの対応等の検討を行っている。	常に虐待通報の窓口であることを意識し、適切かつ迅速に対応ができるよう、今後も定期的に研修に参加する。 また虐待としての通報や届出ではなくても、相談を受けた際に、虐待と思われる事項が含まれていることもあるので、職員の感度を引き上げ、常に虐待のリスクを考えて聞きとることが必要だと考えている。また、同時に虐待の裏の事情（生活困窮や適切なサービス・医療の欠如等）にも配慮できる力量の向上も課題と考えている。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	市営住宅での障がい者差別や合理的配慮の不提供についての相談には、十分に傾聴するとともに一緒に対応策を考え、必要に応じて、区や市にも相談し、連携して対応にあたっている。また、見守りコーディネーター向けに障がい者差別や合理的配慮についての勉強会をおこなうなど、障がい者差別解消に向けての周知活動も継続して行った。	障がい者差別にまでは至っていなくても、「嫌な思いをした」という苦情にはしっかり傾聴をし、苦情の背景や原因について検討し、対策を一緒に考え、再発を防止する。基幹センターだけで対応が難しいケースについては、今後も関係機関につなぐ、一緒に連携しながら対応をしていく。また、通報や相談があった場合は、人権等の配慮にも心がけたうえで迅速に対応する。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	相談を受けた際に、権利侵害の可能性があるケースや発生しやすいと考えられるケースについては、成年後見制度や安心さぽーと事業についての情報提供を行ったり、適切な支援に繋げている。しかし、現実には、本人が申し立てを行えない、申請できる親族がいないケースも多く、基幹センターの相談員が手続きを手伝うことが増えてきており、区にも相談しながら対応はしているが、時間も労力もかかり、負担が大きくなっている。	8050世帯や重度障がい者のケースにおいては、本人も気づかないまま権利侵害となっているケースも少なくない。「権利侵害かもしれない」と考える視点を持って話を聞き、必要に応じて成年後見制度やあんしんサポートにつなげていくことが必要。今後、ますます成年後見制度についての相談が増えていくと予想されるため、権利侵害が発生してしまう状況になる前に制度が利用できるように、地域自立支援協議会等で研修を行い、実際に困る前に必要な制度に繋げられるような仕組みが必要と考えている。

事業所名		西淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	今年度は、地域自立支援協議会において、講師を招いて「虐待と本人中心の意思決定・表明支援」「カスタマーハラスメント」についての研修を実施し、参加を促した。相談支援事業所部会においては架空の事例を用いて、アセスメントから、サービス等利用計画の作成、模擬の支援会議までを行う勉強会を実施し、相談員の力量や質の向上に努めた。	地域自立支援協議会においては、今後も各部会員からの意見や要望を参考に、研修を企画、開催していく予定にしている。水仙福祉会で大切にしている、岡村重夫氏が提言している社会福祉原論（岡村理論）を元にアセスメントを行い、本人主体の支援が西淀川区内で根付くように研修を進めていく。 相談内容の複合化、多様化に伴い、相談員に求められることも増えてきているため、支援困難事例の検討や依存症についての研修なども加え、より質の高い相談員を育成していく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	相談支援従事者研修におけるインターバルについては、相談員が障がい福祉サービスの調整だけではなく、生活全体を視野に入れ、本人主体の支援ができる相談員の育成に取り組んでいる。「本人主体の支援」を区内に浸透させるべく、インターバルでの研修を活用し、時間をかけて、積極的に受けいれている。相談支援事業所の開設や相談員の増員についても、必要に応じて、相談に乗っている。	「本人主体の支援」の考えを元に、岡村理論のアセスメントを用いて相談支援従事者研修におけるインターバルを受け入れている。地域自立支援協議会への参加や連絡がない相談員が研修を終了するためだけに連絡をしてくることもあるので、インターバルを機に、再度自立支援協議会への参加を促し、普段から顔の見える関係を築いていく。インターバルの受け入れは、相談員の指導としては役立つが、1ケース1時間程度かかり、負担も大きい。現在はほぼ基幹センターでインターバルを引き受けているが、今後は区内の主任相談支援専門員の力も借りながら受け入れができるように検討していきたい。
3－8 その他の取組み				
		①地域自立支援協議会における取組 ・年に1回継続して区長と自立支援協議会の懇談会を持ち、障がい者施策についての意見交換をおこなっている。その中で、障がい児の支援を一緒に考えてもらうべく、区の保健師にもこども部会に参加してもらえるよう依頼し、実現した。区内の児童発達支援事業所にも見学に来てもらうなど、顔の見える関係を構築している。 ・講師を招いて「虐待防止と本人中心の意思決定・表明支援について」「カスタマーハラスメント」の研修を実施した。 ・イベント「にしよどみんなでふれあう広場」を昨年度から区社会福祉協議会と共催で企画。区内事業所の自主製品の販売、利用者やボランティア団体等による舞台発表など、地域の方々と一緒に楽しめるイベントを準備し、今年度実施した。 ・相談支援専門員と地域包括支援センターやケアマネジャーとの研修会、放課後等デイサービスや、居宅介護事業所との意見交換会を行ない、他の支援機関との連携を強化した。 ②地域活動への参画 ・西淀川区地域福祉計画「あいあいプラン」推進委員、活動委員の部会長として、障がい者の理解を地域住民に促している。 ・西淀川区区政会議委員として区政会議に参画し、地域自立支援協議会の代表として、西淀川区の運営方針に携わる。 ・区の要援護者個別避難計画策定委員会、区内の福祉避難所立ち上げ連絡会において委員として参加している。 ・医師会と地域包括支援センターが主催する「に～よん地域包括ケアシステム」、区民や区で活動する支援者が集える場として月１回開催している「に～よんサロン」、区内の専門相談窓口と行政が領域を超えて共通する地域課題について検討する「総合相談連絡会」にそれぞれ委員として継続して参加している。 ・在宅医療連携拠点事業として週1回、半日コーディネーターの役割を担い、区内の障がい関係事業者と医療関係者がスムーズに連携ができる体制を構築している。		

事業所名				西淀川 区障がい者基幹相談支援センター
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・高齢の親の相談にのっているが、ずっと家にいるこどもがいるといった高齢者機関からの相談がここ最近、顕著に増えている。全く医療にもかかっていないし、「障がいだと思うから」といった相談が多く、本人や親にも認識がない場合もあり、障がい者基幹センターとして関わることが難しい場合や、関係を構築するまでに時間がかなりかかるケースの相談が増えている。「障がい」というだけで、本人が望んでいないにも関わらず、周りが心配して、基幹センターに関わって欲しいと相談されることも増えている。支援の必要性や周りの心配は理解しているが、基幹センターの労力にも限りがあるため、対応に遅れが生じたり、対応が難しいことも増えて来ている。ひきこもり支援をしている機関や行政とも連携して役割分担をしながら関わっていくことを今後検討していかなければならないと考えている。 ・西淀川区は外国籍の居住者も多く、相談者や障がい福祉サービス利用者にも外国籍の方がかなり増えてきた。アプリなどを駆使して対応はしているが、それぞれの国の文化や慣習の違いもあり、対応の難しさも挙がってきている。区としての多文化共生に関する考え方も聞きながら、行政も交え、具体的な対応について、例を挙げながら検討していきたい。 ・災害時の対策について、実際に災害が起こったときには、避難所ではうまく過ごせない障がい者が多数出てくると想定される。その際に、どのように相談し、福祉避難所などに繋げていくのか。また、福祉避難所でも過ごしにくい方は、誰がどこへコーディネートするのか？基幹センターや障がい分野だけでは対応が難しくなるので、区や大阪市と一緒に事前にシミュレーションできるような機会を持ち、災害時に備えていくことが必要だと考えている。 ・今年度、西淀川区内で8事業所が地域生活支援拠点等の登録事業所として登録を行った。しかし、まだまだ資源としては、決して多くないと考えている。引き続き、区内の事業所に働きかけていき、区内の障がい者が住み慣れたこの地域で、親亡き後も安心して過ごすことができるような支援体制を構築していく。また、緊急時に対応ができる短期入所が足りていない。特に緊急を要するケースや強度行動障がいの方を受け入れてくれるグループホームについてもまだまだ足りていない現実がある一方で資源を増やすことだけではなく、今ある資源の中でも受け入れてもらえるように支援者の質の向上を図る取組を考えていきたい。 ・西淀川区の地域自立支援協議会には、当事者部会がまだ設けられていない。今年度、グループホーム部会と生活就労部会の共催で、当事者の方向けのスマホ講座を開催したところ、好評であった。今後、そういった勉強会、研修会や交流会を持ちながら、ゆくゆくは当事者部会についても検討していきたいと考えている。
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		6月2日（相談支援事業所部会）、7月28日（運営委員会）
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	
			2 相談支援の状況について	親を担当するケアマネジャーから相談が入ったり、障がい者本人による高齢の親への虐待事案など、高齢分野との連携が多くなってきている。今後、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携は一層必要になってくると思う。 発達障がいを含む精神障がいの方からの相談は、年々増加傾向にあるので計画相談としての対応も増えている。本人だけではなく、近隣との関係等地域での困りごとにも対応が必要になってきている。事例等を通じて、実際どのように対応をしていくのか、相談員は考えていかないといけないと思う。
			3 業務に対する自己評価について	・精神保健福祉手帳の取得者が増えているが、西淀川区には精神科が少ない。北区や中央区など近隣区に通院している人が多いため、他区の病院（精神科）と連携できるような研修が必要だと思う。 ・発達障がいの方への対応にも難しさを感じている。後方支援として、研修などを組んでもらいたい。
			4 区における地域課題について	
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				今年度も、昨年度に比べ、支援件数は増加。種別では発達障がいを含む、精神障がいの方からの相談がここ数年ずっと右肩上がりである。相談内容についても複雑化し、内容が多岐にわたる、複合的な課題を持つなど、対応が難しいケースが増加している。ゆえに基幹センターとしては、福祉職だけの連携や単なる福祉サービスの調整だけにとどまらず、時間も労力も知識も求められると実感している。 今回、地域自立支援協議会において報告させてもらったところ、同様に精神障がいの方、発達障がいの方からの相談が増え、本人の困りごとだけでなく、地域でもトラブルが増えているとのことで対応が難しいとの声があった。地域の相談支援専門員からも、後方支援として支援困難な事例について相談にのってほしい、支援者向けの研修会を開催してもらいたいといった要望も出ているため、現在、相談支援事業所部会に区精神保健福祉相談員の方に参加頂いていますが、精神科訪問看護やできれば精神科医にも加わって頂き、助言を求めていければと考えています。また、個別ケースの様々な相談内容を踏まえ、地域で障がいを抱える方を支えるために、基幹センターとして求められる役割についてや相談員としての力量向上について他区の取組み等、情報交換の機会を設けていただきたく思います。 地域自立支援協議会としては、昨年度に引き続き、「本人主体の支援」の考えを浸透させるべく、各部会で事例検討や研修会などを行い、区内の支援の質の向上を目指すとともに、個別のケース対応においても、多岐にわたる相談に対応できるよう、福祉サービス分野の支援機関だけではなく、病院や地域の方（民生委員児童委員、見守りコーディネーター、町会長等）との連携を図るべく、行政が主導する「つながる場」を有効に活用し、様々な角度から地域で生活する障がい者を支えていけるよう、ネットワーク作りに尽力していきたいと考えている。加えて新しい取り組みとして、意思決定支援の充実をはかるため、当事者部会の発足について議論を開始していきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	淀川 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　関西中央福祉会
開所曜日	月曜日～金曜日（行事がある場合は土曜日実施）
開所時間	9時00分～17時30分
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業所
事業所の特長	当センターは、社会福祉法人 関西中央福祉会の一部署であり、相談支援については平成13年度より市町村障害者生活支援事業、平成24年度より区障がい者相談支援センター事業、平成30年度より区障がい者基幹相談支援センターの事業委託を受け相談支援業務に従事している。また開所当初は障がい当事者の職員が中心となり事業運営をしていた経過があり現在も視覚障がいの職員が在籍していることから、当時者の立場に立った支援を大事にし、障害のある方が地域で自分らしく生活できるようセンターの運営を行っている。 相談の方法としては電話のほかメールやFAXといった通信ツール、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や障がい特性に配慮した対応ができるよう心掛けている。 建物内はバリアフリー環境(エレベーター・身体障がい者用トイレ)を整備し、制度等の情報提供物にはイラストやルビを用いるなど分かりやすく情報を伝えられるよう作成している。また、障がいの有無に関わらず当時者が社会参加できるきっかけになるよう、視覚障がいや聴覚障がいのアクセシビリティーに配慮したアプリや外国語に対応するための翻訳アプリなどをセンターの職員も実際に使用し、使い勝手などを確認し、必要に応じて情報提供を行っている。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	3		3 人
兼務	5		5 人
計	8 人	0 人	8 人

1－3 専門資格の保有状況

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、ピアカウンセラー

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
視覚障がい（男性）	月～金	9:00～17:30

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当センターは事業所名を「淀川区障がい者基幹相談支援センターえんじょい」としており、障がい当事者が地域で自分らしくそして楽しく生活できるようになることを理念とし、障がい当時者の立場に立った支援を心掛けている。

理念を実現させるための基本方針としては以下の視点で取り組んでいる。
・ご本人が自らの課題に向き合い、問題解決に取り組めるようエンパワメントの視点で意思決定支援を行う。
・地域の社会資源について情報収集し、当時者のニーズを事業所に伝えることでサービスの質の向上を図る。
・障がい当事者が社会生活に必要な力を身につけられるよう企画や経験ができる場を設定する。
・障がい当時者によるピアカウンセリングを行い、障がい受容に繋げる。
・指定相談支援事業所の相談員が孤立せず困難ケースにも取り組めるよう後方支援を行う。また、相談支援専門員研修のインターバルにおいて基幹センターとの繋がりをつくる。
・協議会の場を活用し、地域課題の抽出や人材育成、相談支援体制の充実に取り組む。
・虐待通報や差別等の人権侵害に関する相談があった場合は権利擁護の視点で行政と連携し対応する。
・地域訪問や機関紙を通して障がい理解への啓発に取り組む。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	71.8	188
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	4303	4399

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2864 件	491 件	159 件	523 件	209 件	57 件	4303 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	95	3	2	2	0	3	3	3	4	0	3	69	187
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	102	3	2	2	0	3	3	3	4	0	3	69	194
難病		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
重症心身障がい		67	0	5	0	0	0	0	0	0	0	8	8	88
知的障がい		524	23	51	52	0	17	22	5	24	3	26	484	1231
精神障がい		1183	28	126	116	2	65	53	17	6	35	44	1069	2744
発達障がい		17	0	2	13	0	8	0	1	0	15	5	16	77

事業所名				淀川 区障がい者基幹相談支援センター										
高次脳機能障がい	36	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5	43	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1933	54	187	183	2	93	78	26	35	53	86	1651	4381	

2－2 相談支援に関する分析

令和7年度における相談支援の実績としては年間相談受付件数が4303件と昨年度の約1.6倍増となっており、年間相談実人数も188人と前年度の約1.4倍増となっている。
相談の受付方法としては電話が2864件と最も多く、相談に繋がる入口となっている。訪問についても523件と昨年度の約2倍増となっており、来所することが精神的・身体的負担により訪問してもらいたいニーズへとつながった。
障害種別においては精神障がいのある方への支援が圧倒的に多く、次いで知的障がい、身体障がいの方への支援となっていた。難病については件数が少ないが、これは難病を起因としていても身体障がい者手帳を所持している方は身体障がい者に件数計上しているためである。発達障がい・高次脳機能障がいについても対応件数としては多いが、精神保健福祉手帳所持者は精神障がいに件数計上していることが理由となっている。
支援件数については、福祉サービスの利用援助に関する相談が最も多く、新規相談の方やセルフプランの方、転入で相談に繋がった方などに対して実施することが多い傾向にあった。健康・医療に関する相談と不安への対応に関する相談が多いのは精神障がいの方の相談件数が多い部分と繋がり、同じ方からの相談が連日に渡り相談が寄せられたことが理由となる。
相談の傾向としては生活への困りごとからの相談をはじめ、社会資源の情報提供、就労面での相談、住宅探し(グループホーム含む)の相談、権利擁護に関する相談、病気・障がい理解に関する相談、緊急対応が必要な相談など多種多様であり、非常に広範囲の相談が寄せられている。
また、8050問題やセルフネグレクト等の複合的な課題を抱えたケースについては、他機関との連携が必須であり、問題も長期化することから支援が集中し、関わりも継続する傾向にある。

3 業務に対する自己評価

3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	様々の相談ケースに対応ができるように、専門職の配置に努め、専門機関との連携に努めている。又、専門コース別研修等を積極的に受講をしている	発達障がい等多様化している障がいに対して対応できるように、積極的な研修受講を行い専門性を高められるように努める。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	1月あたり概ね135件以上の相談対応を行う体制であるが、月平均の相談受付件数として412件で対応をしている。	相談件数は増加傾向になるが、基幹相談支援事業所の役割を知らない方もまだ多くおられる。障がい者基幹相談支援センターの啓発を実施できるよう取り組む
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	ストレングスやエンパワメントの視点により、本人が望む生活について一緒に考え、障がいの特性に応じた方法で相談支援を行っている。又、必要に応じ、地域の計画相談支援につないでいる。その他の専門機関においては、医療機関や法律相談、地域包括支援センター、居住支援法人等につなげている。	個人情報の兼ね合いにより、計画相談がついているかの把握が難しい場合もあり、連携をとるまでに時間が必要なケースもみられる。

3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	当センターには社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等の国家資格を有する職員を配置しており、相談支援専門員についても主任相談支援専門員研修修了者1名・現任研修修了者2名・初任者研修修了者2名の配置ができている。 複合的な課題を抱えたケースについては多職種連携を意識し、関係機関と協力しながら対応を行っている。また、他分野との相談機関とのネットワークづくりを意識し、定期的な見守り相談室との連携会議開催や地域包括支援センター主催の課題抽出会議に参加し、連携体制を構築している。加えて、淀川区役所主催の総合的な体制整備事業“夢ちゃんワンチーム”に当センターの職員も多く参加しており、多職種連携のための顔の見える関係性づくりを行った。令和7年度については障がいのあるケースにおいての多職種連携がテーマで、当センターの職員が登壇している。	セルフネグレクトや8050問題など複合的な課題を抱えるケースにおいては、本人・家族と支援者との間に課題認識のズレがあることも多く、多職種連携により支援の役割分担を行っても関係性構築に時間がかかり、問題が長期化することもある。また、ケースに関わる上での支援者の本人への意思決定支援の認識に違いがあり、必ずしも連携が円滑に行えるケースばかりではない。

事業所名		淀川　区障がい者基幹相談支援センター		
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	触法障がい者の支援については、精神科病院や警察等の関係機関から相談に繋がるケースが多く対応している。当センターの職員も窃盗金費支援を学ぶ研修をはじめ、触法障がい者への支援に関する研修は積極的に受講するようにしている。 また、淀川区には更生保護施設愛正会があり、入所中に障がい者手帳を取得され、施設退所に向けての障がい福祉サービス利用についての相談で情報提供を求められることもある。 グループホームや就労系事業所が営業で当センターを訪れられた際には触法障がい者の支援について、ニーズがあることを伝え、障がい理解や受け入れ先の確保に繋がるよう発信している。 触法障がい者への支援に関わり、又,窃盗回避支援を学ぶ研修を受講する等、適切な対応ができるように努めている。	大阪府地域生活定着支援センターとの連携をさらに深め、引き続き触法障がい者の支援に携わっていく。 福祉サービスの事業所については、触法障がい者の受け入れを強調して発信されているところもあるが、再犯防止等に繋がる支援の仕組みが考えられておらず、受け入れることが支援と勘違いされている事業所もあり、研修等の案内も含めて発信していく必要がある。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	夜間、休日は留守番電話での対応、必要に応じ個別に携帯の連絡先をお知らせしている。	ニーズに応じ、他の連絡方法についても検討をしていく。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	地域自立支援協議会で、大阪市職員による地域生活支援拠点等についての研修会の開催を行った。研修を通して拠点登録の必要性に関心を持ってもらえた法人も出てきており、当法人内においては短期入所での地域生活支援拠点等の登録を実施することになった。	年々増加の兆しは出てきたものの、地域生活支援拠点等に登録をしている事業所がまだ2事業所と少なく、引き続き制度についての周知が必要と捉えている。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	計画相談支援の選定について、淀川区では本人の意思決定を尊重する観点から選定会議は行っていない。 本人だけで事業所を決められない方については基幹センターが、各事業所の特色等を本人に情報提供し、本人の選択を支援する形で選定の代わりとしている。 また、計画相談支援の利用希望者が円滑なサービス利用に繋がるための取り組みとして、相談支援部会での事業所の空き情報を区役所と基幹センターで共有し、選定のための交通整理を行っている。	現在、計画相談支援を利用されているが、相談員との関係がうまくいかない理由で、事業所変更の選定を求められる相談も出てきている。計画相談支援の支給期間が残ったまま事業所契約だけが終了していたり、本人の知らない間にセルフプランが提出されていたりと選定の範囲を超えた相談もあり、契約解除に伴うコンプライアンスが課題となっている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定特定相談支援事業所からの後方支援の依頼に積極的に対応している。社会資源の情報提供をはじめ、ケースの課題整理や支援方針などアセスメントを振り返りながら相談支援専門員の気づきに繋がるよう協力している。 精神科病院からの地域移行支援の選定については、区役所保健福祉課健康づくり担当の保健師を交え、選定会議を実施している。専門的な知識を要するケースについては地域活動支援センター(生活支援型)とも連携し、後方支援体制を構築している。	新規事業所が孤立しないように必要な情報提供を行い、事業所間の連携が図れるよう部会への参加を呼びかける。 淀川区の主任相談支援専門員と共に相談員が気軽に相談できる体制を継続して整えていく。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域包括支援センターや子ども相談センター、支援学校、ブランチ等個別のケースを通して積極的な連携を行っている。必要に応じ地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、生困シェア会議、つながる場の会議に出席している。令和7年度については9件のケースに対応した。	8050問題もあり、地域包括支援センター等の高齢の機関との連携をさらに強める。又、地域に向けて基幹相談の役割や障がいの理解を伝えていけるよう関係機関との連携を強めていく。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	運営委員会をはじめ、各専門部会にも積極的に参画している。令和7年度については運営委員長・身体障がい者部会部会長・相談支援部会部会長・知的障がい者部会副部会長の役に就き、運営面において中核的な役割を担った。 事務局と協働し、顔の見える関係づくりを大切に、協議会の活動の実施に努めた。全体で事例発表会、虐待防止研修、各部会の中においても研修を実施している。	協議会の運営に積極的に参画し、ケースからの課題抽出が活発にできるよう努め、地域のニーズに応じ対応できるように体制を整えるように努めていく。地域移行の推進に向け、グループホームと施設との顔の見える関係づくりが構築できるように努める。

事業所名		淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	個別事例における情報共有及び支援方針の検討については、ニーズに応じて必要な会議の開催へとつなげている。協議会に基づく法廷会議の開催に加え、ケース状況によってはつながる場として開催している。令和7年度については3件のケース に対応した。	困難ケースの検討について、個人情報の同意が取れないなど、担当者会議では情報の共有が難しく法廷会議の開催が求められる。しかし、困難ケースへの解釈が支援機関によって異なることもあり、共通の認識が持てる取り組みが必要と考える。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	既存の社会資源の課題について意見はあがるが、改善や社会資源の開発に向けての取り組みにまで結びつけることができていない。	当事者からの声、個別のケースからの課題を大切に地域の課題を抽出していき、既存の社会資源の改善について又、新たな社会資源の開発などにつなげるように努める。 又、インフォーマルなサービスについての社会資源の実態の把握に努める。
3－5 地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	入所施設からの地域移行として、大阪府立砂川厚生福祉センターつばさからの依頼により、地域移行に繋がる取り組みを行い、現在も1件関わりを継続している。3ヵ月に一度当センターの職員と区役所担当者が施設を訪問し、本人の地域移行に向けての準備を進めている。 障がい者支援施設からの地域移行の相談は見られなかったが、区内の入所施設に向けて、地域移行に向けてのアンケートを作成し、今年度配布予定としている。	強度行動障がいの状態を示す者の特性理解をふまえ、地域での支援力の向上を行い、地域での受け皿を広げていく必要がある。 グループホーム分科会を通し、グループホームと施設との連携を図り、地域移行の推進に努める。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	区役所と連携のもと療育手帳更新時における気になる世帯の情報共有、リハビリテーションセンターとの連携で気になる世帯への支援において、本人のペースで見学等につなぎ希望するサービスの体験等につないでいる。	親が入院するなど切羽詰まった状況での相談も少なくなく、障がい福祉サービスの制度について多くの人に知ってもらい、親元からの自立に向けての支援に、家族に対しても行っていけいるように努める。
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修等の虐待防止に関する研修に積極的に参加をしている。 虐待通報・届出等があった際は区役所と連携をし積極的に対応している。令和7年度においては、3件のケースを対応している。	虐待防止研修に積極的に参加し人権意識を高め、適切な対応ができるよう専門性をさらに高められるように努める。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障害者差別ではないかというケースの対応は行ったが、話を聞く中で満足され、差別解消への取り組みまでには至らなかった。	障害者差別に関する掲示物等を分かりやすくするなど、障がい当事者に対して適切な情報提供ができるよう取り組む。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	ケースにより成年後見制度やあんしんさぽーと事業の説明を行い、申請の支援へとつなげている。虐待ケースにおいては、区役所と協力し支援へとつなげるよう努めている。	被害者の支援に重点をおく傾向があるが、加害者の視点においても支援が行えるように区役所と連携できるように努める。
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	各部会を通して、研修会や事例検討などニーズに応じて積極的に実施をし、人材育成へとつなげている。	新規相談事業所が孤立しないように、インターバルのモチベーションを高め、部会への参加を促し事業所間の連携へとつながるように努める。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	新規に立ち上げをされる事業所の相談員や現任研修も含めインターバル受け入れとして、23件対応をしている。相談支援専門員との顔の見える関係つくりや、事業所を開設する前より、相談支援部会への参加をしてもらう等、孤立しないように取り組みを実施している。	新設した事業所が孤立しないよう、部会への参加につながるように努める。

事業所名					淀川 区障がい者基幹相談支援センター
	3－8 その他の取組み				
					・月に1回、余暇活動としてのフリータイムを実施している。居場所として定着し、ゲームや作品づくり、会話を楽しむ方、生活の不安なことの相談等もみられた。又、みんなで年間計画を作成し、行事の企画では、計画から実践へと挑戦できるようサポートを行った。 ・淀川スポーツセンターで開催しているふうせんバレーに参加し、参加者からの相談対応。 ・淀川スポーツセンターの設備工事に伴い、ボッチャやモルックのスポーツイベントを実施。 ・かわらばんの発行やブログ、インスタにフリータイムの活動の紹介や障がいに関連する情報を発信。 ・民生委員会、こども居場所ネットワーク等でえんじょいの紹介や障がい特性や福祉サービスについて周知。 ・淀川地域障がい者就業・生活支援センターと淀川3区の基幹とで、就労選択支援を中心とした連携会議を実施。
4 区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
					・8050問題・複合的な課題への対応 行政や地域包括支援センター、見守り相談室等からの相談ケースでは、支援につながっていない世帯も多くあり、障がい福祉サービス等の制度利用までに時間が必要であったり、複合的な課題を持つご家族も多くある。関係性をつくるまでに、支援につながるまでにも長期で関わるケースがみられる。 障がい者の重度化、高齢化を踏まえ、分かりやすい制度の啓発、制度につながっていない世帯に対し、途切れずに見守りを続けるアウトリーチの強化、福祉関係機関だけでなく、医療機関、警察、消防等、地域を含めた包括的な連携ネットワークを構築していくことが求められている。 ・緊急時のショート受け入れ ショートの緊急時の受け入れ対応の難しさ、医療的ケアの対応が可能な事業所も少なく他区の事業所を探さざるを得ない状況がある。地域で安心して過ごすことができるために、地域生活支援拠点等の登録事業所が増えるための制度の啓発が求められている。 ・GHの支援の質 強度行動障がいの状態の方の受け入れが、支援の難しさもあることから体験利用から契約へとつながらないケースや課題があると退去を求められるケースもあり、GHとして支援のあり方にバラツキがみられている。親なきあと、施設からの地域移行等GHの必要性の実態把握を行い、体制を整えて行く必要がある。 ・福祉型マンションが増えている傾向があるが、居宅介護等の支援内容に対する利用者からの不満の声が聞かれている。しかし、支援の実態については把握することができておらず、本人らしい生活が実現できているのか懸念される。福祉型マンションのサービス提供状況、実態把握を行い、課題を明確にする必要がある。
5 自己評価を終えて					
	5－1 区地域自立支援協議会での報告				
		報告日			令和8年6月30日
		出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	・住宅入居支援の対象者について
			2	相談支援の状況について	・支援件数の内訳の家族・人間関係とは、どういった内容になるのか。家族等からの相談なのか。
			3	業務に対する自己評価について	・3-5今後の課題について：親元からの自立に向けての支援に、家族に対して行っていくとは具体的にどのような支援か。 ・休日・夜間における連絡はどれくらいの件数があるのか。 ・自己評価について相談支援部会ではしないのか ・保健福祉課以外の担当課の行政職員にも聞いてもらった方がいいのではないか。
			4	区における地域課題について	・地域特性として、淀川区は1世帯あたり約1.66人の確認。 ・取組に対して、掲示板に貼っているチラシを実際に見ている。 ・民生委員会に出た時は、どのようなことをしているのか。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
					親元からの自立に向けた支援について、具体的なイメージがもてていない世帯も多く見られる。どのようなプロセスをたどるのか、福祉サービス等の情報提供も含め関係者への継続的な啓発が必要だと感じた。 障がい福祉サービスの制度につながっていない8050世帯にアプローチをするためには、啓発活動や関係機関との連携、アウトリーチによる支援の重要性が増している。その一つではあるが、リハビリテーションセンター等からの相談については、今後も継続した連携が求められるのではないかと感じた。 区内の課題として、障がいの疑いのあるケース等においては、関係機関との密接な連携が欠かせない。当事者の声を丁寧に拾いあげ、その人らしい生活によりそうことができるのか、いずれにしてもチームとしての専門性がとわれてくると感じた。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	東淀川区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人Flat・きた
開所曜日	月～金
開所時間	9:00～17:45
同一場所で実施しているその他の事業	居宅介護事業
事業所の特長	センター発足時の母体がボランティア団体であった経緯から、現在も障がい当事者スタッフが3名在籍していることが当事業所の特徴である。 日常的に障がい当事者と共に業務を行う環境により、新人スタッフを含め、職員が障がいへの理解を深める機会となっている。また、利用者が言葉として表出しにくい思いや背景にも配慮する視点を養うことにつながっている。 職場環境において、利用者支援における丁寧な対応のみならず、関係機関との連携や協力体制の構築においても、相互理解や助け合いを重視する意識の醸成を心がけている。 またスタッフ同士、しっかりコミュニケーションを取ることを心がけ、支援の円滑化を重視している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	0	0 人
兼務	8	2	10 人
計	8 人	2 人	10 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員　1名　　相談支援専門員（現任）　4名　　相談支援専門員（初任）　2名
社会福祉士　4名　　精神保健福祉士　1名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
脳性麻痺	月～金	9:30-18:15
弱視	月～金	9:00-17:45
骨形成不全症	月火木金	9:00-17:45

1－5 センター業務についての理念・基本方針

『好きな自分で生きていく』生きたいように生きてフラットに支えあう。私たちは障がいのある方が自分で選択し、自分らしく暮らせる社会を目指して居宅介護事業所と相談支援事業所を展開している。

また、地域の社会資源と連携を図りながらより広く専門的な支援の提供を行っており、障がい当事者スタッフと、ともに働く環境の中で「支援する・される」の枠を超えたフラットな関係性のロールモデルになる。私たちはソーシャルインクルージョンの理念を大切に当センターからすべての人が尊重される社会を広げて行くことを基本方針としている。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数		年間実相談者数				
	91		1094				
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数		年間支援件数				
	2051		2051				
③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1459 件	0 件	181 件	282 件	129 件	0 件	2051 件

事業所名	東淀川区障がい者基幹相談支援センター

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	52	1	2	6	0	0	2	11	0	0	0	2	76
	聴覚	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
	肢体	121	2	25	3	0	0	7	44	7	1	3	2	215
	内部	4	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	9
	計	178	3	31	9	0	0	13	55	7	1	3	4	304
難病		13	4	8	1	0	0	0	2	0	0	0	0	28
重症心身障がい		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
知的障がい		218	22	31	46	0	5	62	72	9	1	11	8	485
精神障がい		504	44	83	71	0	9	74	194	24	1	11	23	1038
発達障がい		51	4	12	8	0	6	2	17	7	1	2	1	111
高次脳機能障がい		1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6
そ の 他		43	3	0	0	0	1	3	6	1	1	0	17	75
合計		1012	81	167	136	0	21	154	347	48	5	27	53	2051

2－2 相談支援に関する分析

障がい別に委託相談の内容を分析すると、「精神障がい」と「知的障がい」に関する相談が大半を占めている。年度ごとに一定のばらつきは見られるものの、令和元年度以降の推移を比較すると、精神障がいに関する相談件数は令和4年度から、知的障がいに関する相談件数は令和5年度から急増しており、近年は全体として対応件数が増加傾向にある。

この背景には、精神障がいに関する申請件数の増加など医療面での変化に加え、福祉サービスの多様化があると考えられる。特に、就労継続支援B型事業所やグループホームが急増したことが影響していると推察される。また、相談件数が急増した令和4～5年度には、福祉サービス事業所全体も増加傾向にあった。今後も相談件数の増加が見込まれることから、多種多様な相談内容に対応できる体制整備や対策を進める必要がある。

一方で、福祉サービス事業所の質の低下に関する相談も増加している。そのため、当センターにおいて継続的な情報収集を行い、事業所の状況を適切に把握・見極めていくことが重要である。

さらに、介護保険サービスとの併給に関する相談も多く寄せられており、今後はケアマネジャーとの連携強化がより重要になると考えられる。

加えて、当区ではここ数年、障がい者人口そのものが増加している状況にある。特に療育手帳取得者数は、大阪市内でも西成区に次ぐ規模となっており、地域全体として支援ニーズが高まっていることがうかがえる。

3 業務に対する自己評価

3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	新規相談については、職員会議の場で内容を全体共有し、支援の方向性や必要な対応を整理した上で担当者を決定し、支援を進めている。また、対応に行き詰まりが生じた場合には、事業所内会議において支援方針や対応方法を再検討し、組織として課題解決に取り組んでいる。 さらに、日頃から他区の基幹相談支援センターや関係機関との交流・連携を重視しており、円滑な情報交換や相互協力を通じて、より適切な支援につなげるための取組を継続して行っている。	会議での継続的な情報共有や、他機関との積極的な交流・連携を重ねることで、支援に関する視点や対応方法の幅は着実に広がってきていると感じている。 今後についても、より幅広い分野や地域の関係機関との連携を強化し、多様なニーズに対応できる支援体制の構築を進めていきたいと考えている。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	現状は、区の規模から見ても想定人数を超える相談件数となっている状況であり、区役所とのより密接な連携が求められている。 その中で、自立支援協議会を通じて区役所の業務内容や課題への理解を深めるとともに、他事業所へも積極的に協力を呼びかけることで、区役所の負担軽減や関係機関同士の相互理解の促進に努めた。	相談件数が増加する中で、日々の支援業務と実績管理が十分に連動していない状況が課題として挙げられた。 そのため、今年度より新たなシステムを導入し、支援記録の充実と業務の可視化を図るとともに、区役所との情報共有や連携をより円滑に行える体制づくりが必要であると考えている。

事業所名			東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	3	本人が抱える課題が大きいケースほど、その人自身のストレングスに着目し、本人とともに課題へ取り組む姿勢を重視して支援を行っている。 また、本人の強みを活かしながら働きかけを行うことで、本人自身のエンパワメントにつながり、主体的かつ前向きに生活改善へ取り組まれるようになる場面も多く見られている。 さらに、職員会議においてケース共有や支援方針の検討を行う際にも、本人のエンパワメントを重視する視点を大切にし、一人ひとりの可能性や強みに目を向けながら支援を検討している。	支援を行う中では、目の前の課題や問題対応に意識が向きやすく、本人のストレングスやエンパワメントの視点を持ち続けることが難しいと感じる場面もある。 また、支援が長期化・複雑化することで、支援者自身の気持ちの維持が困難になることも少なくない。 そのため、これまでも実践してきたように、担当者個人や当事業所のみで課題を抱え込むのではなく、他機関とも積極的に連携しながら、多角的な視点や知見を取り入れて支援を行うことを重視している。 その中で、常に利用者のストレングスやエンパワメントの視点を忘れず支援に取り組むことの重要性とともに、支援における連携の大切さを改めて強く実感している。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	専門資格の取得・人材体制の強化については、相談支援専門員を新たに2名配置するとともに、この5年間で社会福祉士を3名採用し、複合的な課題を多角的な視点から捉えられる体制整備を進めてきた。 また、問題が長期化している事例については、自立支援協議会におけるケース検討に加え、区内の地域活動支援センター等の協力も得ながら、多機関で検討を重ねることで解決の糸口を模索している。 さらに、「つながる場」へ正式につなぐ前段階としてプレ会議を開催し、区役所と連携しながら、月1回、課題が長期化しているケースの共有や整理を行っている。 これにより、早期段階から関係機関間で情報共有を図り、支援方針の検討や役割分担につなげる体制づくりを進めている。	近年、精神障がいのある方に関する相談件数が増加している一方で、対応可能な事業所や支援機関が限られていることが課題となっている。特に、複合的な課題を抱えるケースについては、支援内容が多岐にわたり、対応の難易度も高くなっている。 そのような中、基幹相談支援センターという立場上、「まずはセンター内で対応しよう」と抱え込みながら支援を進めてしまう傾向が見られる場面もあった。 しかし、複雑化・長期化するケースに適切に対応していくためには、単独で抱え込むのではなく、関係機関との役割分担や連携をより強固なものとしていく必要があると感じている。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	弊所では、これまでの経験や実績を踏まえ、触法障がい者支援について、その都度関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めている。 過去の事例では、利用者が逮捕・勾留を経て裁判を受ける際、弊所担当者が弁護士を通じて「大阪モデル」の取組に協力し、執行猶予を求めるための「更生支援計画書」を作成するなど、“入口支援”にも深く関与し、結果その後も継続して“出口支援”を実施し、後見人との連携に加え、刑務所の福祉調整官や保護観察所と頻回に情報共有を行いながら、帰住先調整や地域移行支援に取り組んだ。 また、現在進行中の支援事例として、「医療観察法」の適用対象となった触法障がい者のケースでは、大阪保護観察所からの依頼を受け、医療機関との定期的な会議への参加や社会資源のコーディネートを行うなど、本人の情緒面および生活面の安定を目的とした支援を継続している。 さらに、大阪府地域定着支援センターとは双方向で相談できる関係性を構築しており、大阪保護観察所（社会復帰調整官）に対しても、支援方法に関する助言や相談を行うなど、関係機関との連携体制を強化しながら支援を進めている。	一方で、触法障がい者支援のケース数自体は決して多いわけではなく、個々のケースごとに特殊性や複雑な背景を有していることから、臨機応変かつ専門的な対応力が求められる状況にある。 そのため、現状では対応経験のある限られた職員（2～3名程度）が中心となって支援を担っており、対応が属人的になっている点が課題である。 今後は、特定の職員に支援が集中しないよう、事例共有や研修等を通じて職員全体の知識・対応力の向上を図り、より多くの職員が対応可能となる体制づくりを進めていく必要がある。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	夜間・休日対応については、ボイスメール機能を活用し、着信が社用携帯へ転送される体制を整備している。 また、月ごとに担当者を設定し、緊急時にも対応できる運用としている。対応内容については、当センター内の連絡網を通じて速やかに情報共有を行い、組織として継続的に対応状況を把握できる体制を構築している。	連絡体制自体は整備されているものの、夜間の緊急対応時には、遠方に居住している職員や、身体機能上すぐに移動することが難しい当事者スタッフについては、迅速な対応が困難な場合がある。 そのため、実際の現場対応は近隣在住の職員が中心となる状況が生じている。 今後は、近隣職員を中心とした対応体制をより明確に整備するとともに、連絡網を活用しながら各担当者間で情報共有を密に行い、継続的かつ円滑な対応ができる体制づくりを進めていく必要がある。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	地域生活支援拠点等登録事業所については、件数は多くはないものの、徐々に増加している状況にある。 また、基幹センターと各事業所との連携強化に向けた取組として、日頃から事業所交流を実施しており、年に2回以上は各事業所を訪問している。訪問時には、各事業所の運営状況や課題等を共有するとともに、顔の見える関係性の構築に努めている。	登録事業所数は増加傾向にある一方で、今後は新規登録数が頭打ちとなる可能性も考えられる。 そのため、自立支援協議会等の場を活用し、地域生活支援拠点等の役割や必要性について改めて周知を行うとともに、制度自体の認知度向上に向けた取組を継続していく必要がある。

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	区役所からの選定依頼については、事前に本人へ連絡を行い、ニーズを可能な限り正確に把握した上で、適切な相談支援事業所の選定を実施している。 一方で、本人と連絡が取れない場合に選定自体が滞ることを防ぐため、状況や経緯を丁寧に説明した上で、選定を行う運用としている。	本人と連絡が取れず、適切な受け入れ先や支援機関が決まらないまま時間が経過してしまうケースへの対応が課題となっている。 そのため、関係機関との連携強化や情報共有の方法を検討し、早期に支援へつなげられる体制づくりを進めていく必要がある。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	前年度に引き続き、当センターが〈相談部会〉の部会長を担っており、基幹センター連絡会における情報や動向について部会内で共有を行っている。 また、これまで相談部会として十分に取り組めていなかった「事例検討会」については、前年度に「つながる場」を主導していた区職員へ助言を求めながら準備を進めたことで、令和8年度より本格的に実施できるような体制をつくった。 さらに、事業所からのケース相談については、部会内で直接聞き取りを行う方法に加え、Googleフォームを活用した随時受付体制を整備し、相談しやすい環境づくりに取り組んでいる。 加えて、当センターには福祉サービス事業者や医療・訪問看護事業所等がPRを目的として来所する機会が多いことから、1か月分の来所情報を集約し、事業所名・サービス種別・連絡先・担当者等を整理した一覧を作成している。これを毎月の相談部会案内メールへ添付することで、地域事業所への情報提供およびネットワーク形成に活用している。	当区では障がい者数が年々増加している一方で、相談支援事業所数が十分に増えておらず、新規事業所が開設された場合でも、依然として絶対数が不足している状況にある。 そのため、計画相談を希望する利用者に対して、スムーズに相談支援事業所を選定できないケースが継続して発生しており、支援介入を急ぐ利用者については、委託相談として継続対応せざるを得ない状況も少なくない。 この背景には、障害福祉分野における計画相談支援が、一度契約すると原則として65歳到達時まで長期的に継続する性質を有しており、利用者の入れ替わりが少ないことが挙げられる。 その結果、相談支援専門員一人あたりの担当件数が短期間で上限に達しやすく、仮に2～3名規模の相談支援事業所が新設されたとしても、地域全体の課題解消には直結しにくい状況となっている。 一方、介護保険分野では、疾病の進行や高齢化による施設入所、あるいは利用終了等により利用者の入れ替わりが一定程度発生するため、ケアマネジャーが新たな利用者を受け持ちやすい構造となっている。 このような制度構造上の違いも踏まえながら、障害福祉分野においてどのようなアプローチが可能かを模索しているものの、一事業所・一センターのみで解決できる課題ではなく、現時点では抜本的な解決策を見出すには至っていない。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	積極的な取り組みとして特徴的であるのが、「つながる場」の活用促進である。 当初は受動的に始まった取組ではあったが、昨年度の担当区職員より積極的な活用提案を受けたことを契機に、結果として毎月1回定例で〈つながる場〉を開催する体制を構築することができた。 開催にあたっては、当センターが抱える複合的な課題を含む困難ケースや、地域の相談支援事業所が対応に苦慮しているケース等を取り上げ、毎回基本情報を整理した上で事例検討を実施してきた。 二点目は、地域包括支援センターとの新たな連携体制の構築である。 また弊所職員が、毎月開催される包括支援センター連絡会」への参加を開始する取り組みを開始した。 令和8年1月以降、現在も継続して毎月定例で参加を行い、高齢分野との顔の見える関係性を構築している。	一方で、前述した取組はいずれも外部からの提案や働きかけを契機として始まった経緯があり、受動的な側面が強かったことは反省点として挙げられる。 そのため、今後は地域課題や支援ニーズを踏まえながら、当センター自らが主体的に企画・提案できる取組を模索し、能動的に地域連携を推進していく必要があると考えている。

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	当センター内に、自立支援協議会業務を中心的に担うチームを発足し、複数の職員が協議会活動へ積極的に参画している。 また、当センターから各部会長へ現状や課題について独自に聞き取りを行い、各部会の運営支援や課題整理に取り組んでいる。 さらに、各部会におけるイベント企画や協議会全体としての活動にも継続的に関与しており、関係機関との連携強化を図りながら、協議会の活性化に努めている。	一方で、協議会としての事例検討の機会が十分ではなかったと認識している。 そのため、各事業所の支援力向上や支援視点の共有を図るためにも、今後は事例検討を実施する機会を増やしていくことを検討していく必要がある。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	各部会においては、個別事例に関する相談や検討を行っており、その中で得られた視点や支援の工夫をもとに、新たな支援方策の共有につなげることができている。 また、複数の部会が設置されていることで、相談内容や課題の種別ごとに専門的な検討を行うことが可能となっており、専門機関からの意見や助言を得られる体制となっている。	一方で、協議会本部全体としては、個別事例の共有や蓄積が十分に行えていない状況がある。 そのため、今後は個別事例の共有会を実施するとともに、好事例だけでなく失敗事例についても共有し、支援方法の偏りを防ぎながら、地域全体の支援力向上につなげていく必要がある。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	令和7年度より、自立支援協議会の枠組みや部会の垣根を越え、区内事業所同士が気軽に交流できる場として「事業所交流会」を立ち上げ、運営を行った。 交流会には、既存事業所に加え、新たに開設された事業所や、これまで接点の少なかった事業所も参加しており、基幹センター単独の取組にとどまらず、区内全体のネットワーク形成や横のつながりを深める場として機能するよう取り組んでいる。	協議会へ参加する事業所数は徐々に増加しているものの、依然として協議会活動へ参画していない事業所も多く存在している。 そのため、未参画の事業所に対して協議会の役割や参加する意義を丁寧に周知し、地域全体での連携強化と、さらなる協議会の活性化につなげていく必要がある。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	2	障がい者支援施設エフォールにおいて、将来的な一人暮らしを見据え、生活に必要な家電製品の価格調査を行うことを目的としたILPを立案した。 しかしながら、施設内で感染症が流行した影響により、計画の実施には至らなかった。	昨年度に企画した内容について、延期後に具体的な協議や進展が止まっている状況である。 そのため、改めて関係者間で調整を行い、再度実現に向けた取り組みを進めていく必要がある。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	親子関係や家庭状況を把握する中で、将来的に8050問題へ発展する可能性があると考えられる家庭に対しては、親御さんの心情や価値観にも十分配慮しながら支援を行っている。 そのため、初期段階から支援を押し付けるのではなく、本人や家族が受け入れやすい内容から段階的にサービス利用を提案し、信頼関係の構築を図りながら時間をかけて対応するよう取り組んでいる。	8050問題については、早期発見・早期介入が重要な解決策の一つであると捉えている。 しかしながら、早期に状況を把握できた場合であっても、本人や家族による支援拒否が見られるケースについては、支援導入が極めて困難となることが多く、解決に至るまで長期間を要するケースも存在している。 特に、家庭内で問題が長期化・固定化している場合には、単一機関のみでの対応には限界があり、継続的かつ多角的な関わりが必要となる。 そのため、今後は区役所とも密接に連携を図りながら、8050問題に対する支援のあり方や介入方法について、地域全体で継続的に検討していく必要があると感じている。

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	所内研修の定例化を図るとともに、これまで十分に対応できていなかった課題について、組織として真摯に向き合い改善に取り組んでいる。 取組の契機としては、区職員の虐待対応担当者より、継続的かつ丁寧な助言・指導をいただいたことが大きかった。 その中で、まずは当センター自身が「虐待対応に関する知識・対応力が十分ではなかった」という現状を認識し、受け止めることから取組を開始した。 その後、昨年度末の3月から計3回の所内研修を実施している。 研修内容については、まず虐待通報受付時の基本となる「受付票」の意味や役割について理解を深めることを目的に、各項目の読み合わせや確認を行うなど、基礎的な内容から段階的に取り組んできた。 さらに、直近で実施した3回目の研修では、実際の過去事例を参考にしたケースを用いてロールプレイ形式の研修を実施した。 虐待対応力の向上については、一時的な研修で完結するものではなく、継続的な積み重ねが重要であると認識している。 そのため、今後も基礎を着実に固めながら、段階的に実践力の向上を図っていきたいと考えている。	課題および反省点については、前述した評価内容と表裏一体の関係にある。 これまで十分に取り組めていなかった部分を組織として認識し、改善が必要であることを共有できた点は前進である一方、依然として対応力には個人差がある状況である。 そのため、今後は特定の職員だけでなく、全職員が一定水準で虐待対応を行えるよう、継続的な研修や事例共有を通じて、組織全体の対応力強化を図っていく必要がある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	弊所では、当事者スタッフが常駐している体制を活かし、障がい者差別に関する相談については、当事者スタッフを中心に検討を行っている。 当事者視点からの助言や意見は、実際の経験や体験に基づくものであり、支援方針を検討する上で非常に重要な役割を果たしている。 また、実際に差別や合理的配慮に関する問題が発生した際には、障がい当事者と健常者双方の立場や背景を丁寧に整理し、それぞれの視点を尊重しながら慎重に検討を重ねることを大切にしている。 その中で、感情的な対立に陥るのではなく、相互理解や適切な調整につながる支援を意識して取り組んでいる。	障害者差別や合理的配慮に関する相談事例は件数自体が多くないため、対応経験のある職員が限られている状況にある。 そのため、特定の職員に対応が偏らないよう、内部研修等を通じて全職員の知識・対応力を向上させ、組織全体として適切に対応できる体制づくりを進めていく必要がある。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	近年、権利侵害が疑われる、あるいは実際に発生しているケースが継続して見受けられており、権利擁護に関する専門的な知識や判断力がこれまで以上に求められている。 そのため、本人の状況や課題を適切に整理した上で、どの制度や支援につなげるべきかを見極める判断が重要となっている。 こうした状況を踏まえ、弊所内に「権利擁護グループ」を設立し、成年後見制度や虐待対応、意思決定支援など、権利擁護に関する知識や事例を継続的に共有できる体制を整備している。 これにより、職員一人ひとりの理解を深めるとともに、利用者の状況に応じた適切な支援へつなげられるよう努めている。	東淀川区内では、「あんしんさぽーと」の利用件数が非常に多く、受け入れが困難となっている状況も見受けられている。 そのため、利用者の状況に応じて適切な支援制度へつなげられるよう、事前に地域資源や各制度の受け入れ状況を把握し、当センターとして継続的に情報収集を行う必要がある。 また、権利侵害に関わるケースについては、福祉制度だけでなく、警察対応や法的支援などに関する知識も求められる場面が増えている。 そのため、権利擁護支援を適切に行うためには、関係機関との連携方法や法的知識を学ぶ機会を積極的に設け、職員全体の理解を深めていくことが課題となっている。 今後は、基幹相談支援センターとして、福祉分野に限らず、多種多様な分野に関する知識や支援視点を蓄積し、複雑化する相談へ適切に対応できる体制づくりを進めていく。

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	前述の内容とも重なるが、区地域自立支援協議会内の〈相談部会〉の取組として、今年度より「事例検討会」を定例開催することが決定しており、現在具体的な実施に向けて取り組みを進めている。 また、昨年度は計3回の研修会を企画・実施したが、その際には「支援者が疲弊しないこと」を重要な視点として位置づけ、支援者支援の観点を意識した内容づくりに取り組んだ。 今年度については、相談部会では事例検討を中心的な活動として位置づける一方、研修会については協議会本体とも協議を行いながら、どの部会が主体となって企画・実施するかを検討していく予定である。 さらに、こうした協議会活動や各部会（5部会）との連携について、業務グループを構成し、主体的に関与・調整を行っている点については、組織として一定の自己評価ができる取組であると考えている。	地域課題や支援ニーズを踏まえると、今後さらに企画・展開できる取組の余地は多く残されていると考えている。 そのため、当センターが主体となって企画・提案を行えるよう、所内の業務グループにおいて定例会議を開催し、職員間で継続的に意見交換や企画立案を行っている。 今後も、地域の実情に即した取組を主体的に発信し、支援体制の充実や地域連携の強化につなげていきたいと考えている。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	3	受講希望者について全て受け入れており、主任相談支援専門員を中心に、知識と経験が豊富な職員が対応を行っている。 また、ケース検討においては、支援者間で本人像を丁寧に掘り下げながら整理することで、より具体的かつ適切な支援方法を検討しやすくなったとの声も聞かれている。 地域資源やインフォーマルサービスについては独自に弊所の地域踏査チームが東淀川区地域の調査を行い、情報を集め、その情報を積極的に紹介し、本人の生活全体を見据えた支援となるようインターバル受講者に伝えている。	相談件数の増加や支援内容の多様化を踏まえると、今後は相談支援事業所の新設や相談員の増員について、継続的に検討していく必要がある。 特に、複合的な課題を抱えるケースや長期的な支援を要するケースが増加している現状を踏まえると、地域全体の相談支援体制の強化が求められている。 また、利用者一人ひとりの生活状況やニーズに応じた支援を行うためには、フォーマルサービスだけでなく、地域に存在するインフォーマルサービスについても適切に情報提供できることが重要と感じるため、当センターとして地域調査を実施し、地域資源や住民活動、社会参加の場等について把握・整理を行い、実際の支援に活用できる体制づくりを進めていく必要がある。
3－8　その他の取組み				
		【中学・高校での福祉教育】 当事業所では、当事者スタッフが中学校および高校を訪問し、自身の経験やこれまでの体験談を伝える講演活動を実施している。 令和5年度については、高校1校、中学校1校の計2回講演を行い、障がい当事者と接する機会が少ない学生に対して、障がい理解や福祉への関心を深めるためのアプローチを行うことができた。 講演後に寄せられた感想文には、福祉や障がいに興味・関心を持ったという内容が多く見られ、学生に対して一定の理解促進につながったものと感じている。 また、将来的に福祉分野へ関心を持ち、この仕事を志す人材が増えてほしいという思いも込めながら、継続して講演活動に取り組んでいる。 【事業所交流】 横のつながりを強化する目的で、当センター職員が様々な福祉サービス事業所へお伺いし、地域の情報や事業所の状況を把握し、顔の見える関係性をつくる取り組みを行っている。 また、基幹相談支援センター同士のつながりが少ない課題を解決するため、昨年度より基幹相談支援センターにお声がけし、情報交換を行う取り組みも始めた。		

事業所名				東淀川区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				東淀川区は、知的障がいのある方が比較的多い地域特性を有しており、それに伴い、精神障がいのある方に関する相談や支援ニーズについても増加傾向が続いている。 そのため、多様化・複雑化する課題に対応していくためには、支援者一人ひとりが多角的な視点や支援方法を身につけ、支援の“引き出し”を増やしていくことが重要であると感じている。 また、区内には、いわゆるボーダーライン層の方も多く存在しており、制度の狭間で十分な支援につながりにくいケースも見受けられる。 そのため、生活面や環境面で困難な状況に陥らないよう、早期から適切な支援や地域資源につなげ、安定した生活基盤を整えていくことも重要な課題であると認識している。 今後は、知的障がいに関する研修の実施に加え、好事例や失敗事例を共有する事例発表会等を通じて、支援者同士が学び合う機会を増やし、地域全体の支援力向上につなげていく必要があると考えている。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		6月10日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	全員委託相談支援と計画相談支援の兼任で、相談支援の専任が一人もいないことに驚いた。 あとは特に意見はありません。
			2　相談支援の状況について	計画相談支援の件数と委託相談支援の件数がどちらも多く、両立していくことがハードワークとなっているのではないかと感じるので、何らかの対策ができればと思う。そのため、件数管理や情報を集約し、管理体制を強化してみてもいいかもしれない。
			3　業務に対する自己評価について	地域包括との連携、高齢障がいの課題に対して、積極的に関与していると感じる。 虐待対応について、虐待を逃さない受付能力向上による取り組みを理解できた。 （区役所）言わないといけないところをしっかり言っていただけるので、こちらも意見を言いやすい環境になっていので、良い環境だと思っている。
			4　区における地域課題について	区役所と良い関係を築き、区における地域課題について対応していると思う。 高齢障がい連携の地域課題の他にも相談支援事業所の強化も地域課題となってくるため、今後自立支援協議会も含め、区全体で対策していければ。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				自己評価を行う中で、弊所の課題と強み、取り組んでいくべきものの整理を行うことができた。 計画相談支援件数と委託相談支援件数が増加している事を考え、スタッフのセルフケアを重点課題とし、強固な相談支援体制を改めて見直すきっかけとなった。 また、地域課題が複数存在し、自立支援協議会のみではなく、他区事業所と情報を交換することにより、状況の違いや発見も存在した。 そのため、引き続き他区との交流を行い、違った目線からの新たな課題を発見し、様々な切り口での地域課題発見に注力する必要があると感じた。 協議会においては、参加事業所が増加している一方、自立支援協議会とはどういった組織かが浸透していない事業所も見受けられたため、各部会でもう一度再確認が必要と感じた。 新規参加事業所の定着率も改善し、継続した参加を促す取り組みも検討していく。 近年、複合的困難ケースも見受けられる。複合的な課題については、事業所同士の連携が重要となり、支援をスムーズに行うにあたって外せないこととなっている。 基幹相談支援センターが中心となり、支援者の輪を広げられるような取り組みを行うと同時に、弊所の内部研修を強化し、様々なケースに対応できるよう、対応力向上にも注力していく。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	東成区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　大阪市手をつなぐ育成会
開所曜日	月～金
開所時間	9:00～17:45
同一場所で実施しているその他の事業	指定相談支援事業所　東成育成園
事業所の特長	昭和62年より運営している本体事業所に対する理解や認知が広まっていることに加え、地域療育等支援事業の頃から相談支援業務に携わっている事も影響し、当事者、ご家族からの相談のみならず各関係機関からの相談も多い。また、令和6年8月より、事務所の外出しを行い、相談者が気軽に来所しやすい事務所となっている。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	4		4 人
計	4 人	0 人	4 人

1－3 専門資格の保有状況

社会福祉士3人、精神保健福祉士2人、主任相談支援専門員2人、相談支援専門員（現任）2人

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

・相談員は、自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴し、信頼関係を築きながら、環境や状況ならびにニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向けつつ、抱える問題を軽減、解消できるよう誠実な対応に努めます。
・広く地域に根差し、障がいがある方のその人なりの暮らしの営みに関わり、必要とするサービスへと繋げていきます。また、必要なサービスがない時には社会資源の開拓、開発を検討し、関係機関と障がいがあってもなくても誰もが住みやすい共生社会の構築に努めます。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数

月当たり相談者数	年間実相談者数
180	286

②相談受付件数及び支援件数

年間相談受付件数	年間支援件数
2168	2168

③受付方法別件数

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
1522 件	75 件	181 件	201 件	147 件	42 件	2168 件

④支援件数の内訳

		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	41
	聴覚	0	4	0	0	0	0	0	0	6	0	0	3	13
	肢体	81	1	28	0	0	0	2	0	0	0	22	8	142
	内部	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14
	計	133	5	28	0	0	0	2	0	6	0	23	13	210
難病		12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	14
重症心身障がい		42	5	26	4	5	0	0	9	0	0	0	2	93
知的障がい		307	11	41	33	0	14	64	40	18	4	12	33	577
精神障がい		607	19	102	67	8	32	66	32	9	8	21	64	1035
発達障がい		73	3	0	2	2	6	1	0	1	0	0	3	91
高次脳機能障がい		28	0	0	4	0	1	0	1	0	0	0	0	34
そ の 他		64	5	10	2	1	1	1	5	1	0	0	24	114
合計		1266	48	207	112	16	54	134	88	35	12	56	140	2168

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析				
		令和7年度(2025年度)における相談受付及び支援件数は2,168件で、月平均180件を超え、前年度より大きく増加しています。 昨年度に比べると、聴覚障がい、肢体不自由、精神障がいのある方の相談の増加が顕著でした。重複して障がいのある方も多く障がいも多岐にわたっています。 相談方法は電話やメール、来所、訪問等すべてで増加しており、問い合わせについては、当事者や家族からだけでなく、病院などの医療機関からの相談も多い印象でした。また、来所の際、飛び込み相談も増えています。 65歳以上の方のケースの相談も多く、障がい福祉サービス利用が可能かどうか、就労系の通所利用をして少しでも工賃がほしいという希望も多く聞かれました。障がい福祉サービス利用の妥当性について考える機会も多くありました。 計画相談についての相談も当事者、家族、関わる支援者からのご相談も多く、計画相談支援の役割と必要性について説明することで改めて再認識することも多く、新たな相談支援事業所を探すことも多かった。相談支援部会で相談員自身が相談員の役割を認識できる勉強会の必要性も感じてます。		
3 業務に対する自己評価				
3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	**当センターは長く地域に根差し、3障がいそれぞれの専門団体がおり、聴覚障がいのある方においてはろうあ会館、難病等においては、医療連携の協力を仰ぐなど、様々な専門的機関との連携を取っています。**	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	**受託の際の基準とされる相談件数は常に超えた相談件数を受け付けることができております。今年度は更に相談件数が大幅に増えており、新規の相談件数も増えています。**	
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	**自立支援を念頭に、本人の思いを主軸に、強みに着目し、本来持っている力を伸ばす支援を心がけ、長く地域に根付いている事業所であるからこそもっている幅広い地域資源との関係を駆使して、適切な専門機関等へとつなげていく等の支援に努めました。**	
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	**社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員、医療コーディネーター等を配置しています。　　また、複合的な課題や、問題が長期化している事例などは、様々な視点からの支援の検討行うため、つながる場支援会議や、その顔の見えるつながりにて、招集した支援チームにてかかわりを持ちました。**	
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	**今年度はよりそいねっとより相談受付件数が7件でした。**	**触法障がい者への支援においては、出所前の当事者の思いと、出所後の思いの変化もあるため、支援を受ける内容とのミスマッチも出てくることもある。丁寧な支援を必要としていることから、各関係機関と早目のやり取りが大事だと思われる。**
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	**事業所では災害や感染症のBCPを作成して準備を行っています。また、今年度より、法人全体にて緊急連絡網、安否確認システムとして「オクレンジャー」を導入し、緊急時の連絡体制を強化しています。**	
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	**様々な社会資源と連携がとれ、面的なサービスはおこなえており、緊急時の受け入れ先など、すぐに対応してくれる事業所は多い。地域生活支援拠点事業の内容を理解し、広く事業所に伝えていくためにも、具体的な自立支援協議会としての動きを協議しはじめることができてきた。来年度には、具体的な事業所の登録ができるように働きかけていく予定。**	

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会の部会である相談支援部会において、選定会議を毎月開催し、公正な選定を行っています。また、選定会議では間に合わない場合や、基幹にて選定を行う事が妥当であると判断した時は、基幹相談支援センターにて個別に選定し依頼しています。	相談支援事業所の変更の希望や、相談員を探したいという直接のご相談も多い。相談支援部会での選定会議に出す場合と、事前に本人のニーズが聞けた場合は、基幹で直接相談支援事業所に依頼をかけることも多い。新しい相談支援事業所には一緒に面談や担当者会議の同席ができることを提案。その後の具体的なケース内容の助言を求められたりすることも多い。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援部会等において、地域移行、地域定着支援の現状について話し合う機会をもっています。 相談支援事業所からのケース内容ではない、手続きの手順や方法についての助言も求められることも多く、研修では教わらず、事業所内に具体的な相談員の動きを聞くこともできない相談員が多い様子。	
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	当区のつながる場は毎月開催を行い、様々な相談支援機関と顔を合わす機会を設けています。今年度は身寄りのない方の支援について、継続的に取り組んできました。 あがってきたケースに関しては、各関係機関が支援の糸口となる介入方法を提案して、関係機関を超えて一緒に訪問や同行をして支援していくことも多く、そのつながりのおかげで他のケースでも頼れる、相談できる他機関との顔の見える関係ができている。	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区自立支援協議会の代表は基幹相談支援センターが行っており、事務局である区とともに運営にあたっています。区内での啓発講座や相談会、研修内容について必要性の認識をみつめなおし、事業所部会の再編成をおこないました。拠点事業登録や個別事例への対応も可能になるようにするため、各連絡会の活性化を再度はかっています。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	個別事例においては、協議会においては現在行われていません。	個別事例への取り組み方法について、地域生活支援拠点事業の整理と共におこなってきています。自立支援協議会のどの場で取り組んでいくのか、という整理はできたところであり、まだ、具体的な個別事例への取り組みはできていない。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	各部会や　連絡会を通し、新たなつながりづくりやツールの作成などを行った。また、地域課題の検討を深めるため、事業所部会の組織再編を提案し、行政とともに行った。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	当区に入所施設がない事もあり、障がい者支援施設の地域移行の相談はあまりない。ただ、年限がある障がい者自立センターからは、年に1回程度は相談があるが、今年度はなかった。精神科病院からの地域移行の相談は今年度も併設している地域移行相談にて支援を行っていました。	地域移行の依頼件数が少ないため、掘り起こしをどのようにしていくかは課題です。

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	**親元から自立等に向けた相談は常にあります。年齢層は多岐にわたり、いろいろな暮らしの方法について提案し、すぐにサービス利用につながることもあったり、長年の関りを続けながら、変化の機会を伺う継続的な支援も必要だと思います。**	**親子で年齢があがればあがるほど、生活の変化にはパワーも必要であるため、ますます課題が長期化していきます。早いうちから、生活の選択肢が広がるような提案ができる支援や啓発が必要だと感じます。**
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	今年度は虐待通報は2件あり、コアメンバー会議に3回参加している。職員は虐待研修に参加し、基幹としては、自立支援協議会を通して、虐待研修の主催もおこなった。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	2	障がい者差別の通報が今年度1件あった。大阪市福祉局の窓口と共に対応にあたったが、解決がすぐにできる案件でなく、通報者に満足いただける結果になったとは言い難い。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度の利用の必要性については、本人の権利について深く考え、慎重に申請の意思決定ができるよう、本人と関係機関と一緒に支援しています。あんしんサポートや成年後見制度の具体的な申請の支援もおこないました。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	自立支援協議会の相談支援部会において、研修では取り上げられない、計画作成の提出の流れや請求についても全体で確認。新規の相談支援事業所からは、対人援助にいきつくまでの計画相談の手続きの手順や申請書類の内容について質問や相談も数多くある。	
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの数は年々増加しています。新規で事業所を立ち上げる事業所には新規のケース依頼をして、手続きの手順や計画内容の助言、面談や担当者会議にも一緒に同行するという支援もおこなっている。	
3－8　その他の取組み				
		・例年、社協、障がい者団体、防災介助士と障がいのある方の防災検討チームを主催しています。今年度の成果物は今年度は「災害時施設運営訓練ツール」を作成しました。就労系の事業所で災害が発生したときに起こりうることを想定した事案をカードにして用意し、グループワーク時にカードを引きながらどのような事前の準備をすべきか、考えていくツールを作成しました。実際に事業所連絡会で集まり、机上訓練をおこない、各事業所でもおこなえるよう、データ配布の希望もあったので、配布しました。　・今年度も、東成区社協と共に、学校からの求めにより、福祉教育プログラムを用いて、福祉教育を行った。		

事業所名				東成区障がい者基幹相談支援センター
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・指定障がい福祉サービスのコンプライアンス問題 障がい福祉サービスにおいて、そもそも行うべきサービスをおこなっていない事業所についての当事者や家族、その関係者からの相談も変わらずあります。例えば、本人同意無し、もしくは理解していないにも関わらず、勝手に受給サービスの申請を代理で行い、何か変更すべき事態がおこったときに、自分の支給決定内容を把握しておらず、受給者証も手元にないという当事者からの相談もあります。通所事業所であれば特例日数や在宅支援の申し立てが本人同意なくおこなわれているが、実際の支援は行っていない。受給者証更新時に計画相談が本人聞き取りをしての計画作成をしておらず、支給決定が出ない、更新は何故かされているが、何年も本人も家族も相談員に会ったことがない、などという相談もありました。意識改革やスキルアップを図ろうと事業所の集まりで勉強会などをおこなうが、不適切な支援を行う事業所はそういう集まりに参加することもなく、アプローチができない状況も変わっていなくて課題が継続のままです。 ・移動支援の事業の課題についても継続的にあります。 移動支援事業においては1人で余暇活動等を行う際に1人で移動が難しい方にとっては生命線であり、最低限の文化的な生活を行う上で重要な支援と感じています。 しかし、報酬単価が他の事業に比べ低いため、移動支援の支援だけを行う事業所はとても少ない。土日や夕方の支援を希望する利用者は多く、ヘルパー不足で利用できない。一人で移動できるが、例えば寂しいという寂しいという理由で友達としてのような利用する方もいて、本来本当に必要な方が利用できないこと、などがあります。 ・コミュニケーションツールとして、手話を必要とする方のニーズにこたえられない コミュニケーション方法として、手話が必要であるが、福祉サービス利用時の手話ができるヘルパーや支援者などが少なく、困っているという相談が増えています。東成区にはろうあ会館があり、課題を相談、共有しながら一緒にできることを模索しています。
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和8年6月12日
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	障がい者基幹相談支援センターの相談員として大事にしていること、「自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴すること。関係構築していきながら、ニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向け、介入の必要性やスピード感を見極めながら、抱える問題を軽減、解消できるよう対応に努めている」を改めて伝えた。
			2 相談支援の状況について	障がい福祉サービスの認知が広まり、基幹相談支援センターの役割や存在も知られるようになり、当事者や家族、福祉事業所だけでなく、医療機関からの問い合わせや相談も増えてきていることを感じている。 福祉サービスの広がりとともに、65歳以上の方の利用希望や相談も増加しており、改めて福祉サービスの必要性や役割や意義について、問われる今となっていることを協議会で共有しました。
			3 業務に対する自己評価について	勉強会の開催や、ワーキングチームでのイベント開催についても積極的に動けていることの評価をもらう。相談件数も増えている中、相談員の異動もあったため、対応は可能か？という心配の声もいただく。新規で自宅に訪問する場合は複数での訪問が理想。他の機関も一緒に、例えば、包括支援センター、見守り相談室、自立相談窓口の方など、訪問してもらうよう、連絡を取り合っている。日ごろのつながりが、相談しやすい関係機関同士の信頼構築にもつながっていることを説明。
			4 区における地域課題について	地域サポーターより、自分の地域の児童デイサービスや就労継続支援B型がここ数年ですごく増えたことに驚いている。小学校などは併合がどんどん進んでいるのに、福祉の事業所はなぜ増えるのか？という疑問も出されていた。行うべきサービス、支援をしっかりとできるよう、事業所連絡会での情報提供や課題共有にも力を入れていることを伝えるが、なかなか参加してくれる事業所も限られている現状も共有。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				自立支援協議会の方では、その都度、基幹にある相談内容で感じる課題、各連絡会や部会で出された話は伝えられるようになっている。 福祉教育や防災の取り組み、地域福祉活動のおまもりネット手帳の周知等も地域と事業所と一緒にできるように取り組んでいきたいという話になっている。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター						
1 相談支援事業の概要			令和7年度						
	1－1 実施状況について								
		法人名称	特定非営利活動法人　自立支援センター・エポック						
		開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日は除く）必要に応じて土曜日開所						
		開所時間	午前9時～午後5時30分						
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業 指定自立生活援助事業						
		事業所の特長	障がいのある人々の地域での自立と社会参加を目指し、そのための支援・啓発活動を行い、また障がい当事者スタッフがロールモデルとしてピアカウンセリングや自立生活プログラムの技術を用いて、地域で自立した生活を送れるように相談支援を行う。						
	1－2 職員の状況								
				常勤職員	非常勤職員	計			
			専任	0	1	1 人			
			兼務	10	1	11 人			
			計	10 人	2 人	12 人			
	1－3 専門資格の保有状況								
			相談支援専門員（初任・現任）、主任相談支援専門員、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、保育士						
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制								
			障がい名	実施曜日	実施時間				
			知的障がい	金曜日	13:30～15:00（相談者に応じて）				
			精神障がい	金曜日	10:00～17:00（相談者に応じて）				
			身体障がい	金曜日	不定期（相談者に応じて）				
	1－5 センター業務についての理念・基本方針								
			基本方針としては、住み慣れた地域で1人の尊厳ある個人として、当たり前に生きていけるような関係作りを目指し、障害者権利条約第19条の「他の者と平等を基礎として、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」に則り、地域での自立した生活を支援するための相談支援センターの運営を目指す。 地域特性としては、高齢者も多い地域であり、高齢と障がい、その他様々な複合課題を持つ世帯が多くなっている。 当法人が区障がい者相談基幹支援センター事業を受託してきた実績から、区内の地域包括支援センターとは既に協力関係が構築されており、地域包括支援センターの定期連絡会や地域ケア会議に参加、日常的に協力連携できており、継続して取り組みたい。 また外国人住民の比率が大阪市24区の中でも最も高く、特に生野区人口の約2割に値する在日外国人（特に韓国・朝鮮人）に対しては、歴史的・文化的・制度的な背景や置かれている状況等を踏まえた生活支援が必須であると考える。 職員にも在日韓国人が従事していることから、そのネットワークを通じて関係を広げ、在日韓国・朝鮮人支援をされている関係者とも協力していく。 同時に、福祉サービスが充実していく中で、福祉の視点が欠落した不適切支援が問題となっている。サービスの質・中身についても注視し、障がい者の人権が損なわれないよう、各事業所・関係機関と連携を図りながら運営を継続する。						
2 相談支援の状況									
	2－1 相談支援実績								
		①相談者数	月当たり相談者数		年間実相談者数				
			78.7		375				
		②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数		年間支援件数				
			2433		2704				
		③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
			1601 件	59 件	174 件	487 件	109 件	3 件	2433 件

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター												
④支援件数の内訳			福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚		10	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	12
	聴覚		58	25	23	9	4	24	10	11	1	0	6	4	175
	肢体		100	5	4	14	2	4	8	1	0	0	38	13	189
	内部		5	0	0	2	0	0	1	0	0	0	2	0	10
	計		173	30	27	25	6	28	21	12	1	0	46	17	386
難病			38	6	11	7	0	2	4	2	0	0	3	1	74
重症心身障がい			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい			260	13	9	79	4	19	14	46	28	49	63	14	598
精神障がい			566	46	128	132	9	51	74	40	22	3	93	64	1228
発達障がい			23	0	4	4	2	2	0	0	0	1	1	1	38
高次脳機能障がい			42	0	0	3	0	0	0	11	6	0	1	1	64
そ の 他			119	10	10	8	4	3	7	13	5	0	32	21	232
合計			1221	105	189	258	25	105	120	124	62	53	239	119	2620

2－2　相談支援に関する分析

年間実相談者数は375人であるのに対し、相談件数は2,433件にのぼり、1人あたり6.5件の相談が発生している。これは、単発相談ではなく、継続的な支援が多いことを示している。
次に、受付方法から見える特性として、① 電話相談が65.8%と圧倒的に多い ② 訪問が20%と非常に高い ③ 来所は7.2%と低い ④ 同行は4.5% という特徴がある。
訪問件数が高い背景には、精神障がい者の相談が多く、来所が難しい人が多いことが挙げられる。また、家族からの相談も多く、精神領域の相談ニーズの高さを裏付けている。
さらに、相談の経緯を踏まえると、相談者がたらい回しにならないよう、また必要な支援につなげられるように、本人像や生活全体のニーズを把握することが求められる。そのため、生野区では「動く相談支援」を実施している点も特徴である。

支援内容の内訳を見ると、福祉サービスに関する相談が全体の半数を占めており、圧倒的に多い。
また、施設従事者に関する虐待の通報・届出や権利擁護に関する相談は、増加し続けており、福祉サービス事業所数（特にグループホームや就労継続支援B型、計画相談支援）の増加に伴う状況に加え、事業形態の複雑化や支援の質に関する課題が顕著に表れている。
障害種別では、
・精神障がい（1,228件：全体の47%）は、医療・不安・家計・人間関係・権利擁護などの課題が複合化しており、支援の難易度が高い。
・知的障がい（598件）は、生活スキル・就労・社会参加が中心であり、本人のエンパワメント支援や家族支援が継続的に必要である。
このように、生野区の相談支援は、1件の相談に対して複数の支援が必要となるケースが多く、訪問・同行・継続支援が頻繁に発生していることから、精神障がいや知的障がいを中心とした重層的な支援が主軸となっている。また、初回相談の段階では、手帳を所持していることを理由に安易に基幹相談支援センターへつなげられたり、福祉サービスの利用が主たるニーズではないケースも多く、計画相談へ直結できない相談が少なくない。そのため、相談後のフォローが必然的に増加し、結果として支援密度が高いケースが多いことがわかる。

さらに、専門相談や医療機関・家族との調整など、相談員のみでは対応が難しいケースも増加しており、個々のケースに対してより多くの時間・労力・専門性が求められている。
・相談支援事業所変更が前年度比約4割増。
ニーズも複雑化、多様化する中で、多職種連携や相談支援の質の向上を図る機会を引き続き検討していくことが求められている。

・触法のある方の支援について
弁護士・後見人・他市の相談支援機関など多方面からの相談経路が拡大している。これらは、地域特性でもグループホームの多さから、地域との関係性がないまま安易にグループホームに調整され、計画相談の役割・機能が活かされず、管理・制限のある地域生活に陥る。

・障がい児入所施設から成人期への移行
グループホーム前提の移行が継続し、選択肢や経験の機会が不足しているほか、年度末の遅い時期に相談が集中し、準備期間が確保しにくい状況が続いている。
これらの課題を踏まえて、児童養護施設との意見交換の場を設け、双方が支援内容や移行支援の流れについて相互に理解を深める機会を設定した。
この取組みにより、支援機関同士の共通理解が深まり、早期段階から移行支援に取組むための連携基盤の整備の必要性を再確認した。

・権利擁護・虐待
施設従事者の虐待通報届出の増加

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	基礎を押さえた上で、専門的な相談内容については、専門機関と連携をしチーム支援で対応している。 ネットワークを活用し、相談支援部会で高次脳の研修を開催し、特性の理解を深めた。	
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	2	相談者数や相談件数が増加している。 他機関、他市区町村等との連携を含めた動きが多くなっている。 必要とされる人員・支援量は増加している。	基幹センターの相談内容の範疇を超えた相談が区役所や関係機関から、相談内容を精査されずに障がいがあるからと、安易に基幹センターに繋げられている。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	毎朝ケースを共有し、問題や課題に着目せず「本人の強み」からケースワークを行っている。 毎日の積み重ねから、職員全体が「強みから始める」というスタンスが当たり前になっている。	
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	つながる場や地域ケア会議などを活用し、関係機関と積極的に連携し、対応している。 個別事例検討部会を設置し、対応している。その際、本人を含めた会議を開催するようにしている。 関係者だけではなく、SVを依頼し客観的な意見をいただき支援の質の向上に努めている。	会議開催調整に時間がかかる。 資料作り、議事録など膨大な事務量の課題。 事務局の人材不足。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	委託事業で対応し、計画相談につなげネットワーク支援を対応している。 後見人や保佐人などの相談に対し福祉支援の考え方や、地域特性、社会資源の情報提供を対応し支援調整を一緒に考えるよう努めている。	・関係機関との連携・支援のあり方 目標の優先順位が異なり、支援方針にずれが生じる。 計画相談の役割・機能が活かされず、管理・制限の支援に陥る。 再犯防止が支援目標になる。 ・地域となんの関係もない方が、安易にグループホームに調整されてから相談がくる。 グループホーム側も十分な受け入れの体制が整っていないこともあるため、問題が生じると追い出すケースあり。生活基盤が安定しにくい状況が見られた。 ・居住地特例適用下での支援調整の難しさ。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	留守電話で連絡体制をとっている。 緊急対応が必要な方については、事業所の携帯で対応している。 連絡簿を作成している。	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	協議会及び各部会での呼びかけや内容説明の勉強会等の働きかけは行っているが、区内においては登録事業所がない状況。	協議会で周知を検討していく。

事業所名		生野　区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	これまでの課題でもある「計画相談が必要な方に対し、本人がいない場で事業所が選定すること」について、「本人が必要なサービスを本人が選んで決められるよう」管轄区や相談支援事業所と対応の検討を行ってきた。 『選定会議のあり方』検討後は、減少している。 申請時に区役所で本人が選べることを基本とし、支援が必要な場合は基幹センターが、状況調査に基づき個別に依頼すること、またその結果を公表する方針を固めている。 基幹センターで調整する場合は、依頼者に対し複数の事業所を情報提供し本人が選択し決めていけるよう、対応事業所に協力をいただいている。	選定調整を行うことで、時間がさらにかかる。 利用したい時に、すぐ利用できない。 区の窓口で、申請者にわかりやすい相談支援事業所の情報提供のあり方。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援部会を活用したり管轄区の協力を得ている。 基幹センター主催の学習会等開催や個別の相談を受付、後方支援している。 新規事業所については、管轄区担当者と一緒に部会の説明及び実務に関する情報提供を対応している。	支援体制の確立に向けた組織的な仕組みづくり及びITを活用したデーターベースの構築が必要と思われる。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域ケア会議、困窮者の支援会議、つながる場会議、医療介護ネットワーク会議など積極的に数多く参加し、開催している。また、その会議後の後方支援にも働きかけている。	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	相談支援部会を中心に、地域課題や社会資源の把握を行っている。 新たにこども部会を設置し、ネットワーク構築に努めた。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	個別事例検討部会の報告を行い、自立支援協議会で課題を共有した。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	・主任相談支援専門員部会では、地域課題でもあるグループホームの情報把握をしていくため、協力委員と一緒に訪問しネットワーク構築を努めている。 ・相談支援部会において、高齢機関の連絡会やグループホーム連絡会との合同研修を開催した。	

事業所名		生野　区障がい者基幹相談支援センター		
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	個別ケースとして、児童施設等から退所した事例について、本人が自分で選んで決められるようエンパワメント支援重視し、調整を行い地域で生活し続けるための支援を積極的に行った。 児童施設との合同勉強会を行い、課題の共有もできた。	移行期において、コーディネートする期間がない場合が多い。 本人にとって、自己選択・意思決定支援がされずに生活基盤が調整されてから、他機関から相談されていることが多い。 居住地特例= 適用下での支援調整の難しさと地域側の受け入れ体制整備の課題 施設やGHへの訪問。啓発活動の取組
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	5	本人が選択し自己決定していけるようプロセスを大切に取組んでいる。	親や家庭環境の影響も高いので、親の考えにも触れないといけない
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	年度を通して虐待・権利擁護にかかわる相談が多く、区担当者と連携し、コアメンバー会議を多数開催した。開催した内容について職員内で共有し、意識を高めている。 また、日々のかかわりが虐待にあたらないかについて、意識を高める取り組みを続けている。 当事者活動の場を通して、当事者の意見や考えを聞く	支援の中で不適切なかかわりにならないよう、意識を高める取り組みは今後も継続する必要がある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	合理的配慮が必要なケースについては、関係機関と一緒に考えあう機会を設定したり、大阪市担当者に相談したりしている。 当事者とともに合理的配慮について学ぶ機会を設けた。	差別に値する状況は多くあるが、報告件数につながっていない。 個別ケースの支援検討が主になり隠れてしまう。 振り分けて考えていく必要がある。 差別の考え方や合理的配慮について、意識を高める取り組みは今後も継続する必要がある。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	問題・課題に着目し、安易に調整せず本人と一緒にし本人の力を見るようにしている。 成年後見人制度は、利用決定までに専門機関の助言などプロセスを踏んで繋ぐようにしている	あんしんさぽーとに繋がるまで利用するまでに6か月以上かかる。その間、誰が金銭管理をするのか。 後見人による人権侵害 本人の意思決定支援のプロセスがないまま施設入所されそうになった
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談支援部会を活用したり管轄区の協力を得ている。 基幹センター主催の学習会等開催。 個別の相談を受付、後方支援している。 新規事業所については、管轄区担当者と一緒に部会の説明及び実務に関する情報提供を対応している。 関係機関の事例検討や研修会に、地域の相談支援事業者も呼びかけ一緒に参加している。 新しい専門員対象にピアの学びの場を定期開催。	部会に加盟していない相談支援事業者とのネットワークづくり

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター		
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	学習会、連携会議の開催、インターバル受け入れ、相談支援事業所の新人研修など積極的に取り組んでいる。 管轄区自立支援協議会担当者と相談支援連絡会委員と受入れ体制を構築し対応した。 相談支援従事者研修においては、主任と受講者のみでなく、同時期の受講者、現任と初任の専門員も参加してインターバルを行うことで、地域レベルのスーパービジョンを行い、スキルアップにつなげている。 また、区内に主任相談支援専門員が3人となり、より積極的に進めていくことができる。	基幹・主任による研修会の開催
	3－8 その他の取組み				
			■自立生活プログラム　ILP　UP ROAD ～私の地図～ ミーティングの段階で、参加者が日常の生活の中での不安や疑問を挙げ、その上で一人暮らしを目指す当事者から出る、生活の中で具体的に起こる困りごとについて、参加者全員で経験していけるプログラムを実施。 ■交流サロン 参加者同士の交流を目的に、参加者を限定せず活動した。 新しい参加者も増え、以前から参加していた方は、「どうしたら、参加者全員が話しやすい雰囲気が作れるか。」を意識し、発言を遠慮する参加者に話題を振ったり、否定せず話を聞いたり、人の嫌がることはしないよう呼びかける姿が見られた。 ■Start Line ～大切な なかまたち～（当事者活動検討の場） スタートラインという活動名、活動コンセプトを決めて当事者活動検討の場として7名の当事者が中心となり、月に一度会議を行う。 自分の問題、なかまの問題を考えあう場。 ■HAPPY SMILE 手話の学習を通じて地域との繋がりを深める。障害や福祉に限定せず、垣根を超えた新たな交流を生み出し、多様な人々が自然に交流できる場 ■広報啓発活動の取組 ①防災研修 区の防災担当を講師に招き、障がい当事者と地域の防災リーダーとグループワークを行い、防災を通して障がいのある方を知ってもらう機会を実施。 ②人権意識を高めるための取り組み 支援者のエンパワメントを考えるための講座 相談の課題として挙がった事例の共通点から、支援者の「物の捉え方、考え方を考える」機会として、内部研修を実施		

事業所名	生野　区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	
	①**「移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない」【継続】**：移動支援の必要性と社会参加の促進 ②**「障害者虐待防止の強化と行政の連携改善」【継続】** 市の虐待相談窓口に関する課題：市の虐待相談窓口（運営指導課）への通報時に、担当者によっては「通報か相談か」を通報者に判断させるケースがあり、明確な対応方針が示されないことが問題となっている。また、不正受給や心理的虐待の事案を通報しても、窓口では本人と事業所との関係悪化を懸念し、適切な対応がなされないケースがある。通報後の対応状況が不透明であり、次の支援をどのように進めればよいか判断が難しい。また、事業所の再発防止や意識啓発を進めたいが、必要な情報が不足している。 医療の訪問看護の虐待相談窓口がない：医療系の訪問看護に関する虐待相談を受け付ける明確な窓口が存在しないことが課題である。近年、訪問看護事業所が増加する中で、本人の意向とは関係なく訪問看護の頻度が過剰になったり、薬局の変更を強要されるなど、事業所による抱え込みが疑われるケースが見受けられる。支援の質に関する課題が顕在化。 ③**「居住形態に関する課題」**：地域には多数のグループホームが立地しており、他市・他府県からの転居利用者が多いことに伴い、居住地特例に関する課題が顕在化している。さらに、法定外施設においては、福祉と医療が複合した問題が明らかになった。 具体的には、「虐待通報への対応遅延」「行政機関間の連携不足」「入居者の健康管理・金銭管理の不備」「事業者による虐待・不正受給の疑い」「法定外施設対応や訪問看護事業者虐待通報窓口の不明確さ」など、複数の問題が同時に発生した結果、本人の生活環境が著しく損なわれる事態となった。 生野区で発生したこれらの問題について、行政機関間で責任を押し付け合うのではなく、多職種が協働して課題を検討する必要がある。 複合的な支援ニーズを抱える事例に対して、関係機関が役割を分担しつつ、早期に対応できる体制の構築が求められる。 ④**「就労継続支援A型からB型への変更時に伴う課題」**：事業所の都合により、雇用契約を伴う就労継続支援A型から、内容が大きく異なる就労継続支援B型へ移行を求められるケースが生じている。しかし、制度上の違いや、移行によって生じ得る不利益について、本人が十分に理解しないまま利用継続を促され、実質的な雇用契約の終了を認識しないまま移行が進められる状況がみられる。このことから、移行過程における適切な意向確認や権利擁護の仕組みが十分に機能していないことが課題となっている。 ⑤**「相談支援事業所の利用・選定のあり方」**：相談支援事業所の変更件数は前年度比約4割増となっている。主な変更理由としては『連絡がつかない、訪問時に印鑑をもらうだけで実質的な支援がない、希望を伝えても対応してもらえない、利用者に対する不適切な言動（対人援助の質の問題）』などが挙げられる。さらに、事業所側の都合による契約終了であるにもかかわらず、次の相談支援事業所への確実なつなぎが行われず、形式上「本人都合」として終了処理される事例も発生している。計画相談や基幹相談支援から紹介された利用者を「返す」対応がみられるほか、サービス実態のない不正事業所、職員の事業所移籍に伴う担当変更など、本人の意向が十分に確認されないまま事業所間を移動させられるケースも確認されている。利用者の選択支援を行っている一方で、連絡調整の不備、対応の質のばらつき、説明不足、不適切な運営など、相談支援事業所の質に関する課題が顕在化している。また、相談支援専門員に過度な負担や課題が集中することで、支援の質が低下し、結果として本人の権利や利益が損なわれる事態も生じており、これらの課題の背景要因となっている。加えて『利用者が主体的に事業所を選択するための情報ツールが不足していること、管轄区との連携体制が十分でないこと』も課題として挙げられる。 ⑥**「日中サービス終了後(15持以降）の支援が不足」**：サービスの終了時間が早く、夕方の居場所がない。家族負担の増大・本人の生活リズム。 ⑦**「ヘルパー人材不足」**：必要な時間帯に人がいない。 ⑧**「多職種連携の課題と改善の方向性」【継続】** ⑨**「区分認定の遅れに関する課題」【継続】**

事業所名				生野　区障がい者基幹相談支援センター
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		R8年7月15日
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	特になし
			2 相談支援の状況について	特になし
			3 業務に対する自己評価について	・児童の地域移行に関すること ・適切な運営が行われていない可能性のあるシェアハウス等が増加している などの意見があった。
			4 区における地域課題について	基幹センターから見える地域課題、相談支援部会から見える地域課題を運営委員会で【市の施策として取り組むべき課題について】にまとめ、協議会で承認を得た。 相談支援部会 ①移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない ②ヘルパー不足について ③生野区における共同生活援助事業所（それに類する住居と支援を提供する事業所）の支援に関して ④基本相談のみでの計画相談の利用 グループホーム部会 ⑤令和7年度から地域推進連携会議が義務化になった。地域連携推進会議の振り返りと今後について話し合う必要がある。 こども部会 ⑥相談支援員の不足・放課後等デイサービスに係る事業所の乱立
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				令和7年度は、相談の量・質ともに大きく変化した。 年間相談者数は375人、相談件数は2,433件で、1人あたり6.5件となり、継続的・複合的な相談が中心であった。精神障がいの相談が約48%を占め、医療・不安・家計・人間関係・権利擁護など、課題の複合化が一層進んでいる。 一方で、初回相談において障害種別のみを根拠に基幹相談へ振り分けられるケースが増加し、本来は他機関で対応可能な相談が基幹に集中する状況がみられた。 その結果、計画相談につながらない相談が増加し、基幹の負荷が高まるなど、初回振り分けの不適切さが課題として顕在化した。 相談者が必要な支援につながるためには、本人像や生活全体のニーズ把握が不可欠であり、生野区では「動く相談支援」を実施している点が特徴である。また、専門相談や医療機関・家族との調整など、相談員のみでは対応困難なケースが増え、より多くの時間・労力・専門性が求められている。 生野区の特徴として、精神障害の比率の高さ、訪問系サービス・グループホーム・相談支援事業所の密集、支援のばらつきや権利侵害相談が発生しやすい構造、生活圏が区内で完結しやすい地域性が挙げられる。 当事者からは「グループホームを出たい」「計画相談を変えたい」「計画相談をつけてほしい」といった調整相談が増加している。 また、他市・他府県からの転居利用者が多いため、居住地特例に関する課題も顕在化している。 さらに、法定外施設では福祉と医療が複合した問題が新たに明らかとなり、虐待通報の遅延、行政機関間の連携不足、健康管理・金銭管理の不備、事業者による虐待や不正受給疑い、訪問看護事業者の虐待通報窓口の不明確さなど、複数課題が同時に発生している。これらに加え、行政機関間の連携不足が課題として浮上した。 計画相談の事業所変更は前年度比4割増となり、本人が主体的に選択できるよう複数事業所の情報提供を行い、協力事業所と連携しながら柔軟な相談体制の構築に努めている。背景には、本人が選択・決定するための分かりやすい情報が十分に届いていないこと、相談支援事業所の支援の質のばらつきに伴う調整ニーズの高まりがある。 相談状況からは、エンパワメントを重視した支援を継続する一方で、相談体制の課題、権利擁護機能の不備、地域資源不足という3つの構造的課題が明らかとなった。これらの課題については、行政機関間で責任を押し付け合うのではなく、多職種が協働して検討する必要があることを自己評価を通じて確認し、自立支援協議会で共有する機会となった。 令和7年度は、既存の4部会（主任専門員、相談支援、個別事例検討、グループホーム）に加え、こども部会を新設し、地域支援体制の強化を図った。困難事例については、自立支援協議会・個別事例検討部会・つながる場等を活用し、多職種連携で対応しているが、行政窓口の適切な振り分け、権利擁護体制の強化、地域資源の整備、児童期からの移行支援など、区全体での仕組みづくりについては、自立支援協議会で引き続き検討していく必要がある。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名		旭 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要		令和7年度
1－1 実施状況について		
	法人名称	特定非営利活動法人あさひ
	開所曜日	月曜から金曜日
	開所時間	9時から17時30分
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業
	事業所の特長	本地域において、長年にわたり相談支援を行ってきたことにより、区各課（保健福祉、子育て、生活支援、保健活動等）や地域の障がい関係事業所、高齢、医療機関等多くの機関との連携がとれる状態にある。個別支援では特に知的・精神における困難と言われるケースへの支援実績が多くある。また、近年教育機関等との連携も密になっており、児童の相談支援も多く取り扱っている

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任		1	1 人
兼務	5		5 人
計	5 人	1 人	6 人

1－3 専門資格の保有状況

社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護福祉士

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
発達障がい	随時	随時
身体障がい	予約により	予約により

1－5 センター業務についての理念・基本方針

私たちは、社会資源の整備や支援の拡充を通して、社会的ハンディキャップを除去或いは軽減させ、社会への参加・活躍を応援し、障がいのある方の豊かな生活づくりに尽力してまいります。また、医療、高齢、教育等の関係機関や民生委員・町会など地域での連帯を強め、ソーシャルインクルージョンの実現を推進します

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	57.8	310
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1558	2248

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	947 件	39 件	222 件	203 件	138 件	9 件	1558 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	11	4	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	19
	聴覚	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
	肢体	34	1	3	1	0	3	2	2					46
	内部	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	5
	計	48	7	5	4	0	5	4	2	1	0	0	0	76
難病		10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14
重症心身障がい				1										1
知的障がい		191	28	41	21	10	46	39	28	14	5	10	9	442
精神障がい		566	50	233	128	13	181	149	57	28	9	5	0	1419
発達障がい		87	28	4	8	18	6	13	3	1	1	1	0	170
高次脳機能障がい		2	0	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	9
そ の 他		41	12	17	3	13	13	9	3				1	112
合計		945	126	305	166	54	255	214	93	44	15	16	10	2243

事業所名			旭 区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析					
			年間の相談者数は前年298名今年310名でここ数年300人前後で推移しています。支援件数は2000少しとこの数字もここ数年大きく変化していません。相談方法の比率も大きな変化はなくここ数年変わりはありません。件数的には大阪市の想定件数を大きく上回る数値であり、高止まりといえる状況とも思えますが、さらなる広がりがない状況とも言えます。ここにはありませんが。相談ルートの比率も教育関係が少し増えた程度で大きな変化はなく、者・児の比率も大きな変化なしです。基幹センター事業が始まって以降徐々に相談者増えて来ていた状況でしたがこの3年ほどは変化が見られなくなりこれらの集計に基づき分析し何を強化すべきか考えることが難しくなっています		
3 業務に対する自己評価					
3－1 適切な障がい者相談支援の実施			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	これまでの相談支援の実績の積み重ねから、医療機関含む多くの専門機関と連携が取れる状態にある。また、多くの専門機関情報をセンター内等で共有することで情報を蓄積しその時々に必要な専門機関と連携がとれるようにしている	今後もケース支援、連絡会、研修等を通じて、各種専門機関の情報の蓄積及び連携の強化を行っていく
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	7年度の月平均件数は129件になっており、大阪市の想定（90件）を大きく上回っており妥当以上の状況といえる	引き続き、基幹センターの啓発等を行い、さらに様々なルートから相談が寄せらるようにしていく
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	ストレングスやエンパワメントの視点等の相談支援の基本的な事項に関して所内のハンドブックに掲載し毎年確認をしている。また、所内自己評価においてもストレングスやエンパワメント視点の項目があり自己の支援を振り返る機会がある。支援チームの構成では必要に応じて専門家に加わってもらい支援をおこなっている	今後も自身たちの相談の基本となるストレングス及びエンパワメントを念頭に支援をすすめます
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士等専門資格を有するものを配置している。また、複合的な課題を抱える事例や支援困難と言われる事例については、基幹センターへと集中される関係が構築されており、当然ながら積極的な受け入れをおこなっている	今後もネットワークの拡充を行い、支援が必要な方への支援が少しでも適切に行き渡るようにしていく
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	大阪府定着支援センターへの訪問や保護観察所との面談を行うなど、地域の触法者への支援状況や基幹における積極的な受け入れ等についてなどの意見・状況の交流をおこなっている	地域の支援関係者の中には、まだまだ触法障がい者への偏見も強く、受け入れが進みにくい状況もある。これらの状況を少しでも変えていくために研修の機会等をもうけていく
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	必要な関係機関や事業所、利用者等に対して、管理者や担当者の携帯電話の番号を教えている。	今後同様の形で連絡体制を確保する
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	まず、自身の法人が拠点登録を行い、区内の他の事業所へ登録の必要性を訴えている。また、可能性のありそうな事業所には、個別に登録の勧めをおこなっている。	現在旭区の登録は相談支援1か所。ショートステイ3か所となっており、今後も協議会での訴えや個別事業所への声掛けも含め登録事業所の増加をすすめていく
3－3 地域の相談支援体制強化の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	令和7年度においては月平均7件弱の選定依頼を受けており、各計画相談の選定を行っている。選定が適切に行われえるように、地域の相談支援の状況や特色を把握している	旭区においては児童の選定依頼も受け付けており、実際の選定数は1.5倍ほどの数となっている。今後も適切な選定が行えるよう、地域の相談支援事業所の状況把握に努める
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域の相談支援事業所に対して、基幹センターがバックアップを行うことを周知している。相談支援初任者インターバルを通じて、個別にも基幹センターの役割を伝え、いつでも相談頂けるよう周知している	基幹センターが地域の相談支援のバックアップを行うことはすでに周知であるが、新規事業所には積極的アプローチを行い、基幹センターの役割を伝えていく
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	担当者からの要請があれば、必ず参加している。また、必要に応じて担当者へつながる場の開催要請も行っている。さらに、年に1度開催されるつながる場のコアメンバー会議にも出席している	各分野の法定会議及びつながる場の会議には積極的に参加し地域での相談支援体制強化に寄与していく

事業所名		旭 区障がい者基幹相談支援センター		
3－4 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	協議会各部会及び事務局に基幹センター職員が出席その中でそれぞれが中核的な役割担っている。	今後も引き続き中核的な役割を担い、会の活性化をおこなっていく
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	必要に応じて、協議会おいて個別支援会議を開催し、高齢、子育て、生活困窮などと連携を行い、適切な対応を行っている	個別支援に関しては自立支援協議会の個別支援会議が有効に機能しており今後も継続した支援をおこなっていく
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	社会資源の開発への取り組みは弱い。協議会で行っていることは、福祉避難所増の取り組みや発災時福祉職員参集率把握ぐらいである	社会資源開発は難しく、なかなか取り組みが進まず、他の区の取り組みを学ぶ必要がある
3－5 地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	同区にある障がい児施設とはかかわりが深く、その地域移行支援は毎年のように行っている。また、他区から地域移行支援の要請があれば適切にコーディネートを行える準備がある	地域移行推進については取り組める状況にないが、依頼には適切に答えられる準備をする
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	「8050問題」予防の視点は常に持ち支援に当たっている。実際に親が元気なうちに次の生活へ転換させるのは難しいことが多いが、親の介護力が急激になくなる等の場合にすぐ対応ができる関係性の継続が保てるようにしている	職員一人一人が常にこの視点が持てるように定期的これらの世帯への支援状況について確認していく
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	基幹センターにおいて、虐待にかかわる人権意識や感度の高さは日常的に十分保てている。行政とも十分な連携がとれており、対応が必要な場合には迅速な連携をとることができる。	基幹センターがもつ人権意識や感度が少しでも区内の福祉関係者へ広められることができるよう研修会の実施などを企画していく
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	虐待項目と同様に、基幹センターにおいて、虐待にかかわる人権意識や感度の高さは日常的に十分保てている。行政とも十分な連携がとれており、対応が必要な場合には迅速な連携をとることができる。	虐待項目と同様に、基幹センターがもつ人権意識や感度が少しでも区内の福祉関係者へ広められることができるよう研修会の実施などを企画していく
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	その方の権利を守るため、必要に応じて、あんしんサポートの利用や後見制度の利用を進めている。また、後見の市町村申したての際には必要に応じてその方の情報収集に協力している	後見制度は今後改定される予定であり、新後見制度の研修会の実施などより有効な制度の利用となるようまず当センター内において制度の理解を深めていく
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	自立支援協議会の相談支援部会において、毎回の会議において、事例検討や制度学習会を行っている。また、基幹センター内においても毎月の職員会議研修及び事例検討を実施している	今後引き続き自立支援協議会相談支援部会を通じて研修会を開催し人材の育成を行っていく
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受け入れについては現任及び新任研修のたび、必要な方の受け入れを行っている。職員増等について特に児童の事業所不足がみられるため、その増員について声かけを行っている	計画相談について事業所の不足はなく、増加よりも質の向上に重きをおく。児童について事業所が不足しており増について声掛け等をすすめていく

事業所名	旭 区障がい者基幹相談支援センター
3－8 その他の取組み	
4 区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	
まず、相談支援の状況において、計画相談支援の量的には充足している状況であり、事業所不足で困ることはない。児童の計画相談については時期の集中の問題もあり多少の不足がある。今相談支援にかかわる課題としては質の問題である。相談支援部会に多くの事業所相談員が集まっているが参加しているだけの事業所が大半で積極的な参加をしていると思われる事業所は見られない。また、支援困難と思われるケースについて、信頼してお願いできるような事業所はごくわずかであり、殆どの事業所からは少しでも楽なケースを受けたいとの思いが伝わってくる状況である。相談支援の質の向上に向けて、いくら制度学習ケース討議をしてみても、その根幹部分が育たないままで、本質的なは変化が望めない状況である。そもそもの「よりよい支援をしたい」「相談支援とはこうあるべきだ」といったような思いや信念のようなものがなければ、人材育成は非常に難しい状況である。　その他障がい福祉サービスにおいては、グループホームが急激に増え状況を把握しきれていない状況があり、今後自立支援協議会において、部会や連絡会等の創設について検討を行う等状況の把握を行う必要がある。他分野との連携はしっかり行えている状況であり、複合的な課題を持つ世帯への支援も、チームとしての支援構築が容易にできる環境にある。 自立支援協議会本会の取り組みとしてここ数年防災の取り組みに力を入れている。これまでには福祉避難室設置にかかる留意点づくり、福祉避難所増に向けた取り組み、福祉事業所職員の発災時の参集率把握等行っていおり、今後も福祉避難所、発災時の福祉職のマンパワー確保などに重点を置きながら取り組みをすすめていく予定である。	
5 自己評価を終えて	
5－1 区地域自立支援協議会での報告	
報告日	2026.7.15
出席者からの意見 1 相談支援事業の概要について	基幹は人によって意見や方向性が変わることなく一貫性があるため、誰にでも安心して相談できる
出席者からの意見 2 相談支援の状況について	聴覚や視覚より肢体不自由の支援が多いのが意外であった。旭区の身体障害協議会では肢体不自由の方の参加がほとんどない。これは他の区に比べてもすくない。機会があれば団体協議会の啓発もしてほしい。計画相談の件数と分けられているのか。手帳のない方の相談数に繁栄されているのか
出席者からの意見 3 業務に対する自己評価について	触法に関する偏見があるとはしらなかった。地域生活拠点が増えない理由はなんであるか。研修はどのような内容で行っているか外部講師がくることもあるのか
出席者からの意見 4 区における地域課題について	地域の状況がよくわかった。共通課題として自立支援協議会の中で取り組んでいきたい。
5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）	
毎回の事ではあるが、自主点検により今後足りない部分について意識ができる機会とはなる。当事業所でいれば社会資源開発と施設からの地域移行が永遠の課題のようになっている。多くの事業所が同じような状況であるとは思うが、できている事業所があるのであればそれを共有したい。地域課題においては、今回を機に自立支援協議会において、課題の共有が行えたため、今後の協議会の活動において良い機会となった。　自己評価の活かし方として、他の区と比較して取り組みが進んでいる区について代表発表をお願いしたい。また、別の角度から地域の関係基幹からの他己評価があれば、自身の事業所を客観的に見る機会となると思う	

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要		令和7年度
1－1 実施状況について		
	法人名称	特定非営利活動法人燦然会
	開所曜日	月曜日～金曜日 （祝祭日除く）
	開所時間	9:00～17:30
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業
	事業所の特長	・区地域自立支援協議会の活性化に努め、区内事業所全体での協働によるネットワーク構築を行っている。 ・スタッフに当事者を配置し、当事者主体の相談支援を実施している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1		1 人
兼務	7		7 人
計	8 人	0 人	8 人

1－3 専門資格の保有状況

相談支援専門員（主任）1名 ・ 相談支援専門員（現任）4名 ・ 相談支援専門員（初任者）2名
精神保健福祉士2名 ・ 介護福祉士2名
（上記人数は延べ人数）

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
視覚障がい	開所日	開所時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。
1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。
2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。
3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。
4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化に取り組む。
5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	36.8人	268人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1,438人	1,438件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1000 件	90 件	121 件	150 件	61 件	16 件	1438 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	67	3	9	2	0	0	1	2	1	0	0	5	90
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	34	0	2	0	0	0	5	3	1	0	0	2	47
	内部	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	17
	計	115	4	11	2	0	0	6	5	2	0	0	9	154
難病		0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
知的障がい		160	2	9	2	4	4	3	14	14	0	0	38	250
精神障がい		517	22	64	18	2	9	14	72	55	0	6	64	843
発達障がい		19	0	2	0	2	0	1	1	2	0	0	8	35
高次脳機能障がい		5	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	9
そ の 他		48	3	5	0	0	1	3	41	5	0	0	38	144
合計		864	33	91	22	8	14	27	136	80	0	6	157	1438

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター		
2－2 相談支援に関する分析				
		相談者の種別においては、半数以上が精神障がいの方からの相談で、続いて知的障がい、身体障がいの順になっている。 相談経路に関しては、本人や家族からのそうだんが最も多く、区役所（地域福祉、保健活動、生活支援等）、地域包括支援センターを初めとする高齢者関係機関、生活困窮者自立支援相談窓口、医療機関等からの相談件数も多くなってきている。 相談内容は福祉サービスに関する相談が最も多い。不安の傾聴など長時間対応に至るケースなども多くなってきている。		
3 業務に対する自己評価				
3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各種専門機関と連携をし、対応しており、近年では複合的な課題を抱えているケースが増えてきており、生活困窮者自立支援窓口や包括支援センター等との連携を図り、相談支援を進めている。	継続して関係機関と連携していくと同時に、日ごろから顔の見える関係づくりをしていく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	想定されている件数の相談を受け対応している。新規の相談者は依然として多く、継続相談の方々は指定相談支援事業所につなぐなどしている。	相談件数は前年度と同程度ある。しかし、まだまだ相談に至っていないケースがあると思われるため、各関係機関との連携を図る。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	できないことや弱みだけに着目することなく、ストレングスの視点やエンパワメントの視点を常に持ち相談業務に当たっている。	相談内容が複雑化してきているため、今後も他の専門機関との連携が求められることが多いため、日ごろから連携を図っていく。
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	相談支援専門員の資格のほかに、精神保健福祉士、介護福祉士資格を有する者の配置を行ってる。 8050問題のように複合的な課題を抱えた事例などは関係機関や専門機関などとの連携を図り、速やかにで対応できよう取り組んでいる。	継続して専門的な資格を有する職員の配置を行うとともに、さまざまな研修への参加を行い職員の資質の向上に努める。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	触法障がい者等に関する相談があれば随時対応している。出退所後の生活相談等の相談などにも対応している。	刑法改正により、これまで以上に司法関係機関等との連携が見込まれるため、相談があった際には対応できるよう努める。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急連絡網やフロー図を作成し、平時から備えている。 必要と思われる利用者に対しては、業務用携帯電話の番号を教えるなどの対応をしている。	引き続き緊急時が発生した際に対応できるように日ごろから体制整備を行っていく。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	区内において、現在2法人7事業所が登録をしている。拠点事業所には、協議会の部会長会議に参加するなど連携強化に努めている。	希望される事業所があれば相談を受け、登録事業所が増加するよう努めていく。
3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月選定会議を開催し、多数の意見を参考にし、公平性を期し、事業所の選定を行っている。 現状、次月以降に持ち越すなど利用者にとって不利益が生じる状況には至っていない。	継続して選定会議を実施していき、公正かつ適切に選定を行っていく。 なかなか、新規の指定特定相談支援事業所が増えてこないため、今後、受け入れが難しい事業所が増えてくるのではないかと思われる。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	問い合わせ等においては適宜、情報提供や助言等を行っている。 また、部会を通じて、情報提供を行なったり、制度や報酬に関する勉強会を実施している。	継続して必要な情報等の提供を行っていくとともに、個別の助言・情報提供にも対応していく。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議やつながる場等の会議依頼があった際には、積極的に参画し、顔の見える関係作りを行っている。	地域ケアフォーラムを地域包括支援センターとの共催やケアマネ連絡会などとの連携を図っていく。

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	各部会・運営会議等主体的に取り組んでおり、研修会・講演会等の活動も実施している。部会の活性化により、事業所間の顔の見える関係づくりが出来ている。	引き続き積極的に運営を行っていき、協議会が活性化するように努めていく。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	今年度は協議会において、個別事例の個人情報共有を行っての関係機関の連携及び対応を行うケースはなかった。 ケース会議の開催依頼の際には、対応できるように個人情報の同意書等の作成などの準備は整えている。	個別事例検討会議があった際は、情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切に対応できるように努める。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	制度にない資源の創設や地域生活のあり方についてなど協議会部会で検討行うなどしている。	改良しながら地域に合う形の資源開発が重要と思われ、住みやすい地域を目指していきたいと思う。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	精神科病院等からの退院に関する相談はあるものの障がい者支援施設からの相談数は少ないのが現状である。	施設訪問の依頼があれば、積極的に参加し、顔の見える関係づくりを行う。 また、施設入所者地域生活移行促進事業の依頼があれば対応していきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	親元からの自立等に向けた相談があった際には、単身での生活やグループホームでの生活等さまざまな提案を行い、相談に応じている。大阪市一人暮らし体験支援事業の問い合わせはあったものの、実際の利用には至っていない。	引き続き丁寧に制度の説明や暮らしをイメージできるように相談に応じたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待案件に関しては関係機関と連携して訪問するなどの対応を行っている。	虐待通報があった際には、即時関係機関と連携を図るようにする。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別解消に関する具体的な相談はほとんどないのが現状である。 協議会にて人権研修等を行い、啓発を行っている。	相談先であるという認知度を高め、必要な際には相談に応じることができるようにする。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度の利用が必要な方がいる場合には、制度の説明を行うだけでなく、申請の援助等を行うなどし対応している。	各種制度の周知を改めて行っていくとともに、各種制度の利用が必要な場合には利用の援助も行っていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会においては、部会長等役員で企画立案し、研修等の際には情報提供を行うなど行っている。	相談支援事業所部会において、意見を聴取し勉強会等を開催していく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバルの受け入れについて積極的に行った。また、インターバルを通じて顔の見える関係性が構築して、日ごろから相談しやすい環境を整えている。	継続して相談支援従事者研修のインターバルを受け入れ、地域の相談支援の担い手が増えるように協力していく。
3－8　その他の取組み				

事業所名				城東区障がい者基幹相談支援センター
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・就労B型、グループホーム、放課後等デイサービスなど事業所の増加は止まることなく増え続けているが、相談支援や短期入所などのサービスについては増加しておらず、緊急時などに対応できる資源が増えていない。 ・重度・強度行動障がいに対応できる事業所が不足になある。 ・訪問介護事業所の新規開設も多くなっているが、ヘルパーは圧倒的に不足し、移動支援を引き受ける事業所が少ない。 ・これまでは事業所間のネットワークが強い地域と思っていたが、新規の事業所が増加し続け、連絡・連携が難しくなってきた。
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和8年6月18日
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	専門職や当事者を配置されている。
			2 相談支援の状況について	開所日ベースで1日1人以上の新規の相談があり、対応されているので大変だと思う。 ⇒ 新規案件は非常に多いが、関係機関等との連携や計画相談支援事業所との連携を図り、適切にケースをつなぐなどし、対応できるような体制をしている。
			3 業務に対する自己評価について	特にない。
			4 区における地域課題について	同感する内容が多い。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				・多職種連携が求められるケースが増えてきており、日ごろからの多機関との連携の重要性をあらためて認識した。より一層、様々な関係機関との連携を強化していくことが求められると思う。 ・特定の種別の事業所が増えない意見は毎年あるが、増えていないのが現状である。一方、増えている種別においては質の問題もあり、協議会の部会へ参画している事業所は顔の見える関係づくりもでき、事業所の取り組み等が見えるが、なかなか参画しない事業所も多く、どのように参画してくれるかを検討していく必要があるように思われる。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	鶴見区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人日本ライトハウス
開所曜日	月・火・水・木・金
開所時間	午前9時～午後5時30分
同一場所で実施しているその他の事業	[社会福祉事業]・障害者支援事業（生活介護、自立訓練：機能訓練、就労移行支援、就労定着支援、施設入所支援、短期入所）・障害福祉サービス事業（生活介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、指定相談支援：特定・一般・障がい児） [公益事業]・身体障害者等能力開発事業・厚生労働省委託指導員養成事業・各種視覚障害関係団体連絡、調整、助成事業・諸外国視覚障害関係機関交流事業
事業所の特長	障がい領域だけでなく、生活困窮、生活保護、医療、高齢、児童、地域といった様々な関係機関や事業所との横断的な連携によるチームで本人や家族を支える支援体制の構築を目指している。
1－2 職員の状況	

職員の介護休業・育児休業・退職による減員が生じましたが、年度途中に増員を図りました。

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	3	1	4 人
兼務	4	1	5 人
計	7 人	2 人	9 人

1－3 専門資格の保有状況
主任相談支援専門員（1人） 相談支援専門員（5人） 社会福祉士（7人） 介護福祉士（1人） 精神保健福祉士（2人） 看護師（2人） 視能訓練士（1人） 保有資格は重複しています。

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
視覚障害	随時	随時
聴覚障害	随時	随時
肢体不自由	随時	随時

1－5 センター業務についての理念・基本方針

[理念]
ⅰ）公正・健全・透明な事業活動の推進
ⅱ）信頼され、信任を得るサービスの充実
ⅲ）誠実で包容力のある温かいサービスの提供
ⅳ）時代や環境の変化に対応した組織づくり
[基本方針]
ⅰ）基本理念に基づく事業推進を実現すべく「障害者虐待防止・権利擁護に関する委員会」を設置し「法人職員倫理綱領」を策定した。そして当倫理綱領に従い、各事業所ごとに「行動規範」を策定している。
ⅱ）「大阪市障がい福祉計画」の“個人としての尊重”“社会参加の機会の確保”“地域での自立生活の実現”が実現できるよう、権利擁護の視点から虐待防止に関する取り組み、障害者差別解消法を見据えた事業推進を区地域自立支援協議会を生かしながら取り組む。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	56.6	133
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2799	3977

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1994 件	95 件	169 件	318 件	152 件	71 件	2799 件

事業所名	鶴見区障がい者基幹相談支援センター

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	117	4	5	3	0	3	14	51	1	1	10	51	260
	聴覚	25	25	26	11	0	19	0	2	2	3	0	2	115
	肢体	87	8	16	17	0	0	1	14	7	1	0	7	158
	内部	28	2	0	6	0	1	0	2	6	0	0	2	47
	計	257	39	47	37	0	23	15	69	16	5	10	62	580
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい		12	0	0	0	0	0	3	0	0	0	8	2	25
知的障がい		518	31	49	71	13	63	21	35	48	4	23	95	971
精神障がい		743	114	189	391	9	280	147	91	36	6	23	111	2140
発達障がい		28	11	5	39	12	43	4	6	8	0	2	2	160
高次脳機能障がい		34	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	38
そ の 他		28	10	18	2	0	0	0	2	0	0	0	3	63
合計		1620	206	308	540	34	409	190	206	108	15	66	275	3977

2－2 相談支援に関する分析

相談支援事業所の新規開所等もあって計画相談の利用につながるケース比率が少しずつ上がっている印象。
とはいえ区全体のサービス受給者数も増加しており、他区と比較しても相談支援（特に障がい児相談支援）の利用率は低く、基幹センターにおいても主にセルフプランによるサービス利用者や、サービス利用につながらない人の相談や個別支援は業務の大半を占めている。

3 業務に対する自己評価

	3－1 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障がいや難病の特性に応じた合理的配慮を踏まえ、本人主体の支援を実践した。生活全体を捉える視点から丁寧なアセスメントと課題分析を行い、保健・医療・福祉・就労・教育等の関係機関と連携しながら、包括的で個別性の高い支援を提供した。また、地域資源の活用やネットワーク強化を通じ、切れ目のない支援体制づくりに努めた。	多様化するニーズに対応するため、障がいや疾病に関する専門知識の継続的な習得を進めるとともに、医療・心理等の専門職との連携を強化する。また、第三者評価やエビデンスを踏まえた振り返りを行い、支援の質向上と標準化に取り組む。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	人口規模や障がい者数等を踏まえた相談件数に対し、概ね適切なケース対応を実施した。電話・来所・訪問など柔軟な方法を用い、本人中心の支援を行ったことで、複雑化するニーズへの対応力向上や関係機関との連携強化につながった。	相談支援は件数だけでは評価できないため、支援の質を可視化する取組が必要である。今後は研修会や学会への参加、事例報告、論文投稿等を通じて知見共有を進め、EBPやピアレビューの視点も取り入れながら継続的な質向上を図る。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	本人や家族、地域のストレングスに着目し、自己決定の尊重とエンパワメントを重視した支援を実施した。個人の能力だけでなく家族や地域資源も含めて支援を構築し、必要に応じて医療・就労等の関係機関につなぐことで、包括的支援と地域生活の安定に寄与した。	事例検討や地域自立支援協議会を活用し、関係機関との相互理解や支援力向上を進める必要がある。個別事例から地域課題を抽出・共有し、地域資源開発や支援体制の充実につなげることで、地域づくりと支援者支援の機能を強化していく。

	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	主任相談支援専門員や社会福祉士、看護師等の多職種を配置し、医療・福祉・介護を横断した支援体制を整備した。複合的・長期的な課題を抱えるケースに対し包括的支援を実施し、就労や社会保障相談にも対応した。また、関係機関との連携を通じて地域全体の支援力向上にも取り組んだ。	制度横断的な支援ニーズに対応するため、障がい福祉に限らないソーシャルワークの専門性向上が必要である。多分野研修や実践的学習を進めるとともに、地域事業所との学びの共有やスーパービジョン機能を強化していく。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	矯正施設退所者への支援介入はなかったが、逮捕直後の触法障がい者に対しては、弁護士や関係機関と連携し、権利擁護の視点に立った迅速な福祉的介入を行った。入口・出口双方を意識し、再犯防止や地域生活移行を支える支援体制づくりに努めた。	出口支援では、受刑中の接触制限により支援継続が課題となるため、矯正施設や地域生活定着支援センターとの連携強化が必要である。入口支援と出口支援を一体的に捉え、多機関連携による包括的支援体制を充実させていく。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	柔軟な勤務体制や業務用携帯端末により、迅速な連絡体制を整備した。職員不在時は法人本部が一次対応を行い、ケース情報共有も日常的に実施することで、緊急時においても関係機関と連携した対応が可能となっている。	緊急対応力向上のため、職員間の専門性や判断力の平準化が必要である。また、関係機関との役割分担を明確化し、地域資源を活用した受入れ体制や重層的支援体制の強化を進めていく。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	地域生活支援拠点等の整備方針について法人へ情報提供を行い、障がい者の重度化・高齢化を見据えた支援体制の必要性を共有した。一方で、区内の登録事業所確保には至らず、体制整備は途上である。	登録事業所の確保が急務であり、量だけでなく緊急対応力やコーディネート力を備えた事業所選定が必要である。関係機関との協議や情報共有を進め、地域全体で機能を補完し合う支援体制づくりを推進する。

事業所名		鶴見区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	毎月の相談支援部会でケース選定会議を実施し、受入状況を踏まえた入札方式により、公平・中立なケース配分に努めた。また、近隣区の事業所にも参加を呼びかけ、広域的な地域資源活用を進めた。	相談支援専門員不足により受入先確保が困難な状況が続いている。担当件数の適正化や後方支援体制を充実させるとともに、制度にとらわれすぎず、本人中心の柔軟な支援体制づくりを進める必要がある。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域事業者への後方支援として、日常的な助言や情報共有に加え、複雑ケースについては多機関協働による拡大ケアカンファレンスを開催した。課題整理や役割分担調整を行い、必要に応じて医療機関等との連携も支援した。	相談支援専門員が心理的負担を抱え込みやすいため、安心して相談・共有できる環境整備が重要である。今後もスーパービジョンや事例検討を通じ、バーンアウト予防や多機関協働体制の強化を進める。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	多重債務、孤立、虐待、家賃滞納等の複合課題に対し、本人主体・権利擁護の視点に立った支援を実施した。行政、医療、司法、地域包括支援センター等と連携し、多分野ネットワークを構築するとともに、「つながる場」など多機関協働の会議にも積極的に参画した。	個別支援から見えた地域課題を、地域づくりや政策提言につなげる視点を強化する必要がある。8050問題や孤独・孤立等への対応として、アウトリーチや「断らない相談支援」を意識した実践を継続していく。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	行政と連携しながら、協議会全体会や各部会の運営に主体的に参画した。部会横断的なネットワーク形成を重視し、研修企画や支援学校向けガイダンス等を通じて、本人主体の意思決定支援や地域生活移行支援に取り組んだ。	複雑化する地域課題に対応するため、部会横断的な連携機能をさらに強化する必要がある。運営会議を通じて分野横断的な協議体制を整備し、「断らない相談支援」を推進していく。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	法定会議となった個別事例検討会議を開催し、複雑ケースに対する役割共有や支援調整を行った。また、会議の目的や守秘義務等を丁寧に共有し、協議体制の整備を進めた。個別支援から見えた地域課題についても協議会で報告した。	個別事例検討会議から抽出された共通課題を分析し、地域課題として共有する仕組みをさらに強化する必要がある。アウトリーチや多機関連携を充実させ、包括的相談支援体制の強化につなげていく。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	地域資源改善のため、障がい分野だけでなく児童、高齢、医療等を含めた横断的連携を推進した。相談支援部会や児童部会でメーリングリストを整備し、迅速な情報共有とネットワーク形成を進めた。	各部会におけるコーディネート機能を強化し、分野横断的な協働体制を充実させる必要がある。交流会や研修等を通じて地域課題を社会資源改善へつなげ、継続的な検証と評価を行っていく。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	自立訓練施設において、本人の意思決定を尊重しながら地域生活移行支援を実施した。精神科入院者やアルコール関連疾患の方についても、退院後の地域定着を見据え、多職種連携による切れ目のない支援を行った。	地域生活支援拠点等の整備を踏まえ、関係事業所との連携や社会資源確保を進める必要がある。一人暮らし体験支援等についても、本人の希望を尊重した実効性ある運用を目指す。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	8050問題に対して、本人だけでなく家族全体を支援単位として捉え、親世代が医療・介護・地域福祉につながるよう支援した。入院調整や介護サービス導入支援等にも積極的に関与した。	親子関係に起因する課題は長期化・潜在化しやすく、早期発見が困難である。今後は分野横断的連携を強化し、地域住民や民間団体とも協働しながら相談支援ネットワークの充実を図る。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報時には関係機関と連携し、緊急性を踏まえた迅速な支援を実施した。昨年度虐待認定ケースはなかったが、不適切な関わりには早期介入した。また、虐待防止研修等に継続参加し、職員の対応力向上を図った。	虐待対応では被虐待者だけでなく養護者支援も含めた包括的支援が必要である。地域全体で「虐待を見逃さない」「通報をためらわない」意識を共有できるよう啓発を進める。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障がい理解不足による職場・地域トラブルに対し、ネットワーク委員等と連携しながら仲介支援を実施した。合理的配慮を踏まえた環境調整を行い、法務専門職とも連携して権利擁護支援を行った。	本人が差別に気づきにくいケースもあるため、アウトリーチ機能強化が必要である。地域住民や関係機関への理解啓発を進め、差別や偏見を防ぐ支援体制の質向上に取り組む。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	多重債務や判断能力低下等により権利侵害リスクの高いケースについて、司法関係者と連携し、成年後見制度やあんしんさぽーと事業等の利用支援を実施した。法律事務所への同行支援等を通じ、制度利用を支援した。	成年後見制度には手続きや費用等の課題があり、自己決定尊重とのバランスも重要である。制度改正や運用改善の動向を踏まえながら、地域における権利擁護支援の在り方を検討していく。

事業所名		鶴見区障がい者基幹相談支援センター		
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	「SNSと対人援助」をテーマとした研修会を開催し、SNS活用時のリスクや適切な支援について学びを深めた。また、精神科ソーシャルワーカーを招いた研修会にも協力し、多分野の支援者が学び合える機会づくりを行った。	今後は医療、教育、司法等も含めた多分野共通のテーマ設定を行い、地域共生社会を見据えた研修を充実させる必要がある。研修を通じたネットワーク形成が実践で活かされるよう継続的な支援を行う。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修受講者に対し、延べ20回の個別スーパービジョンを実施した。制度理解だけでなく、意思決定支援や権利擁護の視点を踏まえた実践力向上を支援するとともに、事業所運営や人材育成に関する相談にも対応した。	支援が制度中心になり本人主体性を損なわないよう、ソーシャルワークの基本原理を共有する必要がある。今後は支援の質向上や支援者間の対話・省察を重視し、持続可能な相談支援体制づくりを進める。

3－8　その他の取組み

「サロン・de・ボッチャ」を継続開催し、障がいの有無を問わない地域交流と社会参加促進に取り組んだ。また、地域団体への施設提供や、社会福祉協議会との福祉教育講座、公立学校での福祉教育を実施し、共生社会への理解促進を図った。
さらに、「大阪市交通バリアフリー基本構想」の策定に参画し、障がい当事者視点からユニバーサルデザインのまちづくりに意見を提案した。加えて、社会福祉士実習受入れや講師派遣を通じ、人材育成にも継続的に貢献した。

4　区における地域課題について

区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など

鶴見区では少子高齢化や単身世帯増加、地域のつながりの希薄化により、孤立や社会的排除のリスクが高まっている。また、生活困窮、障がい、高齢、8050問題等の複雑化した課題が増加し、従来の縦割り支援だけでは対応が困難となっている。そのため、多様な主体が協働する「地域共生社会」の実現が重要課題である。
こうした背景を踏まえ、鶴見区自立支援協議会では、複合的課題に対応する個別事例検討会議を実施し、相談支援機関や行政、医療、地域関係者等による多機関連携を進めている。本取組は、個別支援だけでなく、制度の狭間にある課題や不足する社会資源を可視化し、新たな支援体制や地域資源開発につなげることを目的としている。
今後は、個別支援から見えた地域課題を分析し、潜在的ニーズの把握やアウトリーチ支援、社会資源創出へとつなげながら、「個別支援」と「地域づくり・政策形成」が循環する包括的支援体制の強化を目指していく。

5　自己評価を終えて

5－1　区地域自立支援協議会での報告

報告日			令和8年6月24日
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援の状況について	特になし
	3	業務に対する自己評価について	以下3点の質問があり、それぞれに回答した。 ①海外にルーツをもつ方で、日本語による会話が困難な人への対応について 日本での滞在歴が長かったり、家族が日本人であったりなど、一定のコミュニケーションが可能な方への支援経験はあり、支援上の課題とまでは認識しなかった。ただ、面談場面等では図や絵など視覚情報を活用した。 ②例えばデジタルネイティブ世代との相談において、チャットGPTなどAIによる回答を来談者から提示された事例について 面談中に来談者が知人とLineで通信し、その内容を参照していたケースがあった。SNSの活用については、その利便性以上に、援助関係における心理的距離の接近によって精神症状増悪や解離性症状の出現など、支援者側がリスクとして考慮すべき課題が多く、事業所として使用上のガイドラインを作成するなど、慎重な使用を求めたい。 ③キャリア決済など、気軽に利用することで多重債務に至ったケースへの対応について キャリア決済だけでなく、SNSを通じて知り合った他人から簡単に借金をするケースもみられ、債務全体の把握や返済方法の検討など、支援当初から法務系専門職との協働が必須と考える。
	4	区における地域課題について	特になし

5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）

鶴見区地域自立支援協議会において、本報告を基に鶴見区障がい者基幹相談支援センターの昨年度の活動内容について検証を行い、地域における中核的な相談支援機関としての役割や取組について、概ね肯定的な評価を受けた。
障がい者基幹相談支援センターの機能強化と質の向上を図るためには、日々の実践を客観的に振り返り、関係機関や地域からの評価・助言を受けながら継続的な改善に取り組むことが重要である。今回の自己評価シートの作成・検証プロセスは、基幹相談支援センターに求められる役割や機能を再確認するとともに、今後の取組の方向性や課題を整理する貴重な機会となった。
今後も、一人ひとりの障がい者の暮らしを支える個別支援と、その人が安心して地域で生活し続けられるための地域づくりを相互に連動させながら、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していく必要がある。近年、障がい分野を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、8050問題やひきこもり、ヤングケアラー、医療的ケア、権利擁護など、制度や分野を横断した支援が求められている。そのため、行政をはじめ、相談支援事業所、医療機関、教育機関、就労支援機関、地域団体など多様な関係機関との連携・協働をさらに推し進め、重層的な支援体制の構築に努めていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	阿倍野　区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人燦然会
開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）
開所時間	9:00－17:30
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業
事業所の特長	地下鉄御堂筋線昭和町駅下車すぐの文の里商店街内に事務所を設けています。 商店街内に設置することで、地域とのつながりや地域への参加を目指し取り組んでいます。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1	1	2 人
兼務	4	0	4 人
計	5 人	1 人	6 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名・相談支援専門員(現任4名、初任1名）
社会福祉士　2名・精神保健福祉士　1名・介護福祉士　2名
（数字は延べ人数）

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
肢体不自由	月曜日～金曜日	9時～17時30分

1－5 センター業務についての理念・基本方針

次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。
1.障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。
2.障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。
3.行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。
4.支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性（専門部会の創設等）に取り組む。
5.3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口になれるよう職員の資質向上に日々務める。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	62人	348人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1,754件	1,789件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1204 件	68 件	173 件	229 件	57 件	23 件	1754 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	35	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	40
	聴覚	14	10	36	1	0	0	3	12	0	0	0	14	90
	肢体	37	2	1	0	0	0	2	3	0	0	1	4	50
	内部	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
	計	93	13	38	1	0	2	5	15	0	0	1	21	189
難病		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
重症心身障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
知的障がい		130	10	17	7	1	9	3	3	5	0	0	20	205
精神障がい		769	55	106	17	1	33	46	42	7	4	14	54	1148
発達障がい		19	0	0	0	0	4	6	2	0	0	0	6	37
高次脳機能障がい		1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
そ の 他		148	8	5	6	1	6	0	3	2	2	0	20	201
合計		1163	87	166	31	3	54	61	65	14	6	15	124	1789

事業所名		阿倍野　区障がい者基幹相談支援センター		
2－2　相談支援に関する分析				
相談件数としては、昨年と横ばいになっているが、権利擁護の部分が減り、健康・医療の部分が増加。 市外、他府県からの、GHへの問い合わせが増えており、阿倍野区が住みやすいという理由が多くはなっている。 相談支援事業所も増えて来ている為、委託から、計画相談に移行できたケースも増えてきている。				
3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	協議会への参加、専門機関への勉強会などに積極的に参加し、連携を図っている. 在宅医療・介護連携室とも連携し、勉強会も検討中	専門機関との連携強化 相談支援のスキルアップを行えるような環境を作っていく
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	妥当とは言い難く、人員的な部分で時間が足らない事もあり。	人員の配置などは、法人と連携していく。 職員がセンター不在になってしまうことがあり、不在にならないように工夫していく。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	アセスメントを繰り返し行いながら、本人のニーズ整理し、必要に応じ、計画相談支援事業所へ引継ぎを行ったり、当センターケースの引継ぎを行っている。 引継ぎで後方支援が必要な場合、行っていく。	相談が来なくなったケースや関係機関につながった後など、ケースとして後追いができていないことがあるので、できる限るは把握できるようにしていければと考えている。
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	専門資格の職員の配置は行っている。 区内相談事業所からの相談にも対応し、複合的な課題に関し、区役所・地域包括・社協等と共にに連携している。 つながる場への参加	継続した専門資格の取得や配置などに努める。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	よりそいネット・刑務所や警察との連携や勉強会参加	触法障がいに対して、密な連携などは行えているが、ケースが少ない分、課題整理はできていない。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	各種マニュアルの整備・運用に関して適正に行っている。 職員の動態表をわかる様にし、開所時には常に対応するようにしている。 緊急時、法人とも連携	継続して、マニュアル通りに行っていけるよう努める。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	説明に終わっている	周知をしていきながら、連携体制など含め登録事業所が増えてくるように努めていく。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	選定依頼があれば適正かつ公正に行っている。 相談支援部会での空き情報も活用。	指定の相談事業所は増えている事から、以前に比べ選定はしやすくなっているが、協議会に参加していない事業所もあり、連携のとれる所であればいいが、そうでない所へのアプローチまではできていない。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	後方支援として、必要な情報提供や助言は行っている。他区の事業所からも相談はある。 困難ケースに関しては担当者会議にも積極的に依頼があれば参加している。	相談支援部会にきていない事業所については、あまり関りがなく、把握ができていない。

事業所名		阿倍野　区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域ケア会議の参加や高齢・障がい福祉合同連携会・研修など行い、相談支援機関に限らず、横の見える形を区内でも開催している。 つながる場・要対協からの依頼があれば参加している。 防災については、高齢・医療などと会議を行っている	他分野との協働はしているが、時間と人は圧倒的に足らない。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	協議会への参加は主体的に取り組んでおり、各部会への参加、各WGにも参加している。 協議会運営を円滑にできるように、各部会などでの共有を図った、ディスコードを作成し、協議会全体の見える化をしている。	予算確保の為に、協議会で会計などを設置し、助成金などを積極的に運用するか検討中。 協議会の認知や役割に関して、適宜説明をしていき、理解してもらえ、「地域で一緒に考える」を目指す
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	法改正後、協議会として周知活動を行い、ケース状況の把握	ケースが少ないので、まだ見えてこない。 相談があれば事務局と適宜相談していく
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	部会以外でのGWの設置にて横断的な意見交換を実施。 ディスコード活用にて共有ができている。 福祉教育・学校説明会・なんでも相談会・ハロワ体験会などへの参加 日中どこいこイベント開催など 幼保園に対し、AKS部会にて座学・運動プログラム講座を2か所実施	ディスコードでの活用は出来ているが、他部会とはまだ活用できていなく、今後の課題。 ディスコード参加できない事業所も一定数あるので改善が必要だとは感じている。 資源構築については、何があるのかできるのかを令和8年度各部会でフローチャートの作成を行う予定（例、児童においては、出生から何が使えるか等）
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	5	施設・病院等からの地域移行では、GHへの移行が主ではあるが、日中活動・余暇含めての支援ができている。 今年度は実施0	意思決定支援の部分で難しい 情報の伝え方、伝えれる頻度なども異なる為に、事前準備をどのようにしていくのかが課題
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	5	区の家族教室での講話や「8050」に行くまでの「5020」の間に自立への提案をだしている。 区の家族教室や支援学校での説明	阿倍野区は資産がある家庭が多いのと、親の障がい受容ができていない事が多いのがあり、隠れ「8050」が存在している可能性があるので、そこを関係機関から情報共有していきたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	区役所への通報や区各課との連携をとっている。 虐待・人権擁護研修に参加し、事業所内でも共有、職員にも積極的に研修参加を促している。	児童にまつわる虐待などの連携が不十分であり、主体者からの情報があまりでない
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	十分な傾聴をもとに助言や提案を行い、場合によっては専門機関への紹介などをおこなう	啓発・相談として幅広く行う必要があり、地域でのセンター周知を広くすることにより、様々な相談ができるように努めていく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	成年後見については、区担当などとも必要に応じ行えており、あんしんさぽーとについても協議会などでも案内など行ってもらっている	啓発・相談として幅広く行う必要があり、地域でのセンター周知を広くすることにより、様々な相談ができるように努めていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会により隔月での勉強会開催 事例検討は部会内で行っている	主任相談と、どのように人材育成の部分で取り組んでいくのか検討していく必要がある。 区内主任相談の連絡会を実施予定

事業所名				阿倍野　区障がい者基幹相談支援センター		
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	インターバルの受け入れはしている。現任では、日程があえば、グループワークも行っている。 相談支援事業所へは、加算や請求など必要があればフォローアップしている。 試験的に、地域の主任相談へ2件お願いした（受講：当センター職員）	インターバルは継続していくが、相談事業所が増えてきており、センターのみでは難しくなるかもしれない。 府外の研修におけるインターバルが違ったものであり、大阪府バージョンでもお伝えしており、時間がかかる。	
	3－8　その他の取組み					
			住之江支援学校合同説明会・出前授業 福祉教育への取り組み参加 小地域ケア会議への参加（10地域中4地域） 共同生活援助の地域連携推進会議への参加 就労・生活支援センターの運営会議への参加 民生委員児童委員協議会の推進部会への講師派遣 地域福祉推進会議・地域福祉ミーティングへの参加			
4　区における地域課題について						
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			・緊急時の受け入れ先が少ない。児者とも。　※地域生活支援拠点等が進んでいない為 ・地域差が出ているが、80-50での問題が増えてきており、今後も増加する事が見込まれている、相談機関の連携強化と制度理解などが高齢・障がいともに必要になってくる。 ・各事業所の人材不足、人材育成などの研修などが必要になっている。 ・協議会における、情報発信の媒体がない ・児童保護者への、将来的なアプローチ不足（情報提供）、子育てなどとの共同も必要になるのではないか。 ・防災の意識は高くなっているが、地域ごとでどのような情報があるのか不明。 ・地域生活支援拠点等について、周知理解をしていく。局からの説明をしていただければと考えている。			
5　自己評価を終えて						
	5－1　区地域自立支援協議会での報告					
		報告日		6月24日		
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について			
			2 相談支援の状況について	相談の介入などの事はわかるが、どの様に繋がったやどこに引き継いだなどがわかればより明確になるのではないかとの事		
			3 業務に対する自己評価について	評価での、プロセスが見えずらく、しているのだろうなという感想になってしまっている。 協議会の事は、議事録などで確認できるが、他は評価しずらい		
			4 区における地域課題について			
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）					
				運営委員も毎年増えたり、変わったりしており、いろんな意見をいただけており、改善点などを含め考えていければとは感じた。 評価としては、評価しにくい所もあるが、全体的に、センター業務関しては良くしてくれている、地域での活動もしてくれているなど、高評価であった。 自己評価について、件数としては、横ばいのような形ではあるが、後方支援や委託から特定への移行は今年は件数も多かったが、スムーズにできたのと、新規事業所との連携も密に取れているとは感じる。 来年度も、継続した、センター運営と協議会の発展に努力したい。		

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			住之江 区障がい者基幹相談支援センター						
1 相談支援事業の概要			令和7年度						
	1－1 実施状況について								
		法人名称	特定非営利活動法人 自立生活夢宙センター						
		開所曜日	月曜日から金曜日						
		開所時間	9:00～18:00						
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業　指定一般相談支援事業 指定居宅介護事業　指定重度訪問介護事業　指定自立生活援助事業 指定同行援護事業　地域生活(移動)支援事業　指定生活介護事業						
		事業所の特長	・障がい当事者が主体的に運営をおこない、障がい者スタッフが「ピアカウンセリングや自立生活プログラム」を実施している。 ・地域の中で障がい者が堂々と安心して自立生活を目指せるように、様々な機関と連携し、あらたな社会資源を発掘していけるよう地域交流に積極的に取り組み、様々な角度からエンパワメント支援をおこなっている。						
	1－2 職員の状況								
				常勤職員	非常勤職員	計			
			専任	4	1	5 人			
			兼務	2	1	3 人			
			計	6 人	2 人	8 人			
	1－3 専門資格の保有状況								
			社会福祉士3名　介護福祉士3名　精神保健福祉士1名 介護支援専門員2名　点字技能士1名 主任相談支援専門員1名						
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制								
			障がい名	実施曜日	実施時間				
			身体障害/難病	毎日	随時				
			精神障害/統合失調症	毎日	随時				
			身体障害/視覚障害	毎日	随時				
			身体障害/脊椎損傷	毎日	随時				
	1－5 センター業務についての理念・基本方針								
			・住之江区は地域自立支援協議会を中心とし、相談や社会資源の活用が円滑に進められてきており、この基盤となるネットワークを生かしながら、現在構築されている相談ネットワークがより充実したものとなるよう、毎月、相談支援会議(障がい・高齢・子どもの総合相談、地域支援会議、相談支援事業者連絡会)の開催を中心的に担っています。 ・随時の訪問・電話相談や虐待ケースの受付、コア会議への参加、差別解消に向けたアプローチも積極的に行います。 ・複合的な支援が必要な家庭も年々増加していることから、障がいの居宅介護事業所や日中活動等事業所のみならず介護保険事業者からの相談にも積極的に応じ、区役所・地域包括支援センターとも連携し、会議の開催や訪問対応など相談ネットワークを充実させます。 ・地域の中で支援につながることの出来ていない障がい者や、障がい者と住民とのトラブル等も、区役所・地域包括支援センター・見守りあったかコーディネーター等と連携しアプローチを進めています。 ・区役所と連携し、区内の資源の開発や啓発活動も積極的に行っていきます。具体的には学習会やセミナー等の開催、障がいに理解のある民間業者とも連携し、新たな資源の開発を考えている団体とのつなぎも行います。						
2 相談支援の状況									
	2－1 相談支援実績								
		①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数					
			166.7	280					
		②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数					
			2000	10536					
		③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
									0 件

事業所名			住之江　区障がい者基幹相談支援センター												
④支援件数の内訳			福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	聴覚		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体		265	229	59	80	1	268	289	91	17	260	48	0	1607
	内部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		265	229	59	80	1	268	289	91	17	260	48	0	1607
難病			15	15	12	8	0	12	13	0	7	9	3	0	94
重症心身障がい			42	22	7	3	0	38	38	7	1	37	0	0	195
知的障がい			646	195	87	347	10	635	662	44	190	516	6	0	3338
精神障がい			715	637	200	543	10	640	678	52	197	571	31	0	4274
発達障がい			125	61	6	43	1	119	115	7	49	90	0	0	616
高次脳機能障がい			77	56	11	15	0	58	84	18	4	83	2	0	408
そ の 他			0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	4
合計			1885	1215	382	1039	22	1770	1881	219	465	1568	90	0	10536

2－2　相談支援に関する分析	
	相談支援については、毎年同様であるが、8050問題とも言える親子で地域で孤立している相談が多く寄せられ、長年の問題の蓄積による解決の難しさを抱えているケースが多く、介護保険事業所や地域包括支援センター、見守りあったかコーディネーター、見守り相談室など各方面と連携しながらの対応を行っている。それに伴い、つながる場の活用も必要性の検討を行う機会も増えている。 国としても課題となっている、就労継続支援の異常な増加による影響が相談支援にも色濃く出ており、事業所を変更したいが悩んでいる相談や、事業所への不満、B型支援のあり方を問うような相談、某A型事業所での不当な取扱いを受けての今後の見通しが持てない相談など日中活動のあり方が大きく問われるような相談が多く寄せられた。自立支援協議会の各部会においても、就労継続支援のあり方や内容について議論することが多く、就労支援部会を活性化し、より良い就労支援事業所を育てていこうという機運が高まっている。 障がい者の働き方について、本質を問われていくであろうと相談支援の中でも大いに感じる一年であった。

3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	様々な相談に対応できる当事者相談員がおり、その見地から連携機関の把握も出来ているため、専門機関の情報提供もスムーズである。	引き続き努めていきたい。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	1支援毎の相談の中身の内訳を詳細に残すことにより、相談者の生活全般に対しての対応が出来ている。地域として住宅密集地が多く、また他区市町村からの転入者が非常に多く、相談件数は年々増加している。	相談者の主の話題にフォーカスするまとめ方も必要との指摘を受け、今後は実相談者数に近い形での支援件数となっていくと思われる。 ただし、相談の受け方や中身については、複合的な相談が後を絶たないため、画一的にならないように注意したい。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	3	当事者相談員の知識と経験を活かし、相談者の強みを引き出し活かすことはもちろん、エンパワメントの視点を重視したアセスメントを心がけており、各機関につないでいく際にも、ご本人の障害も含めた個性を丁寧に伝えるよう心がけており、つなげた後のバックアップも対応している。	つなぐ事業所側がストレングス視点やエンパワメントの視点を重視してもらえるよう、研修会の実施や当事者主体を広められる機会の提供を心がけていきたい。
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	3	当事者相談員を配置することで、複合的な課題のある事例や長期間の支援を要する事例へのアプローチに対して様々な角度から様々な視点を通して関わることで、状況の紐解きを簡略化出来たり、ネットワーク構築が進みやすいなどの利点を作れている。	引き続き複合課題にも取り組み、住之江区のネットワーク力を高める一員として邁進したい。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	2	前年度の実支援件数に比べて、今年度は触法障がい者等への支援が少なかった。それ自体は非常に良いことではあると考えるが、実際に必要な支援が無かったのかどうかは不可思議である。	相談が入ってきやすい状況を構築していくと共に、触法障がい者の研修会、セミナーなどにも積極的に参加し、連携を深めたい。

事業所名			住之江　区障がい者基幹相談支援センター		
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	緊急時とならないことがベストだが、丁寧にアセスメントを行うことで、緊急事態が起こる可能性もパターンも予測しながら、対応できるような体制を構築している。支援者のネットワークだけでなく、住民との連絡手段も繋ぎながら、地域としての連絡網の整備を心がけている。	引き続き努めていきたい。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	1	区内での啓発活動があまり行えなかった。各区の状況をみつつ、協議会内で議論するものの、依然として区として0事業所という状況である。	地域生活拠点等の整備は重要なことと認識しているため、自立支援協議会を中心に広く周知を行いながら、その意義を共有し、登録事業者の拡充に努めていきたい。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	1	依頼状の件数が月5～10件ほど増えるという状況となり、年度末近くに選定の対応を強化。対応人数の増員と丁寧かつ連絡をとるスピード感を上げ、選定の迅速化に取り組んだ。 相談部会での顔の見える関係性構築により、相談者のニーズに応じた選定を行うことは出来ているが課題の多い年度末であった。	依頼者に連絡がつかないケースも多く、選定に要する時間が非常に長くなり、苦情につながった。 選定の中には、再選定も非常に多くなってきており、その中にはサービスを必要かどうかも理解していない方も多く、申請時の対応を検討する必要性を強く感じた。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談部会、相談支援事業所連絡会などを中心に各事業所のみならず各相談支援専門員に対しての情報提供、事例に対してのアドバイスや必要な際のOJTなども積極艇に行い、地域の相談支援専門員が地域から信頼されるよう働きかけもしている。またメーリングリストを作り、必要な情報提供はタイムリーに行っている。	今後も引き続き取り組み、関係性をより構築していきたい。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	地域包括支援センターとの協働は年々増えており、互いに同行してのアセスメントや支援の組み立ての意見交換も積極的に行っており、初期相談についても同行する機会も多い。つながる場活用に至る事例はあまり増えてこないが、多職種連携は強化されている。	学齢期の家庭課題のある事例なども増えてきており、児童分野での連携取り組みの中で、つながる場の活用ができれば良いと考えている。 福祉分野に依らない連携のあり方を、つながる場を活用することで広めていきたい。
	3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	区自立支援協議会の代表を法人の当事者スタッフが継続的に担っており、基幹職員が事務的な役割を担い、メーリングリストへの送信も基幹職員が積極的に行っている。 各部会にも職員が各々参画し、部会発信の勉強会の発案など積極的に意見提起している。	協議会の参画団体からも、積極的に意見や提案が出るよう、アンケートなども使いながら参加しやすく活気のある協議会としていきたい。
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	各部会にて事例検討を行い、その必要な情報の共有と提供、必要な支援の構築と連携を行っており、区としてのチームアプローチを行えるよう日々連携している。	協議会に参画する機関、事業所などを増やしていくことで、より強い連携、より適切な対応の検討ができるため、協議会への参画を引き続き求めていきたい。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	上記bの事例検討を進めながら、必要な支援についての共有を行う中で、新たな資源の想像も膨らむ。関係機関がそれを共有することで、様々な機関が持っているつながりにて既存資源への周知も図られ、新たな資源が生まれる基となっている。	区の特性もあり、就労系など脆弱な社会資源も多く、区内に留まらない資源の活用は必須ではあるが、加えて区内の資源の開発も諦めずに進めていきたい。B型就労は点在してきており、その精査については国を挙げての課題である。
	3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	定期的な障がい者支援施設への訪問活動を法人として行っており、また施設からの地域移行の相談も.受け付けている。病院の地域連携室からの連絡も多い。 本人の地域生活の意向に即し、コーディネートを行い、自立生活の基盤を作っている。	依然として入所施設との連携は、数か所程度に限定的であり、より拡充できるよう、地域の相談支援事業所とも連携しつつ、地域移行の促進を促していきたい。
	b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	地域包括支援センターとの連携を元に、8050問題とも言うべく相談が定期的に舞い込む。親御さんのこの先の暮らし方と本人の暮らし方とをお互いに無理のない形で互いが成り立つよう、連携を元に体験などを駆使しながら当事者のペースに合わせて進めている。	地域包括支援センターからの支援要請は非常に多くなってきているが、地域で元々孤立している家庭が非常に多いとも改めて実感している。各事業所が地域での気づきが出来るよう、協議会を通じて予防の視点を共有していきたい。

事業所名		住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待研修は法人でも年に数回は行うと共に、基幹担当者、管理者は専門研修を毎年受講するようにしており、意識の向上を図っている。 また、区役所への通報事例についてもコアメンバー会議への出席は必ず招集されるため、連携を満つにし、適切に対応出来ている。	虐待通報が区役所に直接の事例ばかりではあるため、虐待についての相談が基幹にも出来るという周知も再度行いながら、疑いがある際に相談しやすい環境整備を行っていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	当事者相談員が多く在籍する基幹であることから、差別に対する啓発活動は幅広い分野（教育、医療、福祉、地域住民）に対して行えている。 そういった活動を通して、差別についての相談や合理的配慮のあり方、意識づけについて、様々な相談にも応じ、差別の解消に努めている。	実差別事例としての相談は報告としては事業所と当事者とのものが大半で、地域全般の相談としてはなかなか挙がってこない。実際には様々な場面で難しい判断がなされていると認識しており、そのような相談がしやすい環境整備に取り組んでいきたい。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	長年、成年後見制度の利用推進やあんしんさぽーと事業の利用案内などは積極的に行ってきており、連携する機関や専門職は多数である。 本人の金銭面について、きちんと権利が守られるべく対応出来ている。	今後も引き続き努めていきたい。
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談部会、相談支援事業所連絡会などを中心に各事業所のみならず各相談支援専門員に対しての情報提供、事例に対してのアドバイスや必要な際のOJTなども積極艇に行い、単独相談員の事業所でもスキルアップ出来るよう、区全体がチームとなれるように	上記でも書いたように、参加事業所の総数を増やしていき、区全体の相談支援専門員の育成に努めていきたい。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	インターバルについては、ほとんどの区内事業所が当センターにて受入れを行っている。相談部会、相談支援事業所連絡会を中心に新規事業所となってもらえるような参加を呼びかけ、年々事業所も増加傾向にある。また加算の周知なども行い、各事業所の増員	今後も引き続き、努めていきたい。
3－8 その他の取組み				
		○支援学校連携会議をはじめとした、就職後の進路の拡充に向けて支援学校側との連携も続いており、事業所合同説明会の開催や、社会資源情報シート（日中活動調査シート）を協働し活用中である。 就労選択支援がスタートし、区内の事業所は0箇所であったが、就労・生活支援センターに検討を打診し、法人として対応してくれる状況を確立できたのは非常に大きかった。 ○住之江区4地区包括との連携強化、包括の会議にも招聘されている。ケアマネージャーや介護保険事業者の研修会や交流会にも参加。 ○なんでも相談会の開催場所を、区役所の会議室や社協の一室をお借りして行った。 ○相談支援従事者研修への講師派遣も継続して行い、相談支援の拡充に努めている。 ○大阪市障がい者相談支援研修センター主催のピアサポート研修に講師、ファシリテーターの派遣を行った。		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
		引き続き8050問題は非常に深刻であり、大型マンションの多い地域性も重なり、湾岸地域では特に孤立化が顕著である。市営住宅やURが多い南港地域からの相談依頼は増加する一方で、家庭内・近隣とのトラブルに発展するケースも多く相談内容も多岐にわたり、障がい福祉のみならず、介護・医療・法律など複数の機関と連携を強化・支援していく必要がある。 相談事業所は増えてきており、複数相談員の事業所も多くなってきた。それにより計画依頼も比較的につなぎを行いやすくはなってきているものの、選定数の増加による長時間の待ちが発生してしまっている。相談のつなぎは比較的スムーズに行えているものの、苦情も増えており、質の向上は喫緊の課題である。 報酬の見直しも含め運営についても、相談部会内でも検討がなされ、継続した事業所へのサポートの充実が望まれる。 今後は複数相談員の事業所にはより部会への参加を促し、区全体としてのスキルアップが図れるように、より良い相談支援の実施に向けて研修の機会、内容の精査に尽力していきたい。 ヘルパー・支援員等の人員不足による慢性的な受け入れ先不足も深刻で、必要なサポートが受けられないケースも相変わらず出ている。各相談員ごとに事業所へのアプローチも深め、人材確保やサービスの質の向上にも努めていかなければならない。 また、物価高と賃上げにより、他業種の給与も上がったことからか、支援者不足は非常に顕著になってきている。早急な報酬単価の見直しが検討されたい。 コロナ禍を経て、顕著にみられる孤立化し複雑化する相談内容に対応するために、専門的な知識やネットワークを構築する必要性が高く、それらを取りまとめる支援力を形成できる人材の育成も課題である。		

事業所名				住之江　区障がい者基幹相談支援センター
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		5月21日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	相談支援部会や相談支援事業所連絡会など集まれる場があることで、相談できる機会を確保してもらえていることはありがたい。相談のケースが複雑化してきている昨今であり、ケース検討の機会を増やしてもらいたい。相談できる窓口としてはありがたいが、後方支援をどこまで頼って良いかなど、具体的な検討も提案してほしい。
			2　相談支援の状況について	当事者相談員だからこそ相談できる内容があり、非常に助かっている。人権的な視点に即して、本人の支援を考えることを意識されており、課題の大きいケースについて、基幹が共に動いてもらっていることで支援へとつながる実感もある。 また新たな社会資源との出会いについても、連絡会に招聘するなど、各相談支援専門員が資源と出会う機会も拡げてくれており、大変助かっている。 計画相談支援の選定については、件数の増加が圏著であることは理解しているが、件数増加に伴い、その選定について丁寧さに欠ける場面も見られたため、そこについては気をつけて頂きたい。
			3　業務に対する自己評価について	評価点は概ね適正である 部会活動や協議会についても、活発に運営してくれており、区役所との連携も柔軟に行えており、引き続き住之江区内の連携を続けてほしい。 虐待受付や差別事例受付が基幹で無いというのは気になるが、区内事業所も基幹に通報や連絡する機会をもっと意識的に設けてもらえるよう、働きかけは引き続き必要ではないか。
			4　区における地域課題について	児童～高齢まで、切れ目なく孤立化することなく支援できるように、地域のネットワークを構築する必要がある。特に8050問題は区内に古い集合住宅も多く、また地域ごとの特性も相まって固まっている。 児童デイと就労B型の増加が顕著で、中身について大きな問題があると感じる。自立支援協議会を中心に区としてどのようにアプローチを行っていくか、検討していくべきである。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				運営会議、部会、連絡会など昨年度同様、積極的に開催されており、交流の機会も増え、また相談支援の事業についての周知、運営についてのアドバイスなどもじっくり進めてこれた甲斐もあり、新たな相談員を増やす事業所が少しずつ増加を続けており、顔の見える場での様々な関わりが出来る事は、相談支援の拡充にしっかりと活きてきていると改めて実感する年となった。 基幹センターとして10年目、区内でのセンター事業の定着を改めて感じることができた。 ただし、相談選定が増大し、選定に係る時間の猶予も急ぎを求められる中で、相談支援専門員の増加はみられ、選定の幅は拡がっているものの、再選定も多く見られるようになり、選定の質の向上、維持と選定先の吟味やフォローについては大きな課題を感じた一年であった。区役所との連携もギクシャクするなど、業務がバタつく中で、スピード感と丁寧さを保つことは、今後の課題となる。 協議会内で連携の取れている相談チームとして、共通認識を持ちながら、基幹だけに捉われないチーム住之江として、住之江でも問題となりつつある、児童デイや就労B型の課題の解決に尽力していければと思う。 ただ、ヘルパー不足、人材不足は深刻で、他区の事業所に要請することが多くなってきており、各派遣事業所も派遣縮小の兆しも見える中で、やはり報酬拡大については国に求めていかなければ今後の障害当事者の地域生活は危ぶまれている。地域移行の推進を図る上で、地域に資源が無い状況にならぬよう、様々な角度から拡充できるアプローチを模索していきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	住吉区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人あいえる協会
開所曜日	月曜日から金曜日
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	計画相談支援・地域定着支援・地域移行支援・障害児相談支援
事業所の特長	障害者が地域で自立生活が続けていけるよう、各事業所・行関等とネットワークを築いて、「地域であたりまえに暮らす、本人中心」の支援を軸にすることを基本とし、それぞれの障害特性も意識した相談姿勢をもって取り組んでいます。また各指定相談支援事業所の後方支援や運営面のサポート等、必要な情報提供を随時行うとともに、地域自立支援協議会の運営を担い地域連携を推進しています。また、必要に応じて当事者スタッフによるピアカウンセリングの実施、従事する職員は直接介助技術も一定習得しています。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	3	0	3 人
兼務	4	1	5 人
計	7 人	1 人	8 人

1－3 専門資格の保有状況

社会福祉士3名、精神保健福祉士1名、介護福祉士4名
主任相談支援専門員2名、現任相談支援専門員1名、初任相談支援専門員3名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
精神障害	随時	9:00-17:30
全身性障害	随時	10:00-17:00

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当センターでは「どんな障害者があっても地域で自分らしく生活できる」ようサポートを行うことを目指しています。地域で生活をしている障害者、これから地域で生活をする障害者が福祉サービス等を円滑に利用できるように支援を行います。そのため、本人ニーズを聞き取り、必要なサービスの調整や制度利用の手続きのための同行支援、地域生活の経験を積むための支援の実施等、本人のペースに合わせて支援を行います。 また地域自立支援協議会の運営を担い、行政や多職種含めたネットワークを確立していくとともに、地域に必要な社会資源の整備を進めていきます。また虐待や差別のない地域づくりのため、区と協働して啓発活動を行います。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	96.3人	514人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	3373件	3373件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2333 件	213 件	241 件	367 件	168 件	51 件	3373 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	54	1	15	1	0	6	3	13					93
	聴覚	17	0	5	0	0	0	2	3					27
	肢体	134	7	46	2	0	2	26	54					271
	内部	9	0	0	0	0	0	0	29					38
	計	214	8	66	3	0	8	31	99	0	0	0	0	429
難病		15	0	2	143	0	5	1	6					172
重症心身障がい		5	0	9	0	0	0	0	0					14
知的障がい		357	19	76	76	1	17	30	151					727
精神障がい		570	36	139	228	6	36	64	312					1391
発達障がい		132	3	2	10	19	2	3	14					185
高次脳機能障がい		33	0	0	1	0	3	7	42					86
そ の 他		78	7	3	2	0	2	2	25					119
合計		1404	73	297	463	26	73	138	649	0	0	0	0	3123

事業所名			住吉区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2 相談支援に関する分析				
			住居に関する支援の相談が増えており、他府県から住吉区へ引っ越しして来る方や、住吉区から他市への住居探しを含めた支援が例年より多くありました。特に他府県等からは地元の社会資源がないので大阪に引っ越すという理由も数ケースあり、大阪市は制度が充実していると認知されていると考えます。相談の障害種別は精神の方が依然として多く、内、発達障がいのある方の相談が例年通り多くなっています。住吉区の精神保健福祉手帳取得者や自立支援医療受給者も大幅に増えており、それに伴いサービス利用を希望されるための手続きの相談や、既に就労系事業所に所属しているが、そこでの作業内容のこと等、定着することが難しい等の相談も出てきています。		
3 業務に対する自己評価					
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	これまで通り障害を分け隔てることなく、まず一人の個人として対応し、その中で障害特性の困難さを抱えている場合は、必要な専門機関等と連携を図ってきています。	引き続き関係機関と連携して支援対応をしていきます。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	基準件数より高い水準で相談があります。これが地域の状況として妥当か十分分析はできていませんが、センターの立地が駅近くになったことから急な来所相談が増加しました。	記録が追い付かないことがありますが、単発等の軽微な相談でも残すようにセンターで心掛けています。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	本人中心支援を原則として日々対応をしています。センタースタッフは可能な限り相談支援専門員の資格を取得して倫理綱領に基づいて対応するよう各研修等への参加、センター内研修を実施しています。	引き続き相談支援員として適切な支援を継続していけるよう心掛けていきます。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、相談支援専門員等の専門資格の取得を推進しており、複合ケース等の事例対応には日々対応をしています。	一方で長期化して解消の目途が立たない、長期的な見守り支援となるケースも多くあり、関係機関と連携した地域での継続した見守り支援を進めていく必要があります。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	地域定着生活支援センターと連携して対応したケースや、不起訴となりつながったケース等、本人の状況を適切に把握しながら対応してきました。	当センター含め、地域レベルで触法障がい者支援のボトムアップをしていく必要があり、研修を含めたスキルアップを図る必要があります。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	緊急用携帯電話3台を役職のあるスタッフが持っており、緊急対応が必要なケースの時にスタンバイできるようにしています。	緊急連絡については一部の緊急ケースに限定しており、それ以外に広げるとスタッフの労働課題にもなることが懸念されます。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	昨年度は3事業所が登録し、住吉区で初めて地域生活支援拠点の登録となりました。協議会をはじめ、各場において登録の呼びかけをしています。	拠点登録の負担感が強く、実際に緊急時の受け入れをしている事業所でも登録まではでいないとされるところがあります。引き続き拠点機能向上の呼びかけをしていきます。
	3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定は毎月2回程度実施しており、空き状況を把握して公正に実施しています。	空き状況がどこも厳しい場合は、特定の事業所に偏ることがあります。また、方々から対応がよくない等の情報を聞く事業所もあり、そういったところに選定するのが妥当か悩ましいところがあります。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援部会でのサポートに加え、個別での運営や個別支援に関するサポートについて、常時対応してきました。	相談支援初任者になったばかりの相談員向けの研修等を今後検討しています。また引き続き情報提供と合わせて後方支援を進めていきます。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	各包括支援センター等との地域の相談支援機関とはこれまで長年に渡って関係構築をしてきました。つながる場については、必要に応じて参加・活用しています。	各関係機関との連携構築を進め、つながる場の参加だけでなく活用も進めていきます、

事業所名		住吉区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	協議会の運営の中核を担っており、各部会活動や研修会、相談会等を企画してきました。コロナ過で各部会活動に減少や参加者も減りましたが、現在では以前のように活性化しています。	部会活動を担う団体を協議会で振り分けていますが、担当者がずっと担当することができない事案もあり、その後を担っていく人を協議会としても検討が必要です。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	事例検討会の開催、緊急的なケースの個別支援会議の仕組みを作り、実際にケースの取り扱いを行ってきました。	個別事例の会議を4件実施し、各関係機関と連携して対応をしています。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会で各課題を共有して議論する場は持てており、原因分析等も可能な限り行っているが、施策に関するものは区協議会レベルでは対応が難しいと考えます。	各地域課題について、協議会で議論する等していますが、施策に関わるものは区協議会から市協議会へ課題提起をしています。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	昨年度は地域移行実績はないが、一部の障害者支援施設とのつながりを持ち、地域移行の推進になるよう努めている。	施設に配置される地域移行意向確認担当者とのつながりを進めていきます。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	8050世帯やそれに準ずる世帯で地域から孤立しているケースについては、地域見守り相談室や地域包括支援センターから相談があり連携することが増えており、予防的な支援から入る機会も増えました。	長期見守りになるケースも多いことから、本人の意思確認を前提としつつ、関係機関の緊急時の介入についても検討する必要があります。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区役所と毎月1回会議を実施しており、虐待受理状況等を共有して連携している。また大阪府、大阪市の虐待防止研修には定期的に参加して、虐待防止の意識付けをしています。	受理機関としては周知が十分ではなく、受け付け件数は非常に少ないことから、それらの対応について検討が必要です。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障がい者差別に関する相談を受理した時、十分な傾聴と助言を心掛けて対応している。内容によって福祉局担当者と相談して対応するなど臨機応変に対応しています。	啓発についてはまだまだ不足していると思われるので、協議会研修会時等でも定期的に啓発をしていきます。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	虐待ケース等の権利侵害にあたるケースについて、区役所担当と連携して、成年後見やあんしんさぽーとの利用は案内、支援を進めてきました。	現在あんしんさぽーとの利用状況は改善されてきているが、いずれにしても急ぐケースでは成年後見、あんしんサポートであってもすぐに対応できないことは課題として残っています。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	協議会では毎年4回研修会実施、事例検討会も5回実施し、相談支援部会に参加する事業所にじれ提供も含めて参加依頼をするなど、人材育成の一つとして取り組んできました。	引き続き地域の相談支援機関を含む、様々な事業所のボトムアップにむけた取り組みを検討します。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受け入れを行い、協議会部会参加への案内や状況提供を行いつながりを作ってきました。	必要に応じて、区内主任相談支援専門員とも連携し、インターバル対応を進めます。
3－8　その他の取組み				
		・大学とのつながりを持って福祉教育として授業の1コマで車いすの使い方、自立障害者の生活実態を伝えている。同様に地域の小中学校との交流も行ってきました。 ・2016年7月26日に起こった相模原の殺傷事件について、地域に忘れられることのないよう活動を行ってきました。 ・大阪シティバスの住吉営業所との交流研修を実施、車いすの使い方を実施しました。		

事業所名				住吉区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・地域の緊急ケース（8050、9060世帯等）、触法ケースや虐待ケース等、早急に対応しないといけないケースについては、協議会の個別支援会議を開催して対応してきました。区と連携することで、支援者が早急に介して課題の共有と支援の方向性を確認することができました。しかし、キーパーソン不在のケースにおいては、例えば短期的な金銭管理支援や、早急なサービスの支給決定（特例介護給付等の対象外の場合）の対応については課題が継続しています。また、特に強度行動障害者の受け入れが可能なグループホームや生活介護、重度訪問介護および行動援護、ショートステイの事業所が不足しており、他区と連携して探すことが増えている状態です。特にグループホームについては身辺自立が前提での受け入れグループホームがほとんどで、支援を多く必要とする障害者は利用することができない状況です。これら住吉区を含めた他区でも同様の課題でもあることから、市としても具体的な基盤づくりを進める必要があります。 ・また昨年度絆ホールディングスの問題が明るみになり、その影響も含め、協議会でも同様の課題や不適切な支援の疑いのある就労系を中心とした事業所についても情報交換をしてきました。また協議会の各部会でも不適切な疑いのある事業所情報や、そういったところ確認した時の対応についても課題となっています。各区の状況や情報を含め、区協議会と市が連携し、障害者児の地域生活に影響が生じないよう、情報共有や連携ができる仕組みが必要と考えます。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		2026年6月24日（水）
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	・いつも区の基幹センターとして献身的に対応してくれており感謝申し上げたい。 ・相談件数が月間300件の対応になっていると思うが、基幹だけで対応するということに限らず、基幹から地域の事業所に何か連携ができることがあれば教えてほしい。 ・児童の相談が数字上どうなっているか聞きたい。 ・日ごろから気軽に相談できてありがたい。
			2　相談支援の状況について	・相談支援初任者向けの研修は非常に重要でよいと思うので、また協力をさせてもらいたい。 ・防災への参画、BCPの取り組みもしているので組んでいるので、それらもその他の活動の中に記載してよいのではないか。 ・身体障害者団体協議会の方には直接相談はない。外にいる当事者に人に声かけはしているが、中には障害の枠に入るのは嫌という人もいる。
			3　業務に対する自己評価について	・住吉区地域福祉専門会議に参加しているが、そこで住吉区は地域住民や専門職が参加する地域座談会を実施しており、災害時の支援活動等も連携できるように仕組みを作っているが、障害のある人が参画している割合は地域によってばらつきがある。住吉区の見守り支援の紹介をもう少し広げていく必要もあると感じる。
			4　区における地域課題について	
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				・毎年相談の課題が積みあがっており、相談内容も複雑化しているところではあるが、地域の各機関との連携体制が構築で来ていることから、地域の支援体制の基盤はできあがっていると感じる。一方で基幹で抱え込んでいる事案等もあり、もう少し地域の事業所に協力を仰いで連携するということもしていかないと、常に相談対応に追われてしまい、新規で緊急時に介入する必要があるケースが出てきた時にすぐに対応できない恐れがあるため、できるだけ地域の事業所と連携し、一定動ける体制をつくることが必要と感じました。 ・また地域の社会資源は十分ではなく、行動障害等があり支援が多く必要な障害者を受け入れらる事業所は改めて少ないと感じる。特にグループホームは増えており営業も多いが、ほとんどは身辺自立が前提での受け入れであり、上記の当事者を受けいれられるグループホームは空きがない状態。また重度訪問介護や行動援護においてもどの事業所もヘルパーが不足しており、24時間介助が必要な当事者にとっては調整が厳しい状況も続いており、全般的に福祉人材不足も大きな課題となっていると改めて感じる。 ・住吉区の基幹センターとしては地域の各機関と連携構築をし、各指定相談支援事業所の後方支援やサポートは進んでいると感じるが、基幹のみで支えていくのではなく、地域の相談支援事業所と共に地域基盤の整備に取り組んでいけるよう、相談支援体制のボトムアップを進めていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	東住吉区 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人 ちゅうぶ
開所曜日	月曜日～金曜日 土曜日は事前予約のみ
開所時間	9時00分～17時30分 時間外は事前予約のみ
同一場所で実施しているその他の事業	なし
事業所の特長	当事業所は1998年に初めて相談支援事業の前身である市町村障害者生活支援事業委託を受けた。障害当事者主体の自立生活センターとして身体障害者の自立生活を支援し、地域の障害者の相談支援を進めてきた。2012年に3障害対応の東住吉区相談支援センターを受託してからも当事者スタッフが主となった自立生活プログラムなど特長的な事業を展開しながら相談支援活動を行っている。2018年からは区基幹相談支援センターを受託し、地域に根差したセンターとして自立支援協議会の運営、地域の相談支援機関との連携などにもさらに力を入れ、引き続き自立生活のモデルとなる当事者スタッフが主となって運営し、あくまでも当事者の立場に立った支援を目指し、自立生活の実現に力を入れている。また、スタッフには順次相談支援専門員資格を取得させ、主任相談支援専門員も配置し、専門性を高めている。

1－2 職員の状況			
	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務			0 人
計	0 人	0 人	0 人

1－3 専門資格の保有状況	
	介護福祉士・社会福祉士・相談支援専門員・主任相談支援専門員

1－4 ピアカウンセリングの実施体制			
	障がい名	実施曜日	実施時間
	肢体不自由	随時	随時

1－5 センター業務についての理念・基本方針	
	当センターの母体である特定非営利活動法人ちゅうぶは、1984年に大阪市東住吉区に設立された。以降、大阪市内初の重度身体障害者グループホームの設立を果たし、現在日中活動である生活介護2箇所、重度身体障害者グループホーム1箇所、介護派遣事業所1か所を運営し、全面介護が必要な重度障害者の自立生活の支援に取り組んできている。そうした地域での自立生活支援の実績を基に、さらにより多くの障害者市民の自立生活をサポートするために1998年自立生活センター・ナビを設立、市町村障害者生活支援事業を受託。2012年4月から東住吉区障害者相談支援センターの委託を受け事業運営を行い、2018年度より基幹相談支援センターとして活動している。 東住吉区は、市内で障害者数が多い平野区・西成区と比べても地域での社会資源数は多いが、社会参加等、生活の質の観点から見ると不十分なケースもある。また、大阪発達総合療育センターという医療機関もあり、周辺には療育センターに通う為、東住吉区内に移住してくる障害児家族も多い。 私たちは、いまだ福祉サービスが届いていない障害者にアウトリーチする努力を行い、地域での生活を支え、自立と社会参加を基本に置き、どんなに重度の障害をもっていても自己決定できるように支援していきたい。 当センターが中心となり、区内の社会資源のネットワークを作り、自立支援協議会の運営を行っていく。障害当事者の視点に立ちながら、区内の社会資源や相談支援事業所で行われているケアマネジメント業務の推進を行い、相談支援事業所の後方支援業務を行っていくことで地域の支援の質の向上を目指し、ひいては地域在住のすべての障害者の生活をよくしていくことを目指したい。 また、虐待防止についても、区役所と連携しながら具体的に対応し、必要な支援を受けられるようにしていきたい。虐待をさせないための方策として、ニーズの掘り起こしに努め、サービス利用につなげていくようにしたい。 さらに、権利擁護においても、金銭管理だけではなく、相談者と同じ立場に立つ障害当事者のピア・カウンセラーが相談者に寄り添って、合理的配慮がないなどの、社会的な差別に対しても、解決していきたいと考えている。

事業所名	東住吉区 区障がい者基幹相談支援センター

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	87	343

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	3850	4217

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2570 件	277 件	213 件	460 件	281 件	6 件	3807 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	28	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	39
	聴覚	21	6	1	16	0	2	6	5	1	0	1	0	59
	肢体	164	12	21	63	0	12	54	23	0	1	8	15	373
	内部	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	11
	計	222	23	25	82	0	14	62	28	1	1	9	15	482
難病		0	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	5
重症心身障がい		12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
知的障がい		455	39	22	365	5	85	103	94	53	19	20	57	1317
精神障がい		662	110	173	514	11	81	207	133	37	8	16	48	2000
発達障がい		91	23	23	39	0	5	32	12	13	2	3	7	250
高次脳機能障がい		43	10	24	12	0	2	11	1	0	0	0	1	104
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1485	206	267	1015	16	188	416	268	104	30	48	128	4171

2－2 相談支援に関する分析

本年度の相談活動も、東住吉区で生活する障がい者とその家族が直面するさまざまな課題に対し、生活基盤の維持と権利擁護を軸とし、それぞれに対応した支援をおこないました。具体的には、精神的な不安定さや加齢による身体機能の低下、家族関係の悪化による孤立といった背景を持つ方々への関わりが多くありました。居住支援においては、市営住宅やグループホームへの転居支援、入居手続きの同行、ライフラインの停止や家賃滞納といった生活危機への介入が複数ありました。医療面では、精神科や内科への通院同行、適切な服薬に向けた働きかけ、体調急変時の救急搬送や入院調整などの支援を医療機関や訪問看護ステーションとの連携の下で行いました。また、障害年金の裁定請求や障害者手帳の更新といった行政手続きの支援に加え、金銭管理に課題を抱える利用者に対し、「あんしんサポート」や後見人と連携した家計の適正化、特殊詐欺被害への対応、自己破産手続きの同行など、経済的な安定を図るための権利擁護活動も行っています。就労支援では、A型・B型の見学や体験、就職後の定着支援を行うケースもありました。事業所内での対人トラブルや運営に関する苦情への調整も行いました。また、社会参加の促進、社会的なつながりを維持する取り組みも行われました。支援体制の構築においては、利用者との相性や事業所の状況に伴う相談支援専門員の選定・交代を行うケースも多くあり、多職種カンファレンスを通じて、虐待対応や65歳問題に伴う制度移行といった複雑なケースへのアプローチも行っています。特に虐待対応は今年度多くあり、行政との連携もかなり行いました。利用者の意思決定を尊重しながらも、危機管理と多角的なネットワークによる粘り強いマネジメントを行っています。

3 業務に対する自己評価

3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	専門機関と連携することができる体制を取っている。	特に問題はない。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	障害者数、相談件数ともに昨年度と比べても増加しており、区の規模に応じた対応ができている。行政や関係機関からのつながりで相談につながる方が増加しているように感じている。	うまくサービス利用できる方が増えれば、相談は終結していくはずなので、細やかな調整を行い相談の終結に向けて進めていく
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	相談内容に応じて、適切な福祉サービスやそのたの社会資源につなげることを目標に支援を行っている。	つなぎ先がなかなか見つからないケースについては対応に困っている。

事業所名		東住吉区　区障がい者基幹相談支援センター		
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	相談支援専門員（主任・現任・初任）、社会福祉士・介護福祉士、ピアサポーターを配置して業務にあたっている。 複合的な課題や対応困難な事例については自立支援協議会の法定会議やつながる場での会議を行い、対応を積極的に行っている。	職員増員の際には相談支援専門員研修を受けられるように計画していく。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	弁護士・地域定着支援センターと連携を行っている。	協力要請があった際には積極的にかかわっていく。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	必要に応じて夜間休日も相談対応を行っている。	支援に必要な夜間休日の連絡体制については問題ないが、やみくもな連絡については夜間休日は枠の決まった対応が必要である。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	協議会事務局に説明をいただき、承認するプロセスに関わっている。地域生活支援拠点について、現状東住吉区では12事業所4法人の登録となっている	まだまだ知られておらず啓発活動が必要である。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	自立支援協議会のなかで相談支援部会を開催し、事例選定の時間を設けて公正に選定している。	選定後にサービスの介入ができない事例、うまく続かず途切れてしまう事例などがあり、後追いが難しいが、バックアップできるように事業所へのフォローが必要である。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	個別のケースに関する対応の方法や、利用可能制度の状況、社会資源、専門機関に関する情報提供や、担当者会議やケース検討に出席するなどの方法で後方支援業務を行っている。	求めに応じて行っている。また、相談支援部会で情報提供を行っている。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	他分野の相談機関と顔の見える関係を作れている。	お互いにコミュニケーションを行っている。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区役所と協働で自立支援協議会の運営を行っている。5つの部会のほか、全体会、事例検討会など様々な取り組みを行う中で顔の見える関係作りと地域課題の抽出共有を進められている。	今後も協議会参画団体と連携を行い、取り組みを前に進めていきたい
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	法定会議に上がってくるケースについて、すべてをつながる場の会議として、事例検討を行い対応できている。	件数は少ないが、事例検討を行うことができている。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	課題の抽出を行い問題解決に向けて大阪市や国への提言を行っている。区独自の社会資源の開発に向けては区内調整チームでも議論を始めている。	区内の課題について、協議会で共有し、市にも投げかけている。

事業所名		東住吉区　区障がい者基幹相談支援センター		
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	大阪市地域生活移行促進事業を利用して施設から地域生活を体験するプログラムを行っている。施設入所者3名の方に関わり、地域の事業所と協力して体験プログラムを行った	地域移行については本人からのニーズが出にくいため、関係者に働きかけていくことが重要だが、積極的には行えていない。大阪市制度をきっかけにさらに地域移行を目指す方を増やす必要。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	施設や自宅で暮らす障害者に自立障害者の自宅を見学してもらったり、自宅以外の場所で親や施設職員ではない介護者に介護をしてもらう宿泊体験プログラムを実施している	介護体制をどう組むか等の課題はあるが、希望者の掘り起こしなどを行いながら計画的に希望者に向けて実施していきたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区役所担当者と連携をとって、一緒に確認のために動いたり、防止のために分担して動くなど、必要に応じて適切な対応を行っている。 防止に向けて、必要なサービスを入れながら、本人や関係者を交えた話し合いを定期的に開いたり、本人のエンパワメントに取り組むことを継続して行っている。	今後も区と連携しながら虐待防止の観点で支援が進められるように進めていく。スタッフ研修は法人を上げて取り組んでいる。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	①東住吉郵便局でリサイクル券の手続きがわからず、支援者に電話を代わって説明してほしいと依頼したが拒否された。間違えがあってはいけないので手伝わないと一人でやってもらうという説明。市担当者と共に訪問。対応方針、合理的配慮等について説明、局内で周知することを約束された。 ②Jリーグ開幕戦で、車椅子席だけ不当に販売数を制限したのでないかという申し立て。販売責任のセレッソ大阪と、大阪市の担当と一緒に訪問。販売を制限した事情を聴き、不当な制限に当たる可能性を説明、今後、販売制限をしない約束をされた。	①東住吉郵便局全体研修に時間をいただいて説明したいと申し出たが、研修は本部で一括して実施されていると機会が与えられなかった。 ②サイトラインが確保された車椅子席がそもそも少なすぎる問題について、環境整備の観点で引き続き整備に取り組んでほしい。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	借金問題や自己破産の対応、特殊詐欺被害への対応を弁護士など関係機関と共に行い、成年後見やあんしんサポートなどその後の対応についても専門機関につないでいる。	本人は成年後見やあんしんさぽーとの提案を必ずしも受け入れるわけでもなく、難しさを感じている。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会の運営のなかで、学習会を月に一度以上、事例検討会も月に一度行っている。また、グループスーパービジョンも行っており、相談支援専門員同士の質の向上に寄与している。	内容や方法について参加者からのフィードバックをもらい、その都度必要な学習について検討を行っていく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	初任・現任研修におけるインターバル受け入れについては今年度から主任相談支援専門員にも協力してもらい、受け入れを行っている。初任研など法定研修の情報についても積極的に発信している。	初任研を受けたいが、優先順位の問題で受けられないとの意見をいただく。
3－8　その他の取組み				
		機関紙ナビゲーションを年3回1000部発行している。東住吉区内の社会資源情報（オススメのお店紹介、自立生活センターで働く障がい者スタッフに自身の障害についてやスタッフとして働くうえで大切にしていることをインタビューして掲載している。 〇エンパワメントを高めるための取り組み（自立生活プログラム）の記事を掲載し、自立生活の啓蒙を行っている。 〇　大学生に対して、障がい者の置かれている状況や自立についての考え方、施設や病院でなく住み慣れた地域での生活を紹介するため、大学での講師活動を行なっている。〇 団体職員への研修、重度訪問介護従業者に対しての研修、基幹相談支援センター主催の相談支援専門員に向けた研修、大阪府相談支援専門員初任者研修、現任者研修のファシリテーターなどの講師活動を積極的に行っている。〇 自立に向けた個別プログラムを一人ひとりのニーズに応じて取組んでいる。ひとり暮らしを希望する障がい者には生活イメージを深めてもらうことを目的に先輩の自立障害者3名に話を聞く機会を作った。〇60代前半知的・肢体の重複障がい者に対しては、自宅訪問や来所してもらっての定期相談・2ヶ月に1回担当者会議を行い、日々の生活や介護体制ついて情報共有を図っている。 〇手動車いすユーザー、電動車いすユーザーが区内を移動の際、不便を感じる歩道の段差をピックアップし段差がどのくらいかを測り平野工営所に改善を求める活動を行っている。 〇見学・研修の受け入れを行っている。大学の社会福祉現場実習先として学生など様々な団体を受け入れ、相談支援や自立支援、ピアカウンセリングの手法や意義などを伝えている。障害のある学生にはその人の生活を掘り下げて聞きとりを行い、障害がある事で嫌な思いをした事や我慢していることがないか聞き取りを行い本人のエンパワーメントに繋げている。 自立支援協議会として当事者部会として防災を意識して東住吉区内の小学校に区役所職員と訪問し避難所見学を行ったり、脳卒中の障害当事者の方をお招きし障害理解のための講演会を実施した。 〇 障がい者団体とのネットワーク作りを行っている。東住吉区内に止まらず、大阪市内、大阪府下、全国レベルでのネットワークがあり、常に連携の取れる状態を維持している 〇自立支援協議会の全体会においては、障害者雇用をテーマでセミナーを行っている。		

事業所名				東住吉区 区障がい者基幹相談支援センター
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				地域課題に対する取組報告のとおり
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		7月14日
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	
			2 相談支援の状況について	不適切な支援を行う事業所に対して、大阪市の担当部署に連携した後は基幹センターが関われないという点や、つなぎ先が見つからない困難ケースへの対応の難しさについて感想が述べられました。 どこに相談してよいか分からない、あるいは相談することすら思いつかない方々へのアプローチを地域課題として考えていく必要があるのではないかという意見がありました。 福祉業界におけるカスタマーハラスメント(カスハラ)についても、障害の特性との切り分けは難しいが、基幹センターに相談・報告できる仕組みがあればよいという意見が出されました。 3の5の(B)に関連して、8050問題の層において、企業で20～30年勤めてきた知的・身体障害者の親が介護状態になり、本人が疲弊しているケースが増えているが、福祉を拒む家族もいて情報が届かないという実感が述べられました。 地域生活移行促進事業において、スタッフの丁寧な関わりによって利用者の表情が良くなった経験があるが、26年間入所施設で暮らす人が地域生活のイメージを持てないことや、親の諦めという実情に対し、我々自身も利用者の生活を考えるきっかけになっているという意見がありました。 家賃滞納やライフラインの停止、金銭管理が難しいケースなどの複雑な課題に対し、粘り強いマネジメントと関係機関の連携を継続してほしいという意見がありました。 身体障害者団体の高齢化が進み、相談員がいても来談者がいない現状や、障害種別が異なると互いのことが分からず交流がない実態について報告がありました。
			3 業務に対する自己評価について	12ページの相談受付件数において電話相談が圧倒的に多いが、限られたポストの中で長期化するケースとすぐ終わるケースをどのように工夫して回しているのかという質問がありました。 14ページの3の(A)に関連して、ピアサポーターの力は偉大であり、専門職と対等に支援を行う中で、連携の工夫や今後期待していることは何かという質問がありました。 3の6の権利擁護に関して、虐待通報の具体的な状況はどうなっているのかという質問がありました。 障害者差別について、施設や企業側が差別している感覚がない場合があるため、基幹センターだけでなく協議会全体で発信したり、何が差別に当たるのかを気づかせる研修を行ったりする取り組みが必要ではないかという意見がありました。 支援が停滞しているケースについては、区役所で実施している**精神保健福祉相談(医師による相談)**を活用してほしいという情報提供がありました。
			4 区における地域課題について	地域課題について、次の段階としては障害の有無ではなく、警察や消防などの関係者も交えて、地域の人が社会で暮らしていく場として進化してほしいという意見がありました。 日本語が母語でない外国籍の方や、手話と知的障害の重複など、二重三重のマイノリティへの支援が今後さらに大きな課題になるという指摘がありました。 精神科病院からの地域移行について、大阪市全体でも社会的入院が問題となっているが、日頃の取り組み状況はどうなっているかという質問が出されました。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
				毎年のことであるが、自己評価を行っていく中で関係団体からの期待の高まりを感じている。相談件数の増加はサービスを利用する障害者の純増ももちろん関係しているが、我々の活動が地域に認知されていることから様々な機関から基幹センターを紹介されていることもその要因だろうと考えている。今年度は特にライフラインすらままならない方の相談が数件あり、地域資源との連携を行いながら障害者の生活を支援してきている。 今後も自立支援協議会の活動を行い、地域とさらに密接なつながりを作り、個別の支援を基盤としながらますます地域に必要とされる基幹相談支援センターとしての活動を行っていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要		令和7年度
1－1 実施状況について		
	法人名称	社会福祉法人　大阪市障害者福祉・スポーツ協会
	開所曜日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く）
	開所時間	午前09時00分から午後05時30分
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業 指定障害者支援施設（施設入所支援／自立訓練／生活訓練／短期入所）、児童発達支援センター 福祉型
	事業所の特長	当該事業所は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内に設置されています。リハビリテーションセンターとは「障がいのある方へ福祉・医療・教育・労働など多くの分野を有機的に連携しながら、総合的立場から障がいのある方の福祉の向上を図る」という趣旨に基づき4部門の事業から構成されており、そのうちの訓練部門となる指定障がい者支援施設、児童発達支援センター、職業能力開発校については、当該法人がそれぞれの所属や特性を踏まえ一体的に運営しております。当該平野区障がい者基幹相談支援センターについては、その他の事業として位置づけられており、障がいのある人たちへの相談支援事業をおこなう地域の社会資源として役割を果たしているところです。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	2	2	4 人
兼務	6	1	7 人
計	8 人	3 人	11 人

1－3 専門資格の保有状況

社会福祉士6名、精神保健福祉士3名、介護福祉士1名、保健師1名
相談支援専門員8名（主任：1名、現任3名）

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当センターの運営管理に際しては、「障がい者総合支援法」や「大阪市障がい者支援計画」などの関連法規、関連施策や設置条例等を最大限に尊重し、障がいのある子ども・障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を実現し、「その人らしく豊かで自立した生活」が営めるように、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を実現することを基本理念としています。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた福祉サービス等が、多様な関係機関から総合的かつ効率的な支援が提供されるよう配慮するとともに、利用者のニーズ充足や課題の解決の過程で、地域において必要な社会資源の改善や開発につとめ、地域福祉の推進に貢献していくことを基本方針とします。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	69.3	442
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2528	2528

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1520 件	117 件	388 件	340 件	163 件	0 件	2528 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	37	0	1	10	0	0	1	0	0	0	0	0	49
	聴覚	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	11
	肢体	149	4	29	45	0	3	11	9	1	1	0	0	252
	内部	13	0	5	0	0	3	1	0	1	0	4	0	27
	計	206	4	36	56	0	6	13	9	2	1	6	0	339
難病		51	2	3	4	0	3	2	0	1	0	7	0	73
重症心身障がい		24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	26
知的障がい		473	15	55	146	11	27	47	123	40	0	55	0	992
精神障がい		526	10	83	185	0	19	73	44	37	5	29	0	1011
発達障がい		52	0	0	4	0	2	1	0	1	0	0	0	60
高次脳機能障がい		18	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1350	34	180	398	11	57	136	176	81	6	99	0	2528

事業所名			平野 区障がい者基幹相談支援センター	
2－2 相談支援に関する分析				
			令和07年度の相談件数は、合計2528件となっており、昨年度より微増の結果となっていますが、相談者数では月平均が18%、年間の実相談者数では30%ほど、前年度から増加しています。障がい種別では、引き続き精神・知的の占める割合が高く、評価年度は、18歳未満の発達障害や65歳以上の視覚障害の対象者の増加が目立っています。相談内容については、福祉サービス利用援助にかかる相談が全体の約半分を占めるほか、不安解消、健康医療、生活技術、家計経済の順で割合が高くなっています。相談対応の方法に関しては、電話が最も多く、次いで来所、訪問の順となっていますが、健康問題や社会活動に不安を抱えるも、サービスに繋がっていない対象者が増えており、サービス事業者や公的機関等への同行支援やひきこもり等より対面相談が容易でない対象者へのメール対応が増加しています。 現在、平野区の人口は大阪市で2番目に多く、総人口も大阪市と比べ減少幅が大きくなることが見込まれるなか、障がい者手帳の発行数や福祉サービスの受給者数は、市内最大級となっており、年齢を問わず福祉サービスへのニーズが高まっています。引き続き、単身生活者の増加や高齢化、親亡き後の支援など、深刻な地域課題を抱えるなか、福祉サービスの相談対応や住民への理解啓発など、地域で暮らす多くの方々が、障がい者やその家族への意識を高め、地域社会で孤立を防ぐ取組みが必要となっています。	
3 業務に対する自己評価				
	3－1 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a 3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	総合的かつ専門的な相談対応や地域の相談支援体制を強化する取り組みができるよう、社会福祉士や精神保健福祉士、その他専門的資格を有する職員を基準配置しています。国家資格の所持者についても、相談支援専門員の資格取得を進めています。	多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、医療や介護・障がい福祉分野以外にまたがる多様な専門機関と連携し、福祉サービスの利用を含む支援体制を整備することが重要と考えます。
	b 相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	専門的資格を有する職員が中心となり、手帳の所持者数や福祉サービス等の事業者数に照らした地域アセスメントを実施しており、地域の支援ニーズを把握しながら、相談者数や相談件数の妥当性を自己評価しています。	手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握していきたい。
	c 相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	ケアマネジメントの基本姿勢として、ライフステージや心身の状況を踏まえ、利用者の主体性や個別性を重視したストレングスアプローチが行えるよう、センターとしては、相談支援事業所やその他関係機関と利用者の希望する暮らしのイメージを具体化・共有化するための取り組みをおこなっています。	計画相談に 繋ぐまで、あるいは福祉サービスに繋がらないケースの継続相談など、引き続き関係機関と連携しながら支援を展開していきます。
	3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a 専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	地域で望ましい生活を阻害する様々な生活課題に対し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めるなど、配置された有資格者が家族への支援を含め、複合的な課題を把握しながら、専門的なノウハウを持って相談対応・サービス調整・ネットワークの構築に努めています。	ひきこもり等での生活問題が長期化、あるいは同居世帯に生じる高齢化など、隠れた地域課題については、社会的要因を含めた状況把握に努めながら、支援に時間を要する困難性の高い事案についても、長期に亘って相談支援を継続させる重要性を認識しています。
	b 関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	触法障がい者を地域生活につなげる支援体制の整備を図るため、触法障がい者の対応に係る専門的な知識やノウハウを有する団体が主催する研修等に積極的に参加するほか、地域生活定着支援センター等の専門機関を中心的な窓口として、各種福祉サービスの利用調整等を実施しています。	触法障がい者の地域定着支援に関する実践的な知見を広げ、必要な福祉サービスの手続きをはじめ就労支援も含めた生活基盤の構築を支援するなど多角的なサポート体制の充実が必要となります。
	c 緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	ケースの緊急性や困難性から、地域の相談支援事業者に振り分けにくい状況にあると判断した場合に限定して、利用者及びその家族に休日夜間の連絡先を案内しています。その他緊急時の受入体制等による地域生活支援拠点等のコーディネーター役を担っています。	地域定着の利用を検討しながら 伴走支援を行い、地域の相談支援専門員に繋いだ後は、必要に応じて後方支援を行うよう努めていく。 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。
	d 区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	整備に係る5つの機能を担って頂ける機会として、部会で取り扱われる事例報告等の折に触れ、地域の実情と事業者登録について説明しています。また、連携体制の構築においては、登録事業者が定期的に部会等にに参画するよう呼びかけを行っています。	地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所担当者との支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、定期的に支援実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する機会が望まれます。

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	令和07年度に依頼を受けた事業者選定件数は、合計98件となっています。計画相談支援を希望する利用者について、区役所の窓口で便宜が図れるよう、相談事業部会を通じて事業者の空き状況等を区役所と共有するほか、センターが部会の議事録を作成し、区内の相談事業所等へ状況を報告しています。	地域における相談支援体制の整備や、望まないセルフプランの解消に向けて、地域の関係者との連携を図りながら、ケアマネジメントの支援を必要とする利用者の意向をしっかりと受け止めて、適切かつ円滑な事業者選定の業務に取組んでいきたい。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	令和07年度は合計63件の相談を受付けています。区域の相談支援専門員に対し、伴走型の支援を継続しながら連携の緊密化を図るほか、支援が困難な事例は、当センターが個別にケース会議を開催するなど事業者への後方支援を展開しています。	引き続き、相談支援従事者のインターバル対応のほか、必要に応じてサービス等利用計画の内容やモニタリングの結果を共有しながら、専門的見地から検証・評価をおこない、相談支援専門員の質の向上や公正・中立性を高める機能を担っていきたい。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	令和07年度は「つながる場」に計5回参加しています。また、自センターが主催するケース検討会が9回、他機関主催の検討会議に14回、その他、連携強化を目的とした連絡会には5回参加しています。機関協働が必要されるケースなど、積極的に検討できる機会が増えています。	包括的な相談支援体制を構築するに当たっては、サービス事業所のみならず、各職種・団体等が支援の担い手としての役割を果たせるよう、基幹センターや相談員が中心となって、各分野との連携を促進するなど、他分野の会議体との連携を推進していきたいと考えます。
3－4 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	つながる場と共同開催された「個別事例の検討会」へ3回出席しています。相談事業部会においても、参加者の困りごとを吸い上げる仕組みと個別事例を取り扱うプラットホームづくりに努め、定例の運営委員会にて検討が行える体制が整備できています。	協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要と考えます。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	個別課題を幅広く把握する立場にあるセンターを中心に、課題分析から地域の課題を抽出・集積するなど、個別支援から発信された課題に対する取り組みが行われるよう、関係機関等の協力等を求めるなど、相談支援の基盤整備を進めています。	関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取組めるよう、個別事例の検討を通じて地域における障がい児者の支援体制の整備を着実に進めていきたい。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	個別支援から地域課題を抽出する仕組みづくりを念頭に置き、地域支援の可能性を広げるためには、自立支援協議会の機能を活用しながら、関係機関とのコーディネートに努め、チームアプローチの展開が円滑に進むよう、センターとして尽力しています。	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保していきたい。
3－5 地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	令和07年度は、障がい者支援施設から2件、児童施設1件、精神科病院10件、生活保護施設2件、矯正施設1件の相談を受付けています。基幹センターが実施する地域相談支援コーディネートの流れに沿って、区域の相談支援事業所等へ受入れ体制の整備にかかる調整等を行っています。	地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保に併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが望まれます。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	令和07年度は親元からの自立等に向けた相談を13件受け付けています。8050問題が内包される事案については、高齢分野との連携を密に対応を図りながら、専らグループホームの体験を通じて世帯分離を促しています。下半期は生活支援に係る部会の設立準備に携わっています。	地域生活支援拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	令和07年度のセンターでの通報届出は3件、コアメンバー会議に7回出席しています。養護者からの虐待以外にも、利用者や相談支援専門員等から施設従事者等による虐待を疑う相談を数件受付ており、本市の対応窓口を案内の上、対象者の権利擁護の観点から、必要に応じた相談対応を実施しています。	地域において、虐待を受けた障がい者等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点等の機能を活用していきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	令和07年度は1件相談対応を実施しています。相談事項の解決に向けては、大阪市と関係団体と連携を図りました。令和06年度から事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務化されており、引き続き相談窓口として関係機関との連携を図りながら、傾聴や建設的対話を心掛けた初期対応等に努めています。	地域の一員として安心して暮らせるよう、差別や偏見のない包摂的な社会の実現に向けた取組みが進むよう、協議会等を通じて関係者に対する研修の実施や幅広い普及啓発への取組みを進めていきたい。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	福祉サービスの利用を必要としない人のニーズを把握する過程で、家族との対人関係、虐待、差別など様々な問題が背景となっていることが多く、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、権利擁護にかかる専門相談が必要なケースは、適切な支援機関へ繋ぐことを心がけています。	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対しては、積極的に支援を行うとともに、関係者に対して意思決定支援ガイドライン等を活用した権利擁護の普及を図る研修を実施していきたい。
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	令和07年度は、区内の相談支援専門員（初任）向けの研修会をセンターが主催するほか、個別ケース検討会議に計28回参加、内9回は自センターが主催しています。事例検討については、センターが主催して3回実施しております。	地域の相談支援体制の強化と地域づくりの中核的な人材として、主任相談支援専門員が中心となって、事業所や地域において指導的役割を担い、相談支援専門員の支援スキルの向上を図るとともに、相談支援の質の確保を図っていきたい。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受入実績は、現任14件、初任22件となっており、新規開設の事業所については、部会参加の案内を行うほか、事業者選定の依頼にかかる事業所の基本情報等の聞き取りに努めています。	年々インターバル対応件数が増加しており、短期間に受講者が集中する傾向があるため、主任相談支援専門員のほか、対応できる人材を管内で確保していく必要があります。
3－8 その他の取組み				
		令和07年度の主な研修参加実績 2025.05.16 大阪市就業生活支援センター主催：就労選択支援事業に係る講座 2025.05.21 大阪府福祉部障がい福祉室：大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修（基礎研修） 2025.06.24 大阪府福祉部障がい福祉室：大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修（管理職向け） 2025.07.07 大阪市こころの健康センター主催：ひきこもり市民講座 2025.07.09 大阪市立成年後見支援センター主催：成年後見制度利用促進研修 2025.08.06 大阪市発達障がい者支援センター主催：発達障がいの理解と支援（実践編） 2025.09.02 大阪府福祉部障がい福祉室：障がい者虐待防止・権利擁護研修（スキルアップ研修） 2025.11.21 大阪市福祉局生活支援部主催：令和7年度障がい者虐待対応研修（中堅期研修） 2025.11.21 大阪市立成年後見支援センター主催：成年後見制度利用促進セミナー 2025.11.28 大阪弁護士会主催：大阪弁護士会運営委員会との意見交換会 2025.12.01 大阪保護管轄所社会復帰調整官室主催：大阪医療観察制度研修会 2025.12.16 大阪府看護協会主催：社会福祉施設等を対象とした感染症対策研修 2026.01.15 大阪府福祉部障がい福祉室主催：令和7年度障がい者虐待対応研修（特別講演会） 2026.01.20 大阪市福祉局生活支援部主催：「総合的な相談支援体制の充実事業」事業報告会 2026.01.26 NPO大阪雇用支援ネットワーク主催：大阪府就労選択支援事業モデル実施報告会 2026.02.20 大阪府砂川厚生福祉センター主催：窃盗回避支援を学ぶ研修（応用編） 2026.02.27 大阪府福祉部障がい福祉室主催：大阪府相談支援従事者専門コース別研修 2026.03.03 大阪市成年後見支援センター主催：成年後見制度利用促進研修（経験者向け） 2026.03.09 一般社団法人大阪知的障害者福祉協会主催：意思決定支援を問い直す 2026.03.10 大阪府福祉部障がい福祉室主催：大阪府相談支援従事者専門コース別研修 2026.03.13 法人職員一斉人権研修：個人情報の保護、障がい者の人権（虐待対応と権利擁護）		

事業所名				平野 区障がい者基幹相談支援センター
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				令和08年03月現在の障がい者手帳交付数は、身体9977件、知的4296件、精神5450件で、区の人口に占める手帳の交付率も高く、自立支援医療の受給者(7925件)を含め、多くの方々が何らかの保障や支援の対象者と認識されます。地域の特徴としては、公営住宅の整備率が非常に高く、他に比べ障がい者の居住支援もたいへん多く存在し、生活のしづらさを抱えたまま市内市外から転入される障がい者が年々増え続けています。 福祉サービスや制度が広がりを見せる一方で、地域の相談支援体制についても、福祉サービスの事業者同士が連携して、地域生活を支える基盤づくりが重要視されており、高齢、障がい、子ども、生活困窮の関係事業とも連携が深まることで、重層的な支援体制の構築に向けた協働作業の土台が形成されつつあります。 障がい者の重度化・高齢化については、引き続き8050問題など親亡き後の生活を見据えた地域生活支援拠点等の整備が課題となっています。とくに介護者不在時の緊急時対応においては、サービス利用等に繋がっている対象者は、計画相談等による受け皿の確保にかかる仕組みづくりが課題となっている中、日常的にサービスの必要性を感じていない、或いは拒否的で無関心な状態であるケースに関しては、本市の施策となる緊急一時保護事業の限界性を鑑みて、緊急時へ備えた新たな仕組みを検討していく必要があります。 そのほか協議会においても、「18歳移行時の課題」「重度障がい者への支援」等さまざまな地域課題を個別事例から把握できるよう、「せいかつ部会」に次ぐあらたな専門部会の設置検討や、総合的な支援体制の充実事業との連携により、様々な検討会議を有機的に連動させ、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりが求められているところです。
5 自己評価を終えて				
	5－1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		R08.06.19相談事業部会、R08.06.26運営委員会にて報告・審議
		出席者からの意見	1 相談支援事業の概要について	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの敷地内に設置されており、障がい児者等には非常に馴染み深く、また関係者にとっても活用しやすい場所となっている等、受託事業所の概要や特長を参加者に説明しました。また、区障がい者基幹相談支援センターについて、各種の業務内容や職員配置など業務の実施状況を報告しました。
			2 相談支援の状況について	特に意見を頂いておりません。 障がい者手帳発行数の推移、障がい福祉サービス事業者の指定数、計画相談支援の支給決定者数など、業務地域の実情について、地域アセスメントを用いて、相談支援体制を理解するための報告をおこないました。
			3 業務に対する自己評価について	大きな行政区において長年の業務受託実績に照らすと、評価点数がやや低く見積もられているのではないか。 当センターとしては、これまでの活動実績を踏まえ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの関係機関との連携強化に向け、協働作業の土台作りに貢献しつつ、引き続き、高度な要求水準に応える情報力・技術力の向上を目指した事業展開を図っていることをお伝えしています。
			4 区における地域課題について	相談事業部会で共有した地域課題について、以下の点についてご意見を頂いております。 〇障がい者の重度化・高齢化について ケアマネジャーとの連携が難しい場面がある。 〇8050問題、親亡き後の自立生活と地域生活支援拠点等の整備について 高齢・障がいそれぞれの窓口に加えて複合世帯を担う窓口があればよいのではないか。 〇あらたな部会の設置について 児童の相談員が少ないことを鑑みて、子どもに関する部会があるとよいのではないか。 〇相談支援専門員の資質向上への取り組みについて 一人事業所だと、どこまで支援すべきか、限界が見えづらく相談先が乏しくて困る。 一人事業所同士あるいは歴が長い事業所と定期的に繋がれる機会があるとよい。 障がい相談支援事業の情報が少なく、協議会等で顔の見える関係づくりを行ってもらいたい。
	5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
				毎月されている相談事業部会において、困難事例等の報告や各般の情報共有を通じた支援者交流が活性化しています。包括支援センターや訪問看護ステーションなど、他職種の支援者が参加いただいており、地域の障がい者を取り巻く環境を共有しつつ、出席者から幅広い意見等を拝聴する機会に恵まれ、これまで以上に有意義な活動が展開されています。 一方で、地域の相談支援体制についても、区役所をはじめ、高齢、障がい、子ども、生活困窮の関係事業と分野を超えた連携が深まり、重層的な相談支援体制の構築に向け、協働作業の土台が形成されているところです。 計画相談の推進においては、新規参入を含め事業所が年々増加しており、60箇所越えが目前となっている中、各事業所とも運営管理や人材確保の課題を例外なく抱えられており、これまでの業務で蓄積されたノウハウやアセスメントを通じた地域課題へのフィードバック機能が今一つ高まっていないところです。 当センターとしては、引き続き、各種相談機関との支援体制の構築に向け、施策分野を超えたネットワーク強化を図りながら、事業者に対する後方支援や従事者へのインターバル対応など、多面的なマンパワー強化を展開することで、地域を支える福祉人材の基盤構築が促進するものと考えています。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	西成区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和7年度
1－1 実施状況について	
法人名称	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会
開所曜日	月曜日～金曜日（土日祝日を除く）
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	生活介護、放課後等デイサービス
事業所の特長	法人内サービスでは子どもから高齢者支援の総合的サービスを実施しています。 そのため、子どもから高齢者に至るまでの支援がスムーズに行え、ライフステージに応じた支援を生かしたサービス提供が行える強みがあります。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	3	1	4 人
兼務	3	4	7 人
計	6 人	5 人	11 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員2名　相談支援専門員6名　精神保健福祉士8名　社会福祉士5名
介護福祉士5名　介護支援専門員4名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

西成区障がい者基幹相談支援センターでは、障がい者の権利擁護と社会参加の推進に尽力するために当事者の声を聞き、想いを共に実現していきます。
また、社会的入院や、家族介護・入所施設に依存しない地域づくりのために、地域移行の推進と地域生活支援拠点等の整備・機能強化を図ります
社会的に孤立している人たちの潜在的ニーズを把握して新たな施策につなげます

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	108.3	552
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2270	4009

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1292 件	202 件	323 件	265 件	61 件	127 件	2270 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	19	1	6	1	0	0	0	2	0	0	0	0	29
	聴覚	6	1	4	1	0	0	4	4	0	0	1	0	21
	肢体	49	0	20	25	0	2	5	18	0	1	5	12	137
	内部	30	0	11	1	0	1	2	10	2	0	0	3	60
	計	104	2	41	28	0	3	11	34	2	1	6	15	247
難病		12	0	10	0	0	0	0	0	3	0	0	1	26
重症心身障がい		12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
知的障がい		238	17	96	115	30	35	272	241	16	11	94	66	1231
精神障がい		524	41	286	320	8	25	196	340	20	14	59	138	1971
発達障がい		93	11	6	23	0	2	5	16	2	3	0	7	168
高次脳機能障がい		17	2	36	1	0	1	4	0	0	0	0	2	63
そ の 他		78	12	31	16	12	17	10	96	3	1	1	13	290
合計		1078	85	507	503	50	83	498	727	46	30	160	242	4009

事業所名	西成区障がい者基幹相談支援センター
2－2 相談支援に関する分析	
	昨年度と比較すると、延べ相談支援件数は約1.2倍と増えており、2021年度以降は右肩上がりで増加傾向である。障がい者種別では、発達障がいが2.6倍・高次脳機能障がいが2.6倍・難病が1.9倍・精神障がいが1.3倍と増加している。支援内容としては①権利擁護②保育教育③家族関係が増加傾向となっている。権利擁護については、虐待が疑われるケース、夫婦間のトラブルや成年後見制度の申し立てサポート等で継続して関わるケースが増加している。家族関係については地域包括支援センターからの連絡で繋がるケースが多く、世帯間の支援を高齢等の他機関と必要に応じ連携し行っている。またメールによる相談は5.6倍と急増しており、スマートフォン普及に伴い必要に応じて職員のメール・LINEによる対応も開始しており、増加したことが要因として考えられる。特に若者世代からは、対面や電話よりも気軽に相談ができるツールとして今後もメールでの相談は需要が高まっていくものと考えられる。しかしその一方で、依存度を強めてしまうような恐れもあるため、業務時間以外は連絡をとらない・必要性がある場合に限るなど一定の線引きをしておく必要もある。 今年度に受け付けた新規相談件数は307件で、昨年度と比較すると1.1倍に増加している。不明を除く男女比は6：4で依然として男性からの相談が多く、手帳による障がい種別についても精神73件・療育65件・身体35件・難病1件の順で昨年度と大きく変わりはなかった。また手帳を持たないケースは45件、中でも見守り相談室や地域包括から相談を受けるケースは継続的な関りが必要となる場合が多く見受けられた。年代別でみると50代を中心に中高年層が最多であるが、前年度と比べると0～10代の相談も増加傾向である。相談としては、0～9歳までは主に「相談員を探している」という内容が多く、10代については行政や事業所・家族からの相談で内容も様々である。特に、児の計画相談については選定依頼も多く、すぐに相談員を付けたいなど需要があるものの受け入れ可能な事業所は大人と比べると少なく、どのようにすれば児の計画相談支援事業所が普及していけるのか。アンケート調査など実施し検討していく必要があると考える。 相談ルートについては、障がい福祉サービス事業所が92件、本人が63件、行政機関が34件、家族が27件、高齢機関が22件、医療機関が17件と続く。相談内容も「福祉サービスの利用等に関する相談」が最多で昨年度と比べ大きな変化はないが、特定の相談ルートとしては見守り相談室やはぎサポートからの相談件数が増加傾向にあった。特に、見守りや地域包括からの相談の中には、8050世帯で親が生きづらさをもつ子を抱え込んで生活しており、これまで支援に繋がってこなかったケースも複数みられ、高齢化に伴い今後も同様の相談は増加していくものと考えられる。またその一方では、8050よりも若い世代の家族から本人の今後のため支援につなげたいという相談も一定数受けており、8050問題の浸透や相談窓口の周知も一定の成果を挙げているものと考えられる。

3 業務に対する自己評価				
3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	相談内容により、より専門的な対応が必要な場合においては専門機関へ繋げたり、相談を行い、切れ目のない支援と連携強化を図っている。	NPO団体や当事者グループとも連携を図れるように取り組むことが必要と考えている。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	毎年西成区内の障がい者数や区分認定者数は増加が見られ、比例して新規相談件数及び総合相談件数も増加している。 都度、他機関と連携を図り対応を行っている。	相談窓口（基幹センター）の周知も継続して努めていきます。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	3	相談者が来所された際には、本人が持つストレングスやエンパワメントに注視し相談者とともに問題解決に尽力しています。また、相談内容によって適切な事業所及び専門性の高い事業所につなぐことで切れ目のない支援対応を行っている。	
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	潜在する様々なニーズに対応するため、専門資格及び知識を有する職員を配置している。 つながる場や地域ケア会議などにも積極的に参加し、行政・医療・高齢・若者支援などの関係機関と顔の見える関係を築きながら支援を継続的に行っている。	
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	相談が上がった際には保護観察所や地域生活定着支援センター、大阪法務少年支援センター等の直接援助を行う機関との連携はもちろんのこと、地域の社会資源や福祉サービス提供機関などに、支援ケースを通じて地域生活に繋ぐことができている。	本人の安心した居場所と地域の中で出番をつくっていくことを創出できるよう務めていきたい。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急時の対応については連絡網を作成し、その内容によって適切に連絡調整が行えるように各職員は事業用携帯を所持し業務を行っている。また、夜間・休日においても同様の対応を備えており、緊急度が高い方については事前に事業用携帯の番号を伝え対応している。	
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	5	緊急をつくらない地域づくりを目指してワーキングチームを立上げ準備を進めています。福祉サービスにつながっていない層に予防的取組みとして事前登録を包括や関係機関と連携し呼びかけを行っていく予定。また、緊急が起こっても地域で支える事業所を面的に広げる取組みとして区内で登録されている短期入所や共同生活援助事業所に対してアンケート調査を行い拠点登録に向けて顔の見える関係づくりを進めています。	今後は、普及啓発のために事業所向けの勉強会や、各事業所同士の横のつながり、顔が見える関係性を構築し、登録事業所の増加と連携体制等に取り組みます。

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター		
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会相談支援部会において事業所の空き状況を確認し、挙手にて受付けているが1か月に1回のため、それ以外は住所地や専門性を鑑みつつ、偏りなく適切に行っている。	児の計画相談事業所の担い手が少ない。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	障がい福祉サービスの利用や相談支援専門員との契約に至る前から委託相談として関わっていた利用者に関しては、引き継いだ後も後方支援として相談を受けている。また、新たに受けた案件についても、いち早く状況を把握し、いずれも俯瞰し、適切な提案や助言ができるよう努めている。	相談支援専門員への基幹相談支援センターによる後方支援についての周知が不足している。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターやブランチ、区社会福祉協議会とは、南津守市営住宅での終活勉強会や（介護・障がい）相談会を通して企画段階から参画し連携を行った。ダブルケア世帯等支援困難な相談があれば「つながる場」に誘導するなど年間で8回参加する。	障がい児分野の機関との連携を強化していくため、中学校区（要対協）ケア会議にも参画する必要がある。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	運営委員会をはじめ6部会に参画。相談支援部会では、介護保険についての勉強会を他部会合同で開催。就労部会では事業所について企画段階より評価軸を作成中。、運営委員会では地域生活支援拠点等事業のワーキングを立ち上げ、啓発や受け皿の拡充に向けて取り組んでいる。	・就労部会での自己評価について障害当事者や相談支援事業所や誰もがアクセスできるよう公表できるよう基幹センターのホームページにアップできるよう準備中している。 ・グループホームの事業所から、事業所間での情報共有等、繋がりを希望する声も上がっており、新たに部会を設立するのか検討していく。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	相談支援部会や精神保健福祉連携部会において、事例検討を実施し、、包括的な支援を展開できるように努めている。 また、事例検討を通じて地域課題の抽出を行い、大阪市への提言や区で取り組める課題を整理し、部会での取り組みに繋げている。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	地域の実情を踏まえて、地域生活支援拠点等事業「緊急をつくらない地域つくり」のワーキングを立ち上げ、対象者の早期発見や、受け皿拡充に向けて取り組んでいる。	令和8年度も引き続き「緊急をつくらない地域づくり」を実行していく。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	法人内で高齢・障がいの相談窓口に地域移行支援室を設置。パンフレットも作成している。地域生活移行推進事業や地域移行支援事業の相談があった場合には積極的に対応している。	他事業所への啓発や受入れをしてもらえるような取り組みが必要。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	・地域生活支援拠点等事業「緊急をつくらない地域つくり」のワーキングにおいて現在取り組んでいる。 ・家族からの相談を受けた場合は関係機関やご家族にサービスの情報提供を行い支援に繋げている。 サービスを拒否される場合においては継続して訪問を重ねながら関係性の構築に務め福祉サービスの導入のタイミングを図っている。	予防の視点においては早期からの親子へのアプローチが必要。自立に向けての心の準備や考える時間、お金や制度について学ぶ機会、体験の機会等の設定等の取り組み、工夫が必要。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	関係機関と連携して適切な対応が出来るよう、常日頃から支援を通して連携しており、連絡などスムーズに行うことが出来ている。また、職員は虐待防止研修を受講しており、意識の向上に繋がっている。	虐待は外からでは発見しづらいため、行政・地域・関係機関等、より一層の啓発と情報共有、連携の強化を行う必要がある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別が疑われる内容の相談については十分に傾聴している。内容により、直接的な支援の検討や、行政・専門機関へ繋ぐなど行っている。	地域住民に向けて障がい者差別解消法に関する研修会や啓発を実施していく必要がある。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	家族や、共同生活援助（グループホーム）などでの金銭管理で権利侵害が発生することも少なくない。様々な状況を鑑みながら成年後見制度やあんしんサポート事業の利用などにお繋ぎし、安心して地域での生活を送ることが出来るよう支援している。	成年後見制度やあんしんさぽーと事業を知らない方も多いため、制度の知名度を高めるための啓発活動を行う必要がある。また、支援に悩んでいるケースについては専門職派遣の活用など積極的に行いチーム支援で取り組む必要がある。

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター		
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	自立支援協議会の相談支援部会においては制度改正時や社会資源の研修会を実施。グループワークも取入れ、共通する研修については他部会との合同研修を企画し、事業所間の横の繋がりにも努めている。	
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバルの際に相談窓口としての顔合わせを意識して対応している。 新設の事業所へ自立支援協議会の相談支援部会への案内を電話等で行った。	新設の相談支援事業所に対して訪問等による案内も行っていく。
3－8　その他の取組み				
		・おれんじまつり ➡法人内高齢事業所等と協力し、西成区における認知症啓発イベントを運営側として協力して行う。「物忘れ診断」や福祉用具展示、社会福祉協議会のボラセンからバルーンアートの協力を得たり、障害児と認知症当事者による認知症カフェを実施、にしなりオレンジチームにも協力していただき認知症カルタを実施した。 ・「気配りさん登録」による障がい者基幹相談支援センターの周知とつながりづくり ➡地域で活動している町会関係者やネットワーク委員・ボランティアさんの集う場所で当センターの役割を伝え、すでに関わっておられる方や協力いただける方に「気配りさん」登録をいていただく。 ➡南津守ネットワーク委員会・南津守ふれあい喫茶・千本町会班長会議等で14名に登録いただく ・南津守市営住宅勉強会・相談会 →南津守市営住宅にて、玉出地域包括支援センター・南津守ブランチ・社会福祉協議会と共に相談会・勉強会を行う。 →10/7「防災勉強会」、12/11「健康勉強会」、3/12「終活勉強会」		

事業所名				西成区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			1：近年、西成区における現状として、障がい福祉サービス事業所の増加が挙げられ、特に就労継続支援B型の増加が著しく、140事業所を超え、飽和状態となっている。 当事者の様々な活動場所や活動内容、選択肢が広がる側面もあり、適切な運営をされている事業所がある一方、営利目的で不適切な運営をされている事業所も散見される。一部ではアパート＋就労、ヘルパー、訪問看護、金銭管理など囲い込みがあり新たな貧困ビジネスとなっている。 2：西成区では就労継続支援B型で65歳以上の新規申請の増加が著しい。障がい福祉サービスの新規申請に必要なICD10 Fコードに該当する病名の意見書を一度の診察で作成し医療機関と事業所が連携し申請されている。医療機関の中では同じ病名で対象者を変えて申請されているケースも見受けられる。 【継続事項】 西成区において「障がい福祉サービス利用に関する不適切な行為について（報告書）」を作成し、疑わしい事業所や不適切な事業所の報告を西成区役所地域福祉課へ提出し、大阪市運営指導課に報告を挙げるシステムがある。 【新たな取り組みとして】 令和7年度では就労継続支援B型の増加に伴い障害当事者にとってより良いサービスが提供されるよう事業所の評価基準づくりに取組みを東大阪大学の潮谷先生にもアドバイスをもらいながら評価シートの作成を進めています。令和8年には評価シートを事業所に作成してもらい基幹相談支援センターのホームページに公表をしていくことを考えています。また、さらなる取組みとして優良な事業所の評価できる仕組みを構築し適切な運営を推奨する取り組みを検討している。 西成区の地域課題については西成区だけの問題ではなく、他区や他市でも見られ、ますます増加することが予想されるため、オール大阪での取り組みが必要と考える。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		6月16日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	相談支援の状況の内訳で、福祉サービスに関する数字が入っているが、その数の中に「不適切な事業所」の相談も含まれているのか。
			2　相談支援の状況について	メールやLINEでの相談が増えているとあるが、AIに相談した方が障がい者基幹相談支援センターに相談に来られることもあるのか。
			3　業務に対する自己評価について	
			4　区における地域課題について	
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				相談内容も多岐に渡る相談が増えてきています。そのため基幹相談支援センターの相談員一人一人がスキルアップできるよう事例を通した研修など積極的に進めていきたい。